

大阪商業大学
自己点検評価報告書

第 19 号

目次

はしがき

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	40
基準 4. 教員・職員	54
基準 5. 経営・管理と財務	69
基準 6. 内部質保証	85
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	89
基準 A. 地域・社会貢献	89
基準 B. 外部連携	94
V. 特記事項	96
VI. 法令等の遵守状況一覧	97
VII. エビデンス集一覧	107
エビデンス集（データ編）一覧	107
エビデンス集（資料編）一覧	108

大阪商業大学

はしがき

急激な人口減少が予測される中、この国の将来を支える教育活動、とりわけ、高等教育機関の役割は益々重要性が高まっているといえます。大学は、教育の質を保証することを前提に、多様な学生を受け入れ、地域創生や活性化、DX社会で活躍できる人材の育成、それを支える研究活動など、多岐にわたる課題に直面しています。

本学では、こうした課題に組織的に取り組んでいくにあたり、その指針となるべきものとして、令和5年3月、「建学の理念」をよりどころとしつつ、新たな教育方針として「広義の読解力」を提唱し、これを起点とする施策を検討しているところです。そのうえで大切なことは、“我々は今現在、何にどう取り組んでいるのか、その結果はどうだったのか”、このことを客観的に整理し、本学の長所と短所、成果と課題を明確にし、次のチャレンジに繋げていくことだと考えます。そして、我々のこうした活動を多くの方々に理解していただくことであろうと考えます。

「自己点検評価報告書」は、前年度の活動を振り返り、広く社会に公表することによって、本学の実態を知っていただくツールの一つです。であるからには、本学のステークホルダーはもとより、本書を目にしてくださる方々にとってわかりやすいものとするのが、本学への理解を深めていただく近道であろうとの考えに立ち、今号では、記載事項の整理に努め、報告書としてまとめました。今後も引き続きこの視点に留意しつつ、チャレンジと振り返りを繰り返していきたいと考えています。

令和6年12月

大阪商業大学
学長 谷岡 一郎

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の理念とそれに基づく大学の使命・目的

大阪商業大学（以下「本学」）は、昭和3(1928)年に設立された大阪城東商業学校を母体として、学校法人谷岡学園（以下「本学園」）創設者である谷岡登初代理事長によって昭和24(1949)年に開学した。谷岡登理事長・学長が「本学に学ぶ者は須く役立つ人物たむことを期すべし」と説いたことを受け、「世に役立つ人物の養成」を建学の理念に掲げている。この理念は、本学学則第1条において「教育基本法及び学校教育法の規定に則り、建学の理念である、世に役立つ人物の養成を旨とし、広く知識を授けるとともに、専門の諸科学を深く教授研究し、広い視野と的確な判断力をもった人材を育成し、社会の発展、学術と文化の向上に貢献することを目的とする」として定めている。

建学の理念は、各時代の社会状況に応じて具体的に解釈され活用される必要がある。国際化が進み、大学卒業後の活動領域が世界に広がることが予見される時代に求められる人物像として、平成9(1997)年10月に谷岡太郎第2代理事長が「建学の理念を支える4つの柱」を示した。

「建学の理念を支える4つの柱」

国際社会に通用する「思いやりと礼節」をわきまえた責任感の強い立派な人間
学習活動に真面目に取り組み「基礎的実学」を修得した人間
いかなる状況の変化にも対応できる「柔軟な思考力」を保持する人間
困難な状況下でもつねにプラス思考で取り組み「楽しい生き方」のできる人間

2. 教育方針、教育目的、三つのポリシー

本学は、開学以来、建学の理念「世に役立つ人物の養成」の具現化を使命とし、「実学教育」を旨とする教育方針に則り、教育課程の体系化とその実践に努めてきた。本学が目指す「実学教育」とは、修得した学問を経済活動に関わる領域で実際かつ柔軟に活用できる人間を教育することであり、本学では「実学」を「広義の実学」と「狭義の実学」に区分している。

令和5(2023)年3月、今後の社会に求められる人材育成のあり方を、「新たな産業構造への移行に柔軟に適應できる能力の育成」及び「学ぶことの意義を再認識して、生涯にわたり、学び続けていく人物の養成」と捉え、現代のステークホルダーに対する大学の使命・目的のわかりやすい表現として、「建学の理念を支える4つの柱の現代的解釈」を示した。

「建学の理念を支える4つの柱の現代的解釈」（大学の使命・目的のわかりやすい表現）

思いやりと礼節

他者の立場を尊重して、人との協働を支える倫理観・公共精神の養成

基礎的実学

情報の活用を含む人と人との交流の基本となる読解力の養成

柔軟な思考力

時代の変化を見つめ、自ら考え、他者との対話から学び、さらに深い思考力を養成

楽しい生き方

自然の滋味を感じ、環境の激変をチャレンジの機会とする「生きる力」の養成

これと同時に、教育者視点であった教育方針「実学教育」に加え、新たに学修者視点である教育方針「広義の読解力」を示した。

「広義の読解力」

1. 世代や時代を超えて、多様な人々の言葉や芸術表現に関心を持つ
2. 異なった価値観に出会ったとき、自分にない理解・発想などに対する感動と共鳴
3. 多様なメディアが発信する情報を慎重に吟味する
4. 他者との交流、対話から、新たな価値を見出す
5. 自然の滋味を感じ、自然の脅威を新たなチャレンジにつなげる意志

上記の使命・目的及び教育方針に則り、学部・学科の教育目的を定め、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定している。

3. 教育研究組織の整備・展開

大学開設以来、適宜改定を重ねた学部組織（1学部4学科：商経学部経済学科・経営学科・商学科・貿易学科）を平成12(2000)年に2学部3学科（経済学部経済学科、総合経営学部経営学科・流通学科）に、平成17(2005)年には2学部4学科（経済学部経済学科、総合経営学部経営学科・商学科・公共経営学科）に、平成30(2018)年には現在の姿である3学部4学科（経済学部経済学科、総合経営学部経営学科・商学科、公共学部公共学科）に改編した。

また、平成9(1997)年には大学院地域政策学研究科地域経済政策専攻（修士課程）を、平成11(1999)年には同大学院に博士課程（後期）を、平成20(2008)年には経営革新専攻（修士課程）を設置した。

本学の教育活動を推進するには、基盤となる研究活動や地域との連携が肝要である。これらは、大学院、比較地域研究所（JGSS研究センター含む）、アミューズメント産業研究所、商業史博物館、総合交流センター、共同参画研究所の各機関で行っている。

4. 基本的な教育課程と工夫

◆基本的な教育課程

学部の教育課程は、学部・学科共通で、副専攻科目、主専攻科目、演習科目の3つの科目群及び自由選択科目から成っている。主専攻科目では、学科の専門的知識を体系的に学び、副専攻科目では、4年間を通して教養を感得する。演習科目では、学部・学科の学びを深め、自由選択科目は、主専攻科目の学びを補完・充実しうる他学部・他学科の科目を配置しているほか、キャリア形成に繋がる科目で構成している。なお、主専攻科目と副専攻科目の間では、主専攻科目として学ぶ内容について、その背景や社会とのつながりを意識できるよう、科目単位での関係性を整理し、学位プログラムとしての一体性を担保している。

大学院の教育課程は、専攻により次のとおり構成している。

地域経済政策専攻博士前期課程は、専修科目群、地域研究分析手法基礎科目群、演習の3つの科目群で編成し、各自の研究テーマについて研究指導担当教員から2年間指導を受けて、修士論文またはフィールド・リサーチ・ペーパーとしてまとめる。

地域経済政策専攻博士後期課程は、地域問題特論及び特殊研究の2つの科目群で編成している。地域問題特論で社会・文化等の諸分野から多角的・総合的・学際的に最新の地域問題をとらえ、特殊研究として研究指導担当教員の指導を受け、地域政策特殊研究、地域経済特殊研究または比較地域特殊研究の視点で、博士論文を執筆する。

経営革新専攻は、コア科目群、専修科目群、特別コース科目、演習の4つの科目群で編成し、各自の研究テーマについて研究指導担当教員から2年間指導を受け、修士論文またはフィールド・リサーチ・ペーパーとしてまとめる。

なお、新産業の創生や国際交流に必要な能力と資質を有する人材を育成することを目的とする特別コース科目として、IR (Integrated Resort) に関するマネジメントに必要な能力を養うコースを設置している。(令和5(2023)年度現在募集停止)

◆特色ある教育課程 (OBP コース)

平成14(2002)年、「本学学生への起業教育」を軸に、地域や高等学校と連携した「起業教育・起業家育成」を企図し、全学的な起業教育への取組みを開始した。教育課程においては、「起業教育」に特化した履修上の特別コースとして「大阪商業大学ビジネス・パイオニアコース (OBP コース)」を設置した。

◆特色ある教育課程 (GET コース)

平成27(2015)年度、グローバル化が進展するなか、在学生の留学に対する意欲に応えること、大学全体の国際化を進めることを企図し、留学支援制度を構築した。この一つのプログラムとして、海外留学を基軸とする教育課程「グローバル・アントレプレナー・トレーニングコース (GET コース)」を設置した。

5. 教育課程外の取組み

本学は、社会で必要とされる能力・資格等の取得に限らず、自立を促す活動(スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動等)にも取り組み、高い倫理観をもった意欲的な人材を育成にも取り組んでいる。本学におけるスポーツの意義と役割を平成26(2014)年に制定した「スポーツ憲章」によって内外に示している。学生の「気づき」を促し、社会的及び職業的な自立を図る能力を養う取組みとして、全学生を対象とする「就業力育成支援事業」を実施している。これは、入学前から教員と職員が連携して支援する長期プログラムでありPDCAサイクルを回し、改善・充実を図っている。

6. 地域との交流・還元

本学では、「地域連携ポリシー」を定め、地方自治体や地域産業界を含む地域社会と連携して行う教育研究活動、具体的には、大学院、研究所等が行う公開講座、商業史博物館及びアミューズメント産業研究所が行う収蔵史料の公開展示、地域のスポーツや文化の振興事業等を通じて、教育研究の深化及び地域社会の発展に寄与することを目指している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 3(1928)年	初代学長・谷岡登が「世に役立つ人物の養成」を建学の精神として、大阪商業大学の前身である大阪城東商業学校を開学。 ※建学の精神は、以来建学の理念として大学教育の指針となる。
昭和 24(1949)年	学校制度改革を機に大阪城東大学を開学、経済学部経済学科を設置
昭和 27(1952)年	学校名を「大阪商業大学」と改称。経済学部経済学科を商経学部商経学科に変更し、商学専攻を増設
昭和 37(1962)年	商経学科を経済学科、商学科、経営学科に分科
昭和 40(1965)年	貿易学科を増設
昭和 58(1983)年	本学の創立者である谷岡登の遺徳をしのび、谷岡記念館（昭和 10 年建築の旧本館を移転、改築復元）を開館
平成 9(1997)年	大阪商業大学大学院（地域政策学研究科 地域経済政策専攻 修士課程）を設置、産業経営研究所、商業史研究所を改組し、比較地域研究所を設置
平成 11(1999)年	大学院 地域政策学研究科 地域経済政策専攻（博士後期課程）を設置 商業史博物館を開館
平成 12(2000)年	商経学部（経済学科・商学科・経営学科・貿易学科）を、経済学部（経済学科）、総合経営学部（経営学科・流通学科）の 2 学部 3 学科に改組。アミューズメント産業研究所を開設 谷岡記念館が国の登録有形文化財に指定される
平成 14(2002)年	“知的交流”“知の実践”の場となることを願い、U・メディアセンター「GATEWAY」、ユニバーシティホール「蒼天」をオープン 「大阪商業大学ビジネス・パイオニアコース（OBP コース）」を設置
平成 15(2003)年	旧図書館を学生の憩いの場 Re/Ra/Ku として改修、コンビニや旅行サービスカウンターを設置
平成 16(2004)年	キャンパス・イノベーションセンター（大阪地区）に大阪商業大学サテライトキャンパスを設置 クリエイション・コア東大阪に大商大リエゾン・オフィスを設置
平成 17(2005)年	総合経営学部公共経営学科を増設。総合経営学部流通学科を商学科と改称
平成 18(2006)年	新校舎（4 号館）第一期竣工
平成 19(2007)年	新校舎（4 号館）第二期竣工 学生食堂「S-terrace」をオープン
平成 20(2008)年	大学院 地域政策学研究科 経営革新専攻（修士課程）を設置 大学院 地域政策学研究科 地域経済政策専攻 特別教育研究コース（犯罪学）を設置 学修支援センター、スポーツセンターを設置 エクステンションセンターをリエゾンセンターに改組 平成 20(2008)年度大学機関別認証評価受審
平成 20(2008)年	JGSS 研究センターを開設
平成 23(2011)年	学生寮（みくりや寮）をリニューアルし、S-dorm（エス・ドーム）と改名 新研究棟竣工
平成 24(2012)年	6 号館 1 階を学修支援センターとしてリニューアル
平成 25(2013)年	第一グラウンドを人工芝化 旧体育館を多目的屋内競技場としてリニューアル
平成 26(2014)年	梅田サテライトオフィス「CURIO-CITY」を開設 平成 26(2014)年度大学機関別認証評価受審
平成 27(2015)年	大学院 地域政策学研究科 経営革新専攻に「特別教育研究コース（IR マネジメント）」を設置 「グローバル・アントレプレナー・トレーニングコース（GET コース）」を設置
平成 29(2017)年	ユニバーシティ・コモンズ リアクト竣工 リエゾンセンター、学修支援センター、スポーツセンターを改組し、総合交流センターを設置
平成 30(2018)年	総合経営学部公共経営学科を改組し、公共学部公共学科を開設 共同参画研究所を開設
令和元(2019)年	谷岡記念館 1 階を改修。アミューズメント産業研究所展示室を開設
令和 2(2020)年	令和 2(2020)年度大学機関別認証評価受審
令和 4(2022)年	関屋グラウンドを人工芝化 U・コミュニティホテルを一部改修し、U-maison（女子学生寮）をオープン

2. 本学の現況

・大学名 大阪商業大学

・所在地 大阪府東大阪市御厨栄町4丁目1番10号

・学部構成、学生数 (令和6(2024)年5月1日現在)

(学部)

学部	学科	入学定員	収容定員	学生数				
				1年	2年	3年	4年	計
経済	経済	300	1,200	327	334	300	351	1,312
経済学部 計		300	1,200	327	334	300	351	1,312
総合経営	経営	400	1,600	475	445	406	465	1,791
	商	150	600	179	175	168	192	714
	公共経営	—	—	0	0	0	1	1
総合経営学部 計		550	2,200	654	620	574	658	2,506
公共	公共	250	1,000	248	256	247	283	1,034
公共学部 計		250	1,000	248	256	247	283	1,034
合計		1,100	4,400	1,229	1,210	1,121	1,292	4,852

(大学院)

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員	学生数
地域政策学	地域経済政策	博士前期	10	20	7
		博士後期	3	9	2
	経営革新	修士	10	20	10
地域政策学研究科 計			23	49	19
合計			23	49	19

・教員数 (令和6(2024)年5月1日現在)

学部	専任教員数	非常勤教員数
経済	30	38
総合経営	52	50
公共	25	22
計	107	110

・職員数 (令和6(2024)年5月1日現在)

正職員	嘱託	パート(アルバイト含む)	派遣	計
65	41	31	30	167

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、学校教育法第 83 条に則り「大阪商業大学学則」（以下「学則」）第 1 条に、大学院の使命・目的は「大阪商業大学大学院学則」（以下「院学則」）第 1 条に定めている（図表 1-1-1）。【資料 1 企画 1-1 | 01】【資料 1 企画 1-1 | 02】

また、学部・学科の教育目的は、大学設置基準第 2 条に基づき「学則」第 4 条に、研究科及び専攻の教育目的は、大学院設置基準第 1 条の 2 に基づき大学院学則第 1 条に定めている（図表 1-1-2）。【資料 1 企画 1-1 | 03】【資料 1 企画 1-1 | 02】

これらはいずれも、具体的かつ明確に示し、簡潔な文章で記している。

図表 1-1-1 大学の使命・目的、大学院の使命・目的

【大学の使命・目的】	
教育基本法及び学校教育法の規定に則り、建学の理念である、世に役立つ人物の養成を旨とし、広く知識を授けるとともに、専門の諸科学を深く教授研究し、広い視野と的確な判断力をもった人材を育成し、社会の発展、学術と文化の向上に貢献することを目的とする。	
【大学院の使命・目的】	
地域に関する総合的、学際的な教授研究を行い、地域をめぐる諸問題の解決と政策の企画・立案に指導的役割を果たす人物を養成するとともに、精深な地域政策学の確立を目指すことを目的とする。	

図表 1-1-2 各学部、学科、研究科及び専攻の教育目的

【教育目的（学部）】	
経済学部	国内外の地域社会を持続可能な発展へと導くためには、経済社会の動向を正確に分析し、柔軟な発想と幅広い視野で物事を考え、社会の一員として経済の発展のために責任ある行動をとることが求められる。これらの資質・能力を修得するために、経済学を基軸に広範囲な理論・知識について教育研究を行うことを目的とする。
	経済学科

総合経営学部	組織をマネジメントする能力並びに組織間及び組織と市場の関係性をマネジメントする能力を有する人材が求められる。組織が持つ経営資源を効率的・効果的に活用して、環境変化に対応するマネジメントについて教育研究を行うことを目的とする。	
	経営学科	組織における経営資源の効率的活用について教育研究する。経営学・会計学の理論や経営情報等の知識を基盤に、広角的な視野を持ち、マネジメントに関して総合的に判断し意思決定できる力を備えた人材の育成を目的とする。
	商学科	流通の歴史及び現状並びに顧客の創造について教育研究する。流通科学及びマーケティングを基盤に、市場を分析し創造する企画力及び実践力を持つ人材の育成を目的とする。
	公共経営学科	国、地方自治体、非営利団体等の社会的事業のマネジメントについて教育研究することを目的とする。即ち、経営学を基盤に公共的諸施設及びサービスをマネジメントする能力を有し、地域貢献を行う人材を育成する。
公共学部	豊かな地域社会を創造するためには、行政、住民、さらには中間組織が協働し、多様な人々が集う公共的な空間を運営することが求められる。公共空間を運営するためには、他者の立場や価値観の違いを理解する能力と、持続可能な仕組みをつくることのできる経営的発想力が必要である。これらの能力を育成し、公共空間の創造と運営に関する教育研究を行うことを目的とする。	
	公共学科	人々の豊かな暮らしを支える地域社会の運営について教育研究する。地域における豊かな暮らしの実現には、行政、住民、さらには中間組織の協働が不可欠であり、スポーツや健康、レジャーや観光、福祉の充実や文化の醸成等、多様なアプローチを必要とする。経営学的な視点から、他者の立場や価値観の違いを理解し、地域の発展に必要なサービスや仕組みをマネジメントできる人材の育成を目的とする。
【教育目的（大学院）】		
地域政策学研究科	地域に関する総合的、学際的な教授研究を行い、地域をめぐる諸問題の解決と政策の企画・立案に指導的役割を果たす人物を養成するとともに、精深な地域政策学の確立を目指すことを目的とする。	
	地域経済政策専攻	経済学、公共政策学や公共経営学、中小企業研究、地域研究としての歴史学や文化論等を有機的に関連させ、理論と実践を融合した地域政策学の研究教育を行う。その過程を通じて、地域政策学を基盤に地域がかかえる諸課題にグローバルな知見から問題を発見し、解決策を企画・立案し、その解決策を運用するシステムを管理運営する高い能力を持った高度専門職業人及び研究者を育成する。
	経営革新専攻	経営学を基盤としながら、商学、会計学、法学、経営情報学、公共経営学等の分野の知識の修得と実践教育及び研究を行う。その過程を通じて、企業経営に関する高度な専門的知識とグローバル・マインドさらには崇高な倫理観をもち、地域経済の活性化に資する経営革新の担い手としての起業家やビジネスリーダーを育成する。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の特徴は、学則第1条に定める使命・目的に則り、実学教育を基軸に、生涯にわたって学び続け、チャレンジし続ける人材を育成していることといえる。

学修者視点で構築した教育方針「広義の読解力」に基づいた教育課程では、全学共通の副専攻科目と学部・学科の専門領域を学ぶ主専攻科目とが、相互に関連性を持った教育課程として整理されており、これを体系的に学ぶことによって広範囲にわたる教養と専門領域との関係性の循環に気づき、生涯を通じた学びへと繋がっていくことに気づかせることを意図している。これらの学修に加え、チャレンジすること、ときには失敗から学ぶことを実践する場として演習科目を設置している。この科目区分では、1年次では大学での学びへの導入を、2年次以降ではそれぞれが興味をもつ分野を深く学べる環境を提供してい

る。また、本学での学修の過程において、教育課程内外にわたる起業家教育を通じて、チャレンジ精神を身につける機会を初年次から提供し、チャレンジ精神の涵養に努めている。

【資料 1 企画 1-1 | 01】【資料 1 企画 1-1 | 02】【資料 1 企画 1-1 | 03】【資料 1 企画 1-1 | 04】

1-1-④ 変化への対応

社会の変化に対応するためには、外部の意見を聴くことが重要であるとの認識から、平成 30(2018)年から外部の有識者から本学の教育研究活動に対する意見を聴き、本学の使命・目的、学部・学科の教育目的と社会的要請との整合性について検証している。【資料 1 企画 1-1 | 05】

急激に社会が変化する時代において大学に求められていることは、あらゆる事態に対応して活動できる人材、惹起する課題の解決に意欲的に取り組む人材の育成であると捉え、令和 5(2023)年 3 月、建学の理念を支える 4 つの柱の現代的解釈を示すとともに（図表 1-1-3）、新しい教育方針「広義の読解力」を掲げた。【資料 1 企画 1-1 | 06】【資料 1 企画 1-1 | 07】

これを受けて学部・学科の教育目的を見直し、令和 6(2024)年 4 月 1 日付で「学則」を改正した。【資料 1 企画 1-1 | 08】

図表1-1-3 建学の理念と理念を支える4つの柱

	建学の理念を支える 4 つの柱 (建学の理念に示す人物像)	建学の理念を支える 4 つの柱の現代的解釈 (大学の使命・目的のわかりやすい表現)
建学の理念 世に役立つ人物の養成	思いやりと礼節 国際社会に通用する「思いやりと礼節」をわきまえた責任感の強い立派な人間	思いやりと礼節 他者の立場を尊重して、人との協働を支える倫理観・公共精神の養成
	基礎的実学 学習活動に真面目に取り組み「基礎的実学」を修得した人間	基礎的実学 情報の活用を含む人と人との交流の基本となる読解力の養成
	柔軟な思考力 いかなる状況の変化にも対応できる「柔軟な思考力」を保持する人間	柔軟な思考力 時代の変化を見つめ、自ら考え、他者との対話から学び、さらに深い思考力を養成
	楽しい生き方 困難な状況下でもつねにプラス思考で取り組み「楽しい生き方」のできる人間	楽しい生き方 自然の滋味を感じ、環境の激変をチャレンジの機会とする「生きる力」の養成

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

常に社会の変化に柔軟に対応し、本学に対する社会の要請を明確に把握できるよう、引き続き学内外の情報を広く収集し、合理的な分析を踏まえながら、使命・目的及び教育目的を検証し、必要に応じて見直しを図る。その際には、学内外の多様なステークホルダーに本学の意図しているところが明確に伝わるよう、具体性と明確性、さらには簡潔な文章

での表現に努める。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的は、学則に定めている。これを改正する際には、学内での議論の後に、本学園理事会の決議を要する。【資料 1 企画 1-2 | 01】

学内の手続きとしては、運営会議（学長の諮問機関として、副学長以下の執行部、事務局長等で構成する、教学事項全般に係る審議・調整を図る会議体）でこれを諮り、大学教授会の意見を聴いて学長の決定をもって、理事長に対して上申する。なお、事務組織においては、事務局を構成する課（室）の長で構成する事務局会議で情報を共有し、必要に応じて調整を行う。理事長は、前述の上申を受けて評議員会の意見を聴き、理事会での審議を経て決議に至る。この過程において、大学教職員及び理事会、評議員会構成員に対してその必要性や趣旨の説明、質疑応答がなされる。このように、役員、教職員がそれぞれの立場、過程で関与することで、関係者の理解は十分に得られているといえる。なお、令和 6(2024)年 4 月 1 日付学則改正においては、将来構想を企画する過程での取組みであることから、その素案は「将来構想企画委員会」で発議、検討された後に、上記の手続きを行ったものである。【資料 1 企画 1-2 | 02】【資料 1 企画 1-2 | 03】【資料 1 企画 1-2 | 04】

1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的並びにこれに基づく三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）は、大学ホームページや『履修の手引き』等の印刷物に記載し、学内外に周知している。【資料 1 企画 1-2 | 05】【資料 1 企画 1-2 | 06】また、学生や受験生とその保護者、教職員等、本学にとってのステークホルダーに対し、オープンキャンパス、入学式、学位記授与式等では、学長が自らの言葉で建学の理念を説明するなど、理解の浸透を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、本学園が定める事業計画制度に則って、5 年間の中期計画を策定している。この制度においては、基本領域・経営領域・教育領域・研究領域・運営領域・周辺領域で構成される様式を用いて、5 年後の本学の姿（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を学校

ビジョンー中期計画として描き、その実現に向けた5年間の投資計画、それに基づく単年度の事業計画を策定している。この制度において、中期計画となる学校ビジョンは、大学の使命・目的及び教育目的の達成に向けた指針として策定されている。【資料1企画1-2 | 07】【資料1企画1-2 | 08】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、建学の理念に基づいて使命・目的を定め、学部・学科、研究科・専攻ごとに教育目的を掲げている。

前述のとおり、建学の理念は4つの柱（思いやりと礼節、基礎的実学、柔軟な思考力、楽しい生き方）として解釈し、新しい教育方針「広義の読解力」においては、その解釈を現代的に再解釈している。三つのポリシーは、学部・学科の教育目的に即して策定しているが、ディプロマ・ポリシーは、本学での学修の成果である卒業認定・学位授与の方針として、建学の理念の4つの柱と学士力の4つの要素（知識・技能、汎用的技能、態度・指向性、統合的な学習経験と創造的思考力）との対応関係を構築して策定している。これを到達目標として、ディプロマ・ポリシーを達成しうる教育課程の編成方針としてカリキュラム・ポリシーを、カリキュラム・ポリシーに基づいて構成される教育課程で求める学生像、その選抜方法を定める方針としてアドミッション・ポリシーを策定している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

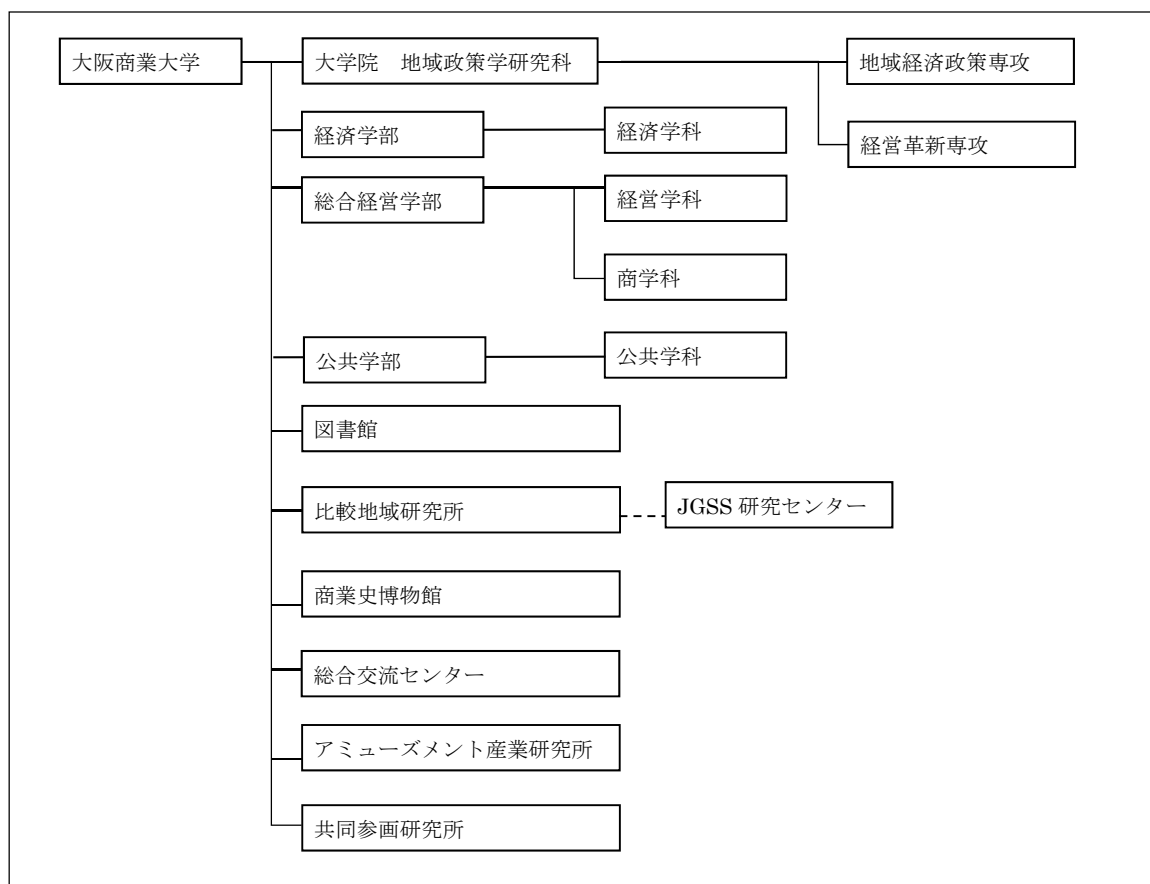
本学は、使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究組織として学部・学科、研究科・専攻、附属機関を設置している（図表1-2-1）。

本学の基本的な教育研究組織としては、学部では経済学部経済学科、総合経営学部経営学科・商学科、公共学部公共学科を、大学院では地域政策学研究科地域経済政策専攻博士後期課程・博士前期課程、同研究科経営革新専攻（修士課程）を設置している。

また、教育・研究の質的向上に資する組織として、図書館のほか、比較地域研究所、JGSS 研究センター、商業史博物館、総合交流センター、アミューズメント産業研究所、共同参画研究所を設置している（図表1-2-2）。

図表 1-2-1 教育研究組織

(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)



図表 1-2-2 商業史博物館及び附属研究所設置目的

商業史博物館	商業史、郷土史等に関する資料の収集、整理等による本学の教育、研究への寄与
アミューズメント産業研究所	人間生活における余暇活動を政策や産業等の側面から分析し、将来のアミューズメント産業の在り方を検討
共同参画研究所	地域創造の担い手である中間組織の在り方等、社会的包摂にまつわる事象の研究
比較地域研究所	社会科学を基礎とした個別具体的な地域研究、地域に関する諸現象の法則性の理論的な検討による地域学の発展

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の使命・目的、学部・学科、研究科・専攻の教育目的、これに基づく三つのポリシー及び教育研究組織の在り方について、学内外の情報に基づく合理的な根拠に基づき、社会情勢の変化に合わせて、定期的に検証し、見直しを図っていくよう努める。また、検証、見直しの過程においては、上述のプロセスを踏まえて、学内外の多様なステークホルダーの理解を得ることに留意するとともに、適切に中期計画に反映し、計画性と透明性の向上を図る。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び学部・学科、研究科・専攻の教育目的は、建学の理念に基づき、「学則」及び「院学則」に明確に定め、その実現に向けた活動は、中期計画として反映されている。また、本学の建学の理念及び教育目的、教育目的を反映した大学・大学院における三つのポリシーは、大学ホームページ等に掲載し、学内外へ周知している。

本学が設置している学部・学科、研究科・専攻、附属機関等は、本学の使命・目的を達成するための組織として適切な規模で構成され、相互に十分な関連性を保っている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、入試問題の作成を「大阪商業大学入学試験実施細則」の規定に基づき大学が自ら行っている。

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、周知している。

(学部)

本学学部における入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、建学の理念に基づく教育目的を踏まえ、求める人材像、育成方針及び選抜方法を構成要素として学部・学科別に明文化している。アドミッション・ポリシーは、『学部教育の 3 つのポリシー』、『入試ガイド』、『入学試験要項』及び大学ホームページ等に明記し、オープンキャンパスや進学相談会、高校内ガイダンス、高校教員対象入試説明会等で周知を図っている。【資料 5 広報 2-1 | 01】【資料 5 広報 2-1 | 02】【資料 5 広報 2-1 | 03】【資料 5 広報 2-1 | 04】

(大学院)

本学大学院における入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、建学の理念に基づく教育目的を踏まえ、求める人材像として保有する学力、資質及び能力について各専攻別に明文化し、『大学院案内』及び大学ホームページ等に明記している。【資料 2 教務 2-1 | 01】【資料 2 教務 2-1 | 05】【資料 2 教務 2-1 | 06】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学は、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜等を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用して入学者を受け入れている。また、実施体制や選抜方法は、その実施状況を踏まえて検証を行っている。

(学部)

本学学部は、大学設置基準第 2 条の 2 に基づき、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、その検証を行っている。

◆選抜方法

選抜方法は、アドミッション・ポリシーの一要素と位置付けている。具体的な内容は、前年度の実施状況を踏まえて「入試制度委員会」が原案を策定し、大学教授会の議を経て学長が決定し、理事会に上申している。

◆入学試験の実施体制

専任教員と事務職員で構成する「入学委員会」において、「大阪商業大学入学委員会規程」及び「大阪商業大学入学試験実施細則」に則り、入試問題作成から当日の入試業務、採点処理チェック、合否通知発送等の役割分担を明確にしている。また、監督等を担当する教職員には、「入学委員会」が入試制度ごとに定めた監督要領、面接要領、書類審査要領、実施要領等を配付し、公正に実施している。

入学試験当日は、「入試統括本部」がすべての情報・状況を一元的に集約・管理し、円滑な運営を図るとともに、不測の事態発生時に速やかに対応している。【資料5 広報 2-1 | 05】
【資料5 広報 2-1 | 06】

◆合否判定

入学試験の合否は、「入学委員会」が合否判定基準案を策定し、「大学教授会」の議を経て、学長が決定している。なお、総合型選抜においては、「アドミッションオフィス運営委員会」による事前審査（書類審査、個別面談等）により、志願者の基礎的な知識・技能、それに基づく思考力、判断力、表現力等を総合的に判断した結果をもって出願許可者を決定し、その後、「入学委員会」のもとで面接・口頭試問等の入学試験を実施している。【資料5 広報 2-1 | 07】【資料5 広報 2-1 | 08】

◆検証

入学試験の実施体制及び選抜方法は、入学試験の実施状況及び入試結果を踏まえて、実施体制は「入学委員会」が、選抜方法は、アドミッション・ポリシーの一部として、求める学生像、育成方針を勘案しつつ「入試制度委員会」が検証している。【資料5 広報 2-1 | 09】

その結果、令和 5(2023)年度は、実施体制としては特段の問題はなかったことから、現状を維持する。選抜方法は、受験生確保の観点及び選抜方法としての合理性を担保できるよう、一部において次年度に向けて試験科目数や出願条件の変更を加えた。【資料5 広報 2-1 | 10】

(大学院)

本学大学院は、大学院設置基準第1条の3に基づき、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、その検証を行っている。

◆選抜方法

選抜方法は、各専攻において、一般入学試験のほか、留学生入学試験、社会人入学試験、特別推薦（学内進学）入学試験を行っている。なお、経営革新専攻に設置している特別研

究コース「IR マネジメント」(以下「IR マネジメント」)は、担当教員の退職に伴い、カリキュラム再構築の必要が生じたため、令和 2(2020)年度から学生募集を中止している。

【資料 2 教務 2-1 | 02】【資料 2 教務 2-1 | 03】【資料 2 教務 2-1 | 04】【資料 2 教務 2-1 | 07】

◆入学試験の実施体制

入学試験の作問は、大学院教授会の議を経て学長の指名により本学大学院担当教員が担当している。入学試験当日は、入試本部の統括・指揮の下、大学院教授会が定める実施要領に基づき、各専攻の教員が試験監督、面接を担当している。

◆合否判定

入学試験の合否は「大学院教授会」の議を経て学長が決定している。【資料 2 教務 2-1 | 08】

◆検証

入学試験の実施体制及び選抜方法は、当該年度の実施状況及び入試結果を踏まえて、大学院教授会において検証している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

本学学部は、大学設置基準第 18 条に基づき、「学則」第 3 条第 2 項に入学定員及び収容定員を明記し、教育にふさわしい環境の確保のため、適正に学生の数を管理している。入学定員及び入学者数の推移は図表 2-1-1、収容定員及び在籍者数の推移は図表 2-1-2 のとおりである。令和 6(2024)年度入学者選抜では、公共学部において若干ではあるものの、入学者数が入学定員を下回る結果となった。【資料 5 広報 2-1 | 11】

図表 2-1-1 学部・学科の入学定員・入学者数の推移 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

学部	学科	令和 4(2022)年度			令和 5(2023)年度			令和 6(2024)年度		
		入学定員	入学者数	入学定員充足率	入学定員	入学者数	入学定員充足率	入学定員	入学者数	入学定員充足率
経済	経済	300	331	1.10	300	350	1.17	300	325	1.08
経済学部 計		300	331	1.10	300	350	1.17	300	325	1.08
総合経営	経営	400	458	1.15	400	465	1.16	400	475	1.19
	商	150	193	1.29	150	179	1.19	150	179	1.19
	公共経営	---	---	---	---	---	---	---	---	---
総合経営学部 計		550	651	1.18	550	644	1.17	550	654	1.19
公共	公共	250	276	1.10	250	272	1.09	250	248	0.99
公共学部 計		250	276	1.10	250	272	1.09	250	248	0.99
大学合計		1,100	1,258	1.14	1,100	1,266	1.15	1,100	1,227	1.12

図表 2-1-2 学部・学科の収容定員・在籍者数の推移 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

学部	学科	令和 4(2022)年度			令和 5(2023)年度			令和 6(2024)年度		
		収容定員	在籍者数	収容定員充足率	収容定員	在籍者数	収容定員充足率	収容定員	在籍者数	収容定員充足率
経済	経済	1,200	1,399	1.17	1,200	1,397	1.17	1,200	1,312	1.09
	経済学部 計	1,200	1,399	1.17	1,200	1,397	1.16	1,200	1,312	1.09
総合経営	経営	1,600	1,861	1.16	1,600	1,867	1.17	1,600	1,791	1.12
	商	600	744	1.24	600	736	1.23	600	714	1.19
	公共経営	---	4	---	---	1	---	---	1	---
	総合経営学部 計	2,200	2,609	1.19	2,200	2,604	1.18	2,200	2,506	1.14
公共	公共	1,000	1,079	1.08	1,000	1,061	1.06	1,000	1,034	1.03
	公共学部 計	1,000	1,079	1.08	1,000	1,061	1.06	1,000	1,034	1.03
	大学合計	4,400	5,087	1.16	4,400	5,062	1.15	4,400	4,852	1.10

本学大学院は、大学院設置基準第 10 条に基づき、「院学則」第 2 条第 4 項に入学定員を明記している。入学定員及び入学者数は図表 2-1-3、収容定員及び在籍者数は図表 2-1-4 のとおりである。【資料 2 教務 2-1 | 09】【資料 2 教務 2-1 | 10】

図表 2-1-3 大学院の入学定員及び入学者数 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

専攻(課程)	入学定員	入学者数	入学定員充足率
地域経済政策専攻(博士前期課程)	10	4	0.40
地域経済政策専攻(博士後期課程)	3	1	0.33
経営革新専攻(修士課程)	10	7	0.70

図表 2-1-4 大学院の収容定員及び在籍者数 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

専攻(課程)	収容定員	在籍者数	収容定員充足率
地域経済政策専攻(博士前期課程)	20	7	0.35
地域経済政策専攻(博士後期課程)	9	2	0.22
経営革新専攻(修士課程)	20	10	0.50

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

学部においては、昨年度の検証を踏まえて見直した選抜方法について、入学試験要項やオープンキャンパスを通じて丁寧に周知に努める等、受験生に不利益の生じないように、対応を進めたい。公共学科の入学者数の回復に努めるとともに、下記の施策をとおして、大学全体の入学者の確保に努めたい。

- ①ウェブや SNS 広告を活用したデジタルマーケティングの展開
- ②ナーチャリングの視点での受験生、保護者等との継続的な接点の維持
- ③ウェブや SNS 広告を活用した本学ホームページへの誘導、企業が保有する情報を活用したターゲティングを行ったうえでの効率的な広報の展開

大学院在籍者の大半はアジア諸国出身の留学生である。出身国の大学を卒業後、日本語学校等を経て本学へ入学しているという現状を踏まえ、大学院独自の入試説明会・個別相談会の充実を図りつつ、過年度入学生の出身日本語学校への資料送付や情報提供及び在学生と連携し、留学生間のネットワークを利用した情報提供等を通じて本学への志願者増を図る。また、学内進学 of 志願者増に関しては、学内進学について組織的に周知を図るとともに、入試制度やその運用の見直しも含めて学内進学者の確保策を検討する。なお、令和4(2022)年度から公共学部の科目としてギャンブル等の依存症問題の啓発を目的とした「現代社会と依存」を設置しており、学部教育の成果を見ながら大学院で IR マネジメントをどのように研究指導するのかを検討したうえで、「IR マネジメント」コースの募集再開の時期を決定することとしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

本学では、建学の理念「世に役立つ人物の養成」の下、多くの有意な学生を社会に送り出すことを使命・目的としている。また、経営基盤の安定が図れるよう、離学者（率）の低減及び最短修業年限での卒業生数を増加させることを方針として、学生の学修を支援している。

学修支援策は、常に利用できる施策から大学の学年暦に合わせて実施する施策、すべての学生を対象とするものから単位の取得状況に懸念がみられる等、一定の支援を要する学生を対象とするもの等、計画的に多様なアプローチを試みている。

実施体制は、施策により事務局が実施するもの、専任教員及び専任職員で構成する委員会体制の下で実施するもの、事務局主導の取組みであっても、専任教員との連携によって運営しているものがあり、施策に合わせて適切な体制で運営している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

< 1 > TA 等の活用

本学は、教員の教育活動を支援するために TA 等を適切に活用している。

情報処理実習室で行う情報処理系科目及びコンピュータを利用した経営学関連科目の一部では、授業担当教員の補助や学生からの質問対応等、教育活動の支援を行う TA (Teaching Assistant) 及び SA (Student Assistant) を配置している。【資料 2 教務 2-2 | 09】

大学院では、研究領域の多様化に伴い、研究指導担当教員が指名した学部教員が共同の研究指導担当者となる「GA (Graduate Associate) 制度」を導入している。この GA 制度は、「大阪商業大学大学院グラデュエイト・アソシエイト取扱基準」に基づき運営している。

【資料 2 教務 2-2 | 10】

＜2＞オフィスアワー制度の実施

本学は、オフィスアワー制度を大学院も含め、全学的に実施している。

学生が事前予約なしで教員と面談できるオフィスアワーを設け、質問や多様な相談に応じている。各教員のオフィスアワーは、学生が常に確認できるよう、本学ポータルサイト S-Navi! (※) で公開している。さらに、現在運用している e-Learning システム (教育支援システム manaba®) を通じて学生からの質問に随時回答している。【資料 2 教務 2-2 | 11】

※大学院でのオフィスアワーは、学内掲示の方法で周知している。【資料 2 教務 2-2 | 12】

＜3＞障がいのある学生への配慮

本学は、障がいのある学生への配慮を行っている。

障がいのある学生には当該学生が履修している科目担当者に対して配慮依頼文書を配付して配慮を求めている。個別配慮の際の参考資料として「教職員のための相談室ハンドブック」を「障がい学生支援委員会」が発行し、必要に応じて改訂している。個々の配慮内容は、個別相談のうえ個々の障がいの状況に合わせて「障がい学生支援委員会」で判断している。【資料 3 学生 2-2 | 01】【資料 3 学生 2-2 | 02】

授業への配慮として、①板書の写真撮影許可、②録音機器の使用許可、③資料の事前配付、④車椅子受講可能教室の割当て、⑤授業中の課題発表等の考慮、⑥クラス指定、⑦座席指定等を行なっている。試験配慮として、①別室受験、②試験時間の延長措置、③試験問題の拡大印刷、④車椅子受講可能教室の割当て等を行なっている。【資料 3 学生 2-2 | 03】

また、改正障害者差別解消法の施行に基づき、令和 6(2024)年度から私立学校においても合理的配慮が義務化されることを受け、「障がい学生支援委員会」では、個々の学生が配慮を求める段階から配慮内容の決定、教員を中心とする関係者への通知に至るまでの過程を見直した。その内容は、教授会等を通じて教員 (非常勤講師を含む。) に周知し、新たな体制を整備した。

＜4＞中途退学、休学及び留年への対応策

本学は、中途退学、休学及び留年等への対応策を行っている。対応策は、これらの事態を未然に防ぐことを念頭に、日常的または学年暦上、最もふさわしいと思われる時期に実施している。また、退学や除籍による離学状況については、経年的に統計資料を整理し、動向や傾向の把握に努めている。

図表 2-2-1 全学共通的な学修支援体制

学修支援策	対象者	体制	概要
初年次教育	1年生	教職協働（委員会体制）	新入生オリエンテーションの実施、授業科目「ゼミナールⅠA」「ゼミナールⅠB」での文章作成能力、コミュニケーション能力の修得等、大学での学びに必要な能力を身につける。
主専攻科目コース制説明会	1年生	教員	学部・学科の主専攻科目は、専門的な内容を体系的に学ぶこと、卒業後の進路を想定した履修コースモデルを構築している。このことについて1年次後期に主専攻科目の1年次配当科目の時間を利用して説明するほか、コース選択の考え方等について、個別相談に応じている。
履修相談会	全学生	事務局	履修相談会を開催し、履修登録の相談に応じている。
履修登録状況の確認	全学生	事務局	年度当初に年間の履修登録が確認できていない学生に対し、学生及び保証人宛に文書で通知し、履修登録を行うよう指導している。
仮卒業判定	4年生	事務局	卒業年次を迎えた学生に対し、卒業要件を満たす履修登録ができていないか確認し、必要に応じて履修登録の修正を促す。
成績通知書の見方教室	1年生	教職協働	高等学校段階までの学修環境と大きく異なる1年生に対して、主体的な学びにつなげる観点から、成績通知書を教材として、卒業要件の理解を促す。
教育懇談会	保証人	教職協働	本学の取組みを保証人に知ってもらう機会として実施。希望に応じて学生の学修状況（成績や出席状況等）について、個別面談に応じている。
クラブ学生への配慮	1年生	教職協働	時間割上、1年次必修科目を3限目までに配置し、クラブ活動との両立を図る。また、スポーツ活動実績利用入学者には、保護者及びクラブ指導者も含め、学修とクラブ活動との両立に向けた心構えに関する説明会を入学当初に実施している。
大学院での指導体制及び研究支援	大学院生	教職協働	事前面談による研究指導教員の決定及び研究活動（文献の購入や学会での研究発表に要する参加費・旅費等）の補助を目的とする「研究指導費」の制度を設けている。

図表 2-2-2 支援を要する学生への学修支援体制

学修支援策	対象者	体制	概要
サポート学習 楽習アワー	全学生	教職協働	就業力育成支援の取組みの一環として、基礎学力の向上及び学修意欲促進のための支援を行っている。（就業力育成支援の取組みは、基準項目 2-3 で詳述。）
要支援学生への支援	要支援学生	事務局	学年ごとに修得単位数に基準を設け、これを下回る学生を要支援学生としている。該当する学生には、個別の履修指導、期中の電話でのアフターケアを行っている。
保護者学業相談会	要支援学生の保証人	事務局	事務職員との個別面談を通じて、保証人に対して学生の現状を正確に伝え、修学に向けて家庭との連携の機会としている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

学修支援体制は、令和6(2024)年度より学生支援課から教務課の所管となった。今後は、教務課を中心に、成績不振学生に対する支援の在り方を見直す。具体的には、現行の学業支援対象者抽出の方法について適切性のあるものかを検証しつつ、学生への指導を強化し

ていく。

2-2-②に記載した各種施策については、その取組みに対する学生の参加度や利用状況を検証し、施策の必要性、内容の見直し等に繋げていく。障がいのある学生への配慮は、当該学生の障がいの内容により個別対応になることから、「障がい学生支援委員会」で決定している支援内容を基準とし、関係各課室及び各委員会と連携を図り、支援する側の教員へのサポートも含め、適切に対応していく。

改正障害者差別解消法に基づく障がいのある学生への支援は、緒に就いたばかりである。今後は、ケーススタディを重ねつつ、配慮内容を類型化する等して整理し、これをSDの一環として教職員へフィードバックすることで、支援する側の意識、スキルの向上に努めたい。

2-3. キャリア支援

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は、インターンシップ等を含め、キャリア教育のための支援体制を整備している。また、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

<1>キャリア教育のための支援体制の整備

本学は、学生に対する「社会的及び職業的自立に向けた指導」（大学設置基準第7条第5項の規定）を「就業力育成支援」とし、学生が自らすすんで自己の成長に努め、社会参画の意欲を育て必要な能力を高める「自分成長プログラム」に取り組んでいる。このプログラムは、教職協働で学生の成長を支援する取組みであるため、取組みに必要な支援方針を定め、プログラムの運営体制を構築するための委員会を設けている。

「自分成長プログラム」は、入学前教育から始まり、在学期間を通して、①生活習慣や学習習慣を形成し、②建学の理念を基盤とした就業観、職業観を磨き、③自分の個性を発見し、その個性を活かす職業選択ができること、④就職してからも自らに必要な能力に気づき、その能力開発のための取組みを自らの意志で実行できる「自己開発能力」を身につけることを目標とするプログラムである。単なる「就職」のための取組みではなく、学生の「自己の理解」と「気づき」を恒常的に支援し、すすんで自己の成長に努め、社会に貢献する意欲や必要な能力を向上させることを支援する取組みである。【資料2 教務 2-3 | 01】【資料2 教務 2-3 | 02】【資料2 教務 2-3 | 03】【資料2 教務 2-3 | 04】【資料2 教務 2-3 | 05】

<1-1>自分成長プログラムの軸となる取組み（図表2-3-1参照）

◆学生成長記録（S-Log）（以下「S-Log」）

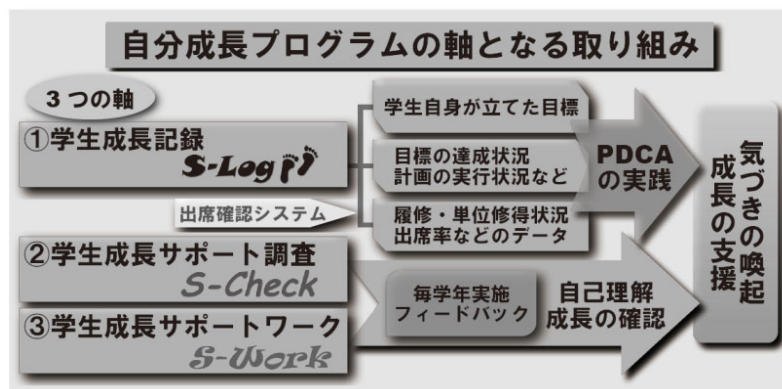
「S-Log」は、学生自身が自らに必要な能力に気づき、その能力開発のための取組みを自らの意志で実行する「自己開発能力」を身につけることを目標に、PDCAサイクルを実践

した活動をウェブ上に記録するためのポートフォリオシステムである。また、科目の履修状況、単位修得状況、あるいは出席状況等の教務情報にとどまらず、就職指導に関わる情報、さらに学生自身が立てた目標、その目標を達成するためのPDCAサイクル、担当教員のアドバイス等の情報を個人別に総合的に記録する。学生自身は、自らの成長の過程を振り返り、次の目標を立てる資料とするとともに、教職員は各種情報をそれぞれの学生の個性にあったきめ細かな支援に役立てている。【資料2 教務 2-3 | 06】

◆学生成長サポート調査 (S-Check) (以下「S-Check」) と学生成長サポートワーク (S-Work) (以下「S-Work」)

本学版の就業力評価指標であり、社会人基礎力、社会性・倫理観、建学の理念、建学の理念を支える4つの柱、キャリアレディネス(就業に向けての心の準備)等に係る独自指標を開発し、全学生を対象に実施している。「S-Check」は、学生にフィードバックし、その結果を用いて「S-Work」に取り組むことで、学生が自らの個性、強み・弱みに気づき、また自らの成長過程を振り返る機会を提供しており、単なる調査にとどまることなく学生の成長を支援する仕組みとしている(図表2-3-1参照)。【資料2 教務 2-3 | 07】【資料2 教務 2-3 | 08】

図表2-3-1 自分成長プログラムの軸となる取組み



<1-2>就業力育成の核となる授業と学習のサポート (図表2-3-3参照)

◆入学前教育

本学の入学前教育は、大学入学までの期間を有効活用できるよう、大学生になるための準備として以下の取組みを実施している。

- ・本学で学ぶために最低限必要な学力の確認あるいは修得を目的として、国語、英語、数学の「入学前課題」を実施している。なお、課題に関する質問に対応すべく「入学前課題相談」も実施している。【資料2 教務 2-3 | 09】
- ・「学習面」、「生活面」、「その他の面(課外活動等)」に分けて、「これまでの高校生活を振り返って」、「入学するまでにやっておきたいこと」、「本学在学中にがんばりたいこと」を記入する「チャレンジプログラムシート」を作成し、入学後の「ゼミナールIA」で活用している。【資料2 教務 2-3 | 10】
- ・入学前に希望者を対象に発表資料やレポートの作成、プレゼンテーション用資料の作成

に欠かせない Word®、Excel®、PowerPoint®に関する「パソコン講習会」を実施している。【資料 2 教務 2-3 | 11】

- ・入学前に「パソコン講習会」参加者を対象に、大学に係る様々な質問に対して答える「相談コーナー」や、希望する入学予定者を対象とした図書館及び谷岡記念館の施設案内を実施している。【資料 2 教務 2-3 | 11】

◆新入生オリエンテーション

新入生がスムーズに大学生活に移行できるように、クラス別オリエンテーション、自己紹介プログラム、各種ガイダンス等を実施している。クラス別オリエンテーションで使用した情報ツールの説明動画の配信について、本学ポータルサイト **S-Navi!**を通して情報提供し、新入生が復習できるようにしている。これらのプログラムを通して友人づくりや修学、大学生活への不安解消につながるよう努めた。【資料 2 教務 2-3 | 12】

◆ゼミナール I A

ゼミナール I A は、1 年次前期の必修科目であり、「目的をもって大学生活 4 年間で過ごす力を身につける」ことを目標とし、「学ぶこと」を通じて体得される「人間的成長」に重点をおいた授業である。大学で学ぶことの意義を知るとともに、就業力の基礎（コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、文章作成能力）を身につけること及び生活習慣や学習習慣を身につけることの大切さを知るためのプログラムで構成されている。ゼミナール I A では、「S-Log」及び「S-Check」の意義を理解させ、積極的に取り組むように動機づけることも重要な課題である。

また、ゼミナール I A は、自分成長プログラムの基盤となる科目でもあることから、必要に応じて、欠席した学生に対して欠席理由の確認、課題の受取り及び次回出席を促すための連絡と指導を行っている。【資料 2 教務 2-3 | 10】

◆ゼミナール I B

ゼミナール I B は、1 年次後期の必修科目であり「大学での学修を円滑に進め、社会人として必要な能力である「文章作成力」、「文章読解力」を育成すること」を目標としている。具体的には、「発表すること」、「レポートを作成すること」、またそれを通して「就業力の基礎を身につけること」、「将来の進路を見据えた学修の必要性に気づくこと」を目標としている。また、「S-Log」への取組みを継続的に進めるとともに、「3つのポリシーの理解とこれに対応した目標設定」、「2 年次以降の履修計画の策定」等に取り組んでいる。【資料 2 教務 2-3 | 10】

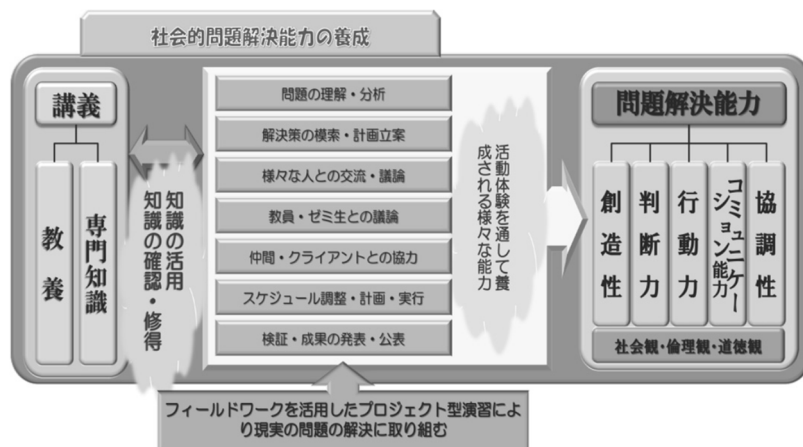
◆ゼミナール II・III・IV、フィールドワークゼミナール II・III・IV

2 年次以降の演習科目であるゼミナール II・III・IVでは、自らの体験、実践を通して前向きに生きる力や創造的思考力を身につけ、伸ばすことができるよう、1 年次の演習で培った就業力の基礎、即ちレポートを作成し発表する能力をさらに深化、発展させることを目標としている。担当教員は、設定する演習テーマと社会との接点をシラバスに明記するとともに、演習での学修が社会においてどのように活用されているかを学生に意識させな

から授業を進めている。【資料 2 教務 2-3 | 10】

また、本学の特色教育の一つとして、フィールドワークゼミナールⅡ・Ⅲ・Ⅳ（10のゼミ）を開講している。これは、地域の行政、NPO、中小企業等の様々な機関と協力して取り組む演習科目であり、教育に学外での活動を積極的に取り入れ、大学で学ぶ「知識」とフィールドでの様々な課題への取組みという「実践」を有機的に組み合わせ、課題発見、課題解決の方法を学び、創造性、判断力、行動力、コミュニケーション能力、協調性といった「社会的問題解決能力」を身につけることを目標に展開している。

図表 2-3-2 フィールドワークゼミナールの目的と教育的効果



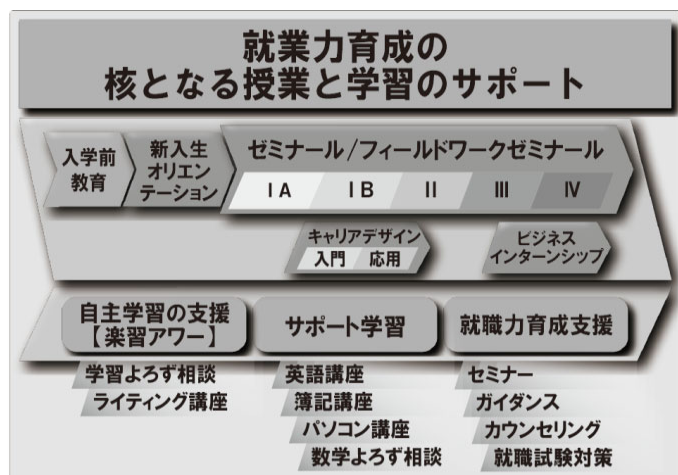
◆楽習アワー

学生の学修意欲促進のために、レポート・小論文作成時に役立つ「ライティング講座」を開講し、加えて学生の学びに関する疑問や不安を解消するための「学習よろず相談」を実施している。【資料 2 教務 2-3 | 13】

◆サポート学習

学生の基礎学力向上のための講座として、「簿記講座」、「英語講座」、「数学よろず相談」、「パソコン講座」を開講している。【資料 2 教務 2-3 | 13】

図表 2-3-3 就業力育成の核となる授業と学習のサポート



キャリア支援の教育課程内の取組みとして、「自由選択科目」に「キャリア科目群」を配置している。とりわけ1年次後期の「キャリアデザイン入門」、2年次前期の「キャリアデザイン応用」は、全学生を対象に将来の進路について考える機会としている。また、3年次には「専門科目」に全学部学科の学生を対象とした「ビジネス・インターンシップ」を配置し、体系的に勤労観・職業観を形成できるようにしている。これら科目の履修促進のため、キャリアサポート室による就職支援事業を通じて学生に周知を図っている。しかしながら直近の「キャリアデザイン入門」及び「キャリアデザイン応用」の履修者数は概ね減少傾向にある。また、「ビジネス・インターンシップ」の履修者数は、企業との関係構築に注力した結果、受入れ企業数は拡大傾向にあるが、履修者数は令和4(2022)年度より減少傾向にある。【資料4 キャ2-3 | 01】

図表2-3-4 キャリア科目

授業科目名	配当年次
法学特講A	1
法学特講B	1
総合教養A	1
総合教養B	1
総合教養C	1
総合教養D	1
総合教養E	1
総合教養F	1
経済学特講A	3
経済学特講B	3
民法特講A	2
民法特講B	2
地域連携教育活動	2
社会科概説	3
商業科概説	3
キャリアデザイン入門	1
キャリアデザイン応用	2
オフィスコンピューティングⅠ	2
オフィスコンピューティングⅡ	2

＜2＞就職・進学に対する相談・助言体制の整備

キャリア支援の教育課程外の取組みは、キャリアサポート室による以下①～⑤の就職支援事業の推進である。これらの事業計画の方針は、学生の就職活動を継続的な視点で円滑に進めることであるが、その適切性と有効性の検証は「キャリアサポート委員会」が担っている。

- ①企業と学生の出会いを目的とした学内企業セミナー（対面とオンラインの併用）
- ②学生の就業意識の向上を目的とした各種ガイダンス・セミナー
- ③キャリアカウンセリングによる個別指導（対面とオンラインの併用）
- ④U・I・Jターン就職につなげるための地方自治体（福井、和歌山、岡山、鳥取、島根、

香川、愛媛、高知)との支援協定に基づく取組

⑤キャリア形成支援(上述の教育課程や資格取得講座・公務員受験対策の運営サポート)

令和 5(2023)年度は、学生と企業の接点を増やすことに注力し、毎月対面による学内企業セミナーを開催するとともに、2月には3年生を対象とした大規模な業界・企業セミナーを実施した。学生には本学ポータルサイト S-navi!やキャリアサポートポータルサイト求人検索ナビに加えLINE公式アカウントを通じて周知を図り、動員を促した。【資料4 キャ2-3 | 02】

企業・団体等との関係性構築においては、人材サービス業者が行う就活イベントや企業との情報交換会へキャリアサポート室員が積極的に参画した。地方自治体とは、新たに「三重県」と協定締結を行い、具体的な支援事業企画について協議を開始した。これらの取組みと売り手市場の追い風により、本学への求人件数は増加している。一方、キャリアサポート室が行う支援事業に参加する学生は概ね減少傾向にあり、その背景には人材サービス業者による求人情報サイトの多様化が挙げられる。【資料4 キャ2-3 | 03】

学生の就職・進学に対する相談・助言は、キャリアカウンセラーを中心に対応している。指導内容は、採用試験の面接(対面・オンライン)を想定した模擬面接の実施やエントリーシート及び履歴書の作成過程における添削である。【資料4 キャ2-3 | 04】

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

「自分成長プログラム」への取組みの軌跡と結果を教職員一人ひとりが自らの教育・支援活動に活かす。また、就業力育成支援の取組みを、より質の高いプログラムとして発展させるため、社会のニーズを敏感にとらえながら目標を設定し、当該プログラムの成果を定期的に評価し、一連のPDCAサイクルを繰り返す。具体的には、初年次教育(ゼミナールIA・IB)において、欠席者支援の方法を工夫するとともに、「S-Log」、「S-Check」及び「S-Work」の内容についても毎年度精査し、常に当該プログラムの質の向上を目指す。

学生が教育課程内の「キャリア科目群」を通じ、働くことの意味や働くうえで最も大切にしたいものを考えることは、卒業後の進路選択に大きな影響を及ぼすことから、一人でも多く履修者が増えることが望ましい。そのために「キャリアデザイン入門」・「キャリアデザイン応用」・「ビジネス・インターンシップ」の3つの科目の設置の意図、就職活動を含むキャリア形成における意味や位置づけ、科目の必要性を再確認する必要がある。当面は、学生の履修に繋がるよう、「キャリアサポート委員会」及び関係部署が連携を図り履修促進企画を検討・立案し、履修相談会や就職支援事業を通じて学生への周知を強化する。

令和 4(2022)年4月の産学協議会より学生のキャリア形成支援に関する取組みが整理されたことを受け、企業が独自に行うインターンシップやそれに準ずる取組みが推進される傾向にある。本学学生もこれらの取組みに積極的に参加する者が増加したことから、「ビジネス・インターンシップ」の履修者数に影響した可能性がある。これらの現状をより把握・分析し、その結果を科目担当教員と共有したうえで、学生ニーズの変化に対応した運営を検討する。

キャリアサポート室が行う支援事業に参加する学生が減少傾向にあることや、就職活動の早期化に対応した実施時期の見直しを含め、学生への情報提供方法の改善を行う。

企業の採用活動の早期化に伴い、学生の就職活動のスタートも早まっている。現在の就職活動は売り手市場で、就職活動を開始してすぐに内定を得られる学生が多いものの、活動が長期に及ぶ学生も存在し、二極化が顕著である。カウンセリング時の情報の分析をもとに二極化による二つの集団（クラスター）の特性について分析を進め対策を講じる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

<1> 学生サービス、厚生補導のための組織

本学は、学生サービス、厚生補導のための組織を設置しており、各種委員会と学生支援課が連携を図り、学生サービス、厚生補導、学生生活支援を行っている。

「学生生活委員会」は、学生の厚生補導及び学生生活全般の支援・充実を図ることを目的とし、厚生補導、賞罰、学生相談、健康管理、単発的な奨学金、保護者との懇談会に関する業務を遂行している。【資料 3 学生 2-4 | 01】

また、「学生支援委員会」は、奨学金等の利用により継続的な修学を志す学生の支援を目的とし、高等教育の修学支援新制度をはじめとした継続的な奨学金及び授業料減免制度（「スポーツ振興審議会」及び「GET コース運営委員会」における審議対象を除く）について審議を行っている。【資料 3 学生 2-4 | 02】

<2> 適切な学生サービス支援（学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動支援等）の実施

本学は、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っている。

◆保健室と健康管理

学校保健安全法第 7 条に基づき、学生の健康管理を行う保健室を設けている。【資料 3 学生 2-4 | 03】【資料 3 学生 2-4 | 04】

保健室では、学部生、大学院生及び研究生に対し毎年健康診断を実施している。

図表 2-4-1 健康診断

学年	項目	時期	その他・備考
新入生	身体測定・視力測定・尿検査・胸部 X 線撮影・内科診察	新入生 4 月	入学手続き時に健康調査票を提出
2・3 年生	胸部 X 線撮影及び尿検査	前年度の 3 月	
4 年生	身体測定・視力測定・尿検査・胸部 X 線撮影・内科診察	前年度の 3 月	

その他、体育会系クラブ等の所属学生に対する心電図検診（5月）や、試合前健診、学外受診の手配等も実施している。

学内で受診できなかった学生に対しては、郵送で通知するとともに、一定期間内に契約医療機関で無料受診できる体制を整え、学生が受診しやすい環境を構築している。受診者への対応として、有所見者のうち、緊急性のある学生には電話等で連絡し、医療機関での精密検査の受診を促し、緊急性の低い学生には本学ポータルサイト S-Navi!及び郵送で通知し、保健室での再検査や健康指導を行った他、必要に応じて医療機関での受診を促した。

【資料3 学生2-4 | 05】

その他の健康管理の取組みの一つとして、6月及び11月に東大阪市西保健センターと共催で禁煙キャンペーンを開催、学生自らが禁煙と健康問題を考える啓発活動に取り組んでいる。【資料3 学生2-4 | 06】

◆学生相談室と健康相談

学校保健安全法第8条に基づき、健康相談に対応できる学生相談室を設けている。【資料3 学生2-4 | 03】【資料3 学生2-4 | 07】

学生相談室では、精神科医1人、カウンセラー5人、事務職員3人の体制で、心に悩みを抱える学生、発達障害や精神障害の疑いがある学生等への支援を行っている。

毎年4月に新入生に対してUPIメンタルヘルステストを行い、ケアが必要な学生の早期発見に努め、対応が必要な学生に対してヒアリングを実施するほか、年間を通じて前述の学生への支援を行っている。また、学生相談に関するマニュアルとして『教職員のための相談室ハンドブック』を作成し、学内に周知しているほか、保護者及び教職員へコンサルテーションを実施する等連携を図り、関係者支援にも取り組んでいる。

学生相談室では、相談活動業務以外に、グループワークを中心とした研修会や友達づくりを目的としたティーアワー等を行い、集団が苦手な学生には少人数でのグループワークを行う等、近年の学生の傾向に合わせた支援イベントを実施している。【資料3 学生2-4 | 08】【資料3 学生2-4 | 09】

◆障がいのある学生への対応

平成28(2016)年の障害者差別解消法施行を機に、本学に「障がい学生支援委員会」を設置し、学生相談室内に「障がい学生支援相談窓口」を設けた。障がいのある学生やその保護者及び関係者からの問合せや支援相談に応じて、要望のあった配慮について審議、検討を行い、適切な合理的配慮の提供に努めている。【資料3 学生2-4 | 10】【資料3 学生2-4 | 11】

令和3(2021)年に障害者差別解消法が改正され、令和6(2024)年度から私立学校においても合理的配慮が義務化されることに備え、対象学生からの配慮の申し出から、配慮内容の決定、学内への通知に至るプロセスを整理し、学内への説明会の準備を行った。また、上述の『教職員のための相談室ハンドブック』も改訂した。

このほか、全課室に障がい学生支援担当者を配置し、専門知識の修得や理解を深めることを目的とする「学生相談及び障がい学生支援に関する勉強会」を適時開催している。【資料3 学生2-4 | 12】

◆課外活動の支援

本学では統括・独立団体（※）5団体、体育会系クラブ26団体、文化会系クラブ15団体が活動している。これらの団体が活動を安定して行えるように、部室や練習場等の施設設備の提供し、本学教職員が顧問、部長、監督、コーチ等（指導責任者）を務めている。なお、監督、コーチについては、学外者の就任を許可する場合がある。【資料3 学生2-4 | 13】

活動を支援するための組織として、課外活動支援課（令和6(2024)年度から学生支援課に統合。以下同じ。）及び「課外活動支援委員会」を設置している。同委員会は課外活動支援課が所管し、学友会（学生自治組織）の活動や課外活動に対するサポート、広報事業や褒賞等に関して審議、検討を行っている。【資料3 学生2-4 | 14】

また、本学におけるスポーツの振興策として、強化育成クラブ及び強化クラブ（以下「強化育成クラブ等」）を指定し、その推進に必要な事項を検討する「スポーツ振興審議会」を設置している。同審議会では、強化育成クラブ等に対するスポーツ活動実績利用入試制度の適用や経済的支援制度等、スポーツ強化施策に関する審議、検討を行っている。なお、スポーツ振興に対する決意を同審議会で平成26(2014)年に憲章という形で定め、広く学内外に示すため「大阪商業大学スポーツ憲章」を制定した。本憲章のもとに学生スポーツのさらなる振興・発展を図っている。【資料3 学生2-4 | 15】【資料3 学生2-4 | 16】

そのほか、下記の支援策を積極的に推進している。

◇広報活動の展開

課外活動団体への加入率の向上を目的とする『クラブガイド』やスポーツ活動に励む学生の活躍を学内外に広く紹介する『大商大スポーツ新聞』の発行、独自ホームページの運用、メールマガジンの配信、大商大スポーツ応援 days の実施等を展開している。【資料3 学生2-4 | 13】

◇経済的支援（対象：強化育成クラブ等）

スポーツ奨学生への学費減免制度、自宅外通学のスポーツ奨学生への家賃補助、大会や合宿、選手勧誘時に必要となる指導者への旅費の拠出、専属トレーナーによる公式戦への帯同やコンディショニングの指導等の費用の支援、公式戦移動に伴う交通費の負担軽減（マイクロバスのチャーター等）、学外指導者（監督、コーチ等）の就任許可及び報酬の負担を行っている。【資料3 学生2-4 | 17】

◇経済的支援（すべての課外活動団体）

学友会から活動予算を毎年配分している。

◇学外団体による経済的支援

「教育後援運営委員会」から、すべての体育会系・文化会系クラブに対し、西日本または全国大会に出場する際の交通費や宿泊費の援助、強化育成クラブ等に対する用具購入費の補助を受けている。【資料3 学生2-4 | 17】

◇その他の支援

安全管理の観点から、統括・独立団体、体育会系クラブ、文化会系クラブの学生を対象に「AED講習会」及び「熱中症対策講習会」を毎年保健室と協働で実施している。【資料3 学生2-4 | 18】【資料3 学生2-4 | 19】

※統括・独立団体

統括・独立団体とは、学生自治組織としての学友会、体育会系クラブを掌握する体育会本部及び文化会系クラブを掌握する文化会本部を統括団体といい、応援団及び放送局を独立団体として、一般のクラブとは区別している。

◆学生間コミュニティ形成支援

本学での学生生活をより豊かなものにするために、また、学生間のつながりのきっかけづくりとして、「学生間コミュニティ形成支援プログラム」を例年実施しており、令和5(2023)年度は2月に「デザートプレート作り教室」を実施した。【資料3 学生 2-4 | 20】

◆留学生へのサポート

外国人留学生には、授業期間中月1回実施している定例ミーティングを通じて、状況把握に努め、各個人に応じたサポートを行っている。また、日本語力向上を目的に日本語サポートルームを新設するほか、修学及び学生生活の充実を目的として、新入生へのバディ制度や各種イベントを例年実施している。令和5(2023)年度は、日本文化見学会、防災教室、スポーツ大会等を実施した。【資料9 総合 2-4 | 01】【資料9 総合 2-4 | 02】【資料9 総合 2-4 | 03】【資料9 総合 2-4 | 04】

◆福利厚生施設

学生福利厚生施設として、学生食堂や喫茶室、カフェ、書店、コンビニエンスストア、フリースペース（休憩施設）2箇所、旅行代理店等を設置している。各施設については、委託業者や学生と連携を図りながらキャンパス全体の質と満足度の向上を図っている。令和5(2023)年度には、学生食堂のキャッシュレス化を行う為の券売機を導入した。学生食堂、喫茶室、カフェ以外に、学内の17箇所を学生が食事場所として利用できるように開放している。【資料3 学生 2-4 | 03】【資料3 学生 2-4 | 21】

また、女子学生が学生生活を楽しく快適に過ごすため女子学生専用のパウダールームを設ける等、各種設備を整備している。その他、演習やクラブでの合宿、研修や会議で利用できる学生会館（最大152人利用可）は、管理運営業務を外部委託し、利用ルールの適正な運用、安全面の強化を図っている。令和5(2023)年度には、学生会館の老朽箇所の修理等の対策を行い、外壁の改修工事を行った。【資料3 学生 2-4 | 03】

◆体育施設

課外活動等、授業以外で利用できる施設として、総合体育館（アリーナ、部室、トレーニングルーム、武道場等）、人工芝グラウンド、多目的屋内競技場（テニスコート）、野球場（関屋グラウンド：学外グラウンド）、「リアクト」4階のアリーナ及び多目的室を有している。利用の優先順位は、①授業、②大学行事、③課外活動、④サークルを含む一般学生としているが、リアクト4階のアリーナ及び多目的室を除き、授業期間の月曜日は体育施設開放日として、アリーナ、人工芝グラウンド、多目的屋内競技場（テニスコート）を一般学生が利用できるようにしている。【資料3 学生 2-4 | 13】

図表 2-4-2 体育施設利用可能時間

体育施設	授業期間中	休業期間中
総合体育館	9～21 時	9～18 時
人工芝グラウンド	9～20 時	9～18 時
多目的屋内競技場（テニスコート）	9～20 時	9～18 時
「リアクト」4階アリーナ、多目的室	9～20 時	9～18 時

令和 5(2023)年度は一般学生への体育施設の開放日は 24 日間、アリーナ 164 件、人工芝グラウンド 58 件、多目的屋内競技場 0 件、リアクト 4 階アリーナ 162 件、合計 384 件となり、4 施設あわせて延べ 3,326 人が利用した。また、トレーニングルームは在学中に一度でも「トレーニングルーム使用講習会」を受講した学生が利用可能で、令和 5(2023)年度は使用講習会を 17 回開催した。利用希望者が年々増加傾向にあり、令和 5(2023)年度は延べ 14,402 人が利用した。【資料 3 学生 2-4 | 22】【資料 3 学生 2-4 | 23】

< 3 > 奨学金等の経済的支援の実施

本学は、奨学金等学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

学生への経済的支援として、学費の延納、分割納入制度を導入している。これにより、学費の納入期日の設定を弾力的にすることで、少しでも学生（保証人）の経済的な負担を軽減できるよう努めている。【資料 3 学生 2-4 | 03】

奨学金について、本学独自の奨学金として、家計急変による経済困窮者のための大阪商業大学給付奨学金、恒常的経済困窮者のための学生支援給付奨学金、入学試験成績優秀者への新入生奨学金、在学生への成績優秀奨学金、スポーツ活動優秀者に対するスポーツ奨学金、私費外国人留学生に対する授業料減免、学資クレジットを利用する学生に対してその利子を奨学金として給付する教育ローン利子補給奨学金等、修学環境の維持または学修意欲、活動意欲の向上に向けた支援策を講じている。【資料 3 学生 2-4 | 03】

上記の経済的支援について、保護者・学生に対する説明・相談会の実施、窓口設置等、制度の周知活動を行っている。【資料 3 学生 2-4 | 03】【資料 3 学生 2-4 | 24】

図表 2-4-3 令和 5(2023)年度各種奨学金受給状況

	奨学金	受給者数
国の奨学金制度	日本学生支援機構の貸与型奨学金受給者	2,352 人
	高等教育の修学支援新制度受給者	1,018 人
本学独自の奨学金制度	大阪商業大学給付奨学金	9 人
	学生支援給付奨学金	10 人
	新入生奨学金	29 人
	成績優秀奨学金	60 人
	スポーツ奨学金	109 人
	スポーツ奨学生家賃補助支援	12 人
	私費外国人留学生に対する授業料減免	6 人
	教育ローン利子補給奨学金	0 人
その他	他団体給付型奨学金	22 人
	他団体貸与型奨学金	81 人
	学資クレジットの利用者	84 人

また、学生の任意加入団体である「学生総合互助部会」を設置している。これは、学生の正課・課外活動中の事故、その他あらゆる不測の事故及び傷病による通院・入院・死亡等に際して医療給付、見舞、弔慰等によって救済または援助することを目的としているが、突発的経済困窮者に対し、前期または後期のいずれか一期分の学費半額分相当額を上限とする貸与制度を設け、経済的支援も行っている。【資料3 学生2-4 | 03】

このほか、令和5(2023)年度、経済的に困窮している学生に対する生活支援として、「食」に対する支援事業を実施した。これは、本学卒業生が相互の連携・親睦を図ることを目的とする組織「校友会」の寄附を受け、地域連携の活性化の側面から近隣企業と連携したもので、10月に2回、11月に1回実施した。【資料3 学生2-4 | 25】

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生サービス、厚生補導、学生生活支援のための組織として、学生支援課及び「学生生活委員会」、「学生支援委員会」は、多様な学生のニーズに対応するべく、事業を企画し、実施する。

学生への経済的支援として、学費の延納・分割納入制度のさらなる弾力的な運用を検討し、支援策の実施に努める。また、学生に対して各種手続きに関する情報を迅速に提供するとともに、各種経済支援において学内選考が必要な場合の推薦基準及び継続基準を各団体の規程に沿って行う。さらに、学外団体や関係機関等の寄附金を利用した「食の支援」を検討し、実施する。

その他、学生の健康支援の充実のため、健康診断の実施体制、実施会場等を見直し、より学生が受診しやすいよう改善を図る。さらに、障がいのある学生の支援として、令和6(2024)年度から私立大学においても合理的配慮が義務化されることに備えて、教職員間の情報共有と連携強化を図るべく障がい学生支援のための説明会の開催、ガイドブックの配付を行う。障害者差別解消法に基づき、「障がい学生支援相談窓口」及び「障がい学生支援委員会」を適切に運営するため、カウンセラーを1人増員し、学生に支援が届きやすい環境となるよう改善を図る。

課外活動の支援について、スポーツ奨学生に対して、年度初めの集団面談で学業との両立に対する心構え等を説き、就学意欲の向上を図り、標準修業年限での卒業生増加を目指す。安全管理の面からは、体育会系のクラブ生がより安心して課外活動に専念できるよう、前述の「AED講習会」や「熱中症対策講習会」を継続的に実施し、自主救護能力の取得・向上を目指す。また、学内外への広報活動の展開を通じて課外活動の活性化を図ることで、学生の大学への帰属意識の向上を図る。

外国人留学生の生活支援について、月1回の在籍確認のため実施している定例ミーティングを個人面談に置き換え、より個人の状況の把握に努める。それにより各個人の性格や状況に応じたサポートを徹底する。また、日本語サポートルームの利用促進や日本人学生との交流の機会を通して、日本語習得の機会の充実を図る。

海外留学希望者への支援について、留学制度を現制度からさらに海外留学希望者が利用しやすい制度への改善を図る。また、本制度を利用した留学がより実りある留学となるよう、派遣前から派遣後に至る支援体制を強化するとともに相談窓口の環境整備を推進する。

また、学内の国際化推進のため、協定校との交流を促進するとともに、国際交流イベントの充実を図る。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、付属施設等の施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。

校地は、大学設置基準第 34 条に基づき、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行える等の教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有している。本学の教育研究施設の概要は図表 2-5-1 のとおりであり、同第 36 条に掲げる専用の施設をすべて備えるとともに、同第 37 条及び第 37 条の 2 に掲げる面積を満たしている。

図表 2-5-1 施設概要

(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

建物名	面積	主要施設
谷岡記念館 (1 号館)	2,536 m ²	学園資料室、比較地域研究所、商業史博物館、アミューズメント産業研究所展示室、学術研究事務室
Re/Ra/Ku (2 号館)	2,816 m ²	コンビニエンスストア、リラク・サービスステーション、学生相談室、フリースペース
研究棟 (3 号館)	5,308 m ²	教員研究室、ミーティングルーム、学部長室、研究科長室、JGSS 研究センター
4 号館	10,266 m ²	講義室、演習室、学生食堂「S-terrace」
5 号館	2,078 m ²	大講義室、ラビックホール
6 号館	7,387 m ²	講義室、情報処理実習室、LL 教室、オープンルーム、学習サポートフロア (学習サポート事務室、自学自習室、サポート学習室、グループワーク室)
総合体育館 (7 号館)	13,495 m ²	教員研究室、アリーナ、クラブ部室、トレーニングルーム、各武道場、卓球場、フィジカル・コンディショニング・サポートルーム、課外活動支援課
本館 (8 号館)	9,658 m ²	保健室、庶務課、情報処理室、教務課、学生支援課、学長室、学長補佐室、副学長室、事務局長室、学長企画室、会議室、応接室、入試事務室、監査室、高校企画室、総務課、人事課、財務課、大会議室、研修室、秘書室、理事室、理事長室
9 号館	4,117 m ²	講義室、教職課程指導室、大学院、教員研究室、広報入試課、キャリアサポート室、中央管理室、S-Café (喫茶室)
U-メディアセンター「GATEWAY」	7,271 m ²	図書館、ネットワークレクチャールーム、レクチャールーム、図書館事務室
ユニバーシティホール「蒼天」	780 m ²	イベントホール (大講義室)、ホワイエ、事務室
多目的屋内競技場	2,052 m ²	テニスコート

ユニバーシティ・コモンズ リアクト	7,206 m ²	総合交流支援課、講義室、演習室、各種ラーニング・コモンズエリア、MARUZEN-大商大店、リアクト・カフェ、地域交流ルーム、ギャラリー、The i CALL、The SILL、アントレラボ、共同参画研究所、アリーナ、多目的室
学生会館	1,285 m ²	事務室、会議室、和室、洋室、浴室
S-dorm	1,006 m ²	学生寮
U-maison	1,063 m ²	女子学生寮
学術センターU-BOX	1,488 m ²	学術研究事務室、アミューズメント産業研究所、研究員研究室
藤井寺学舎	2,155 m ²	ホール、コミュニティホール、多目的ホール、研修室、つどいの広場

設備の日常的な管理・運営について、委託業者の専門技術者が保守管理を担当し、遠隔で一元的に監視・制御できる中央監視システムを導入している。受変電設備及び非常用発電機の保守管理、電話交換機・エレベーター・エスカレーター等の保守・法定点検は、各専門業者と保守契約を締結し実施している。【資料 6 庶務 2-5 | 01】

施設の営繕・清掃について、それぞれ専門業者と業務委託契約を締結し、キャンパス内に常駐して業務にあたっており、施設設備・構内美化に努めており、キャンパス内の庭園・樹木の管理は、専門職員及び委託業者を配置し、手入れ・育成を行い、構内緑化の維持・推進に努めている。

なお、大規模な施設・設備の整備として、令和 5(2023)年度は、事業計画に基づき、安全性を高めるため総合体育館及び谷岡記念館の外壁改修及び防水工事を行い、かつ節電対策も兼ねた 6 号館及び 9 号館 3 階の空調改修工事を実施した。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学は、教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用している。

< 1 > 体育施設

体育施設の管理・運営は、課外活動支援課が担当しており、日常的にメンテナンスを行うとともに、改修や改善の必要がある場合は庶務課・教務課と連携し、利用者のサービス向上、安全面に配慮した運営を行っている。なお、授業では、バスケットボール、バレーボールを総合体育館アリーナで、スポーツコンディショニング演習を総合体育館トレーニングルームで行っている。サッカーを人工芝グラウンドで、テニスを多目的屋内競技場で行っている。レクリエーションスポーツ、ヨガ、バドミントン、フィットネススポーツ演習、レクリエーションスポーツ演習、アダプテッドスポーツ演習をリアクト 4 階アリーナで行っている。【資料 2 教務 5-1 | 02】

< 2 > 図書館

適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保している。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備している。

図書館では、大学設置基準第 38 条及び大学院設置基準第 21 条に基づき、教育研究上必要な図書、学術雑誌、資料等を備えている。図書館の施設は地上 6 階建て、総床面積は旧図書館（現在は雑誌書庫として使用）を含め 8,490 m²である。【資料 7 図書 2-5 | 01】

本学図書館の令和 5(2023)年度蔵書数は 547,036 冊(和書 410,972 冊、洋書 136,064 冊)、電子書籍 220 点(和書 219 点、洋書 1 点)、定期刊行物 1,846 種(和書 1,461 種、洋書 385

種)、視聴覚資料 6,249 点を数える。【資料 7 図書 2-5 | 02】また、日経 BP 記事検索サービスや JapanKnowledge Lib 等のデータベースを 29 種類導入し、新聞・雑誌記事・学術論文等の情報及び電子書籍を学内外から閲覧できる環境を整えている。【資料 7 図書 2-5 | 03】

学生には図書・雑誌・視聴覚資料以外に館内専用ノートパソコンを貸し出している。図書館では教室と同様に無線 LAN アクセスポイントを介してインターネットに接続でき、学修に支障のない環境を提供している。さらに、2 階視聴覚資料閲覧コーナーにはワイドモニター (16 : 9) とブルーレイマルチプレイヤーを設置している。6 階には、プロジェクター及び音響機器を備えた「多目的室」を設置しており、最大 40 人までが授業・研修等で利用できる環境を整えている。【資料 7 図書 2-5 | 04】

開館時間について、学部・大学院の講義時間帯に対応するだけでなく、学修支援体制の充実、地域の情報コミュニティ拠点としての場、並びに地域の生涯学習への貢献のため、平成 26(2014)年度より開館時間を延長している。【資料 7 図書 2-5 | 05】なお、令和 5(2023)年度の入館者は、延べ 53,890 人であった。【資料 7 図書 2-5 | 06】

図書館では平成 14(2002)年度後期から、東大阪市及びその近隣に居住または勤務する学外者 (高校生以上) に対する「利用登録制度」を設け、所蔵資料の閲覧・館外貸出を行うサービスを実施している。【資料 7 図書 2-5 | 07】

< 3 > 情報施設・設備

本学は、教育目的の達成のために、コンピュータ等の ICT 環境を適切に整備している。

情報処理実習室及び自習環境における ICT 設備に関しては、「情報教育委員会」の基本方針である「新製品の社会での普及状況を考慮し、社会的要請に対応すること」に基づき、計画的にハードウェア及びソフトウェアの更新を行っている。

また、学生がパソコンを活用できる実習室として、6 号館に 5 教室 (情報処理実習室 1・2・3・4 及び LL 教室) を設置しており、各室 42~68 人の学生がパソコンを利用できるようにしている (合計 286 台)。そのうち 3 教室は、演習をはじめ少人数授業に対応するため、パーティションで 2 分割することが可能である。全実習室で授業が行われている場合でも自学自習ができるようオープンルーム 2 室 (最大 54 人利用可) を設置し、18 時 30 分まで利用可能としている。全実習室及びオープンルームのすべてのパソコンは、インターネットが利用可能な学内 LAN に接続することができる。

情報処理実習室 1~3 は、プロジェクターや液晶モニターをハイビジョン解像度・ワイド画面对応とする等、時代に即した教育環境に更新している。なお、学内で学生が利用できるパソコンはすべて同じシステムで管理・運用しており、どのパソコンを利用しても自身の設定した環境で活用できるよう整備している。

学生が自由に利用できるスペースとして、6 号館 1 階全体を「学習サポートフロア」と称し、グループワーク室、自学自習室、サポート学習室の 3 室を設置のうえ、無線 LAN の環境のもとノートパソコンの貸出を行っている。

コロナ禍におけるオンライン授業、オンデマンド授業の需要が高まったことを受け、キャンパス全域で無線 LAN が利用できる環境を整備している。

<4>ユニバーシティ・commons リアクト

「リアクト」は、学生が自発的に学ぶ「アクティブ・ラーニング」の場として設置している。学生の演習授業（ゼミナール）や課外活用等のイベント等、用途によって使い分けられることができる様々な施設・設備を要したエリアを整備し、アリーナ（体育施設）も設置している。また、学生の学修環境整備の一環として全館無線 LAN 接続を可能とし、常設デスクトップパソコン（14 台）、貸出用ノートパソコン（自学自習用 80 台、演習授業用 30 台）及び学生用プリンタ（大判プリンタ含む）が利用できるよう、運営・管理している。

「リアクト」3 階のセミナールーム、ミーティングルームを活用して、主に演習科目の授業を実施しており、少人数教育を推進している。

「リアクト」4 階のアリーナを体育施設としても活用している。(2-5-②(1)体育施設参照)

<5>大学院研究室

本学大学院では、9 号館 3 階を 24 時間利用可能な施設として配置している。このフロアには大学院生研究室（自習可能なブースを大学院生一人ひとりに配置し、ノートパソコンを貸与）、コモンルーム（大学院での研究に必要とされる統計書・辞書・辞典や専門雑誌、視聴覚資料等を配架した閲覧室や談話スペース）、講義室、OA ルームを設け、研究環境の整備に努めている。大学院生が指導を受けつつ研究を行い、学位論文を作成するための大学院生専用施設となっている。

<6>その他

教職課程を履修している学生には「教職課程指導室」（9 号館 4 階）を設け、教職課程の一部の開講科目実施、担当教員との勉強会の実施、担当教員及び学生相互のコミュニケーションの場や自習スペースとして活用できるよう整備している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、施設・設備の利便性（バリアフリー等）に配慮している。

屋外では「手すり・スロープ、点字ブロック、専用駐車場」を設置し、屋内では「自動扉、エレベーター、エスカレーター、手すり・スロープ、多目的トイレ・シャワー室」を設置している。【資料 6 庶務 2-5 | 02】また、図書館では書架の耐震化を行い、リアクトには「車椅子用更衣室」を整備しているほか、学内 7 か所に AED を設置している。【資料 3 学生 2-5 | 01】

図書館設備についても、安全性や利便性（バリアフリー等）に配慮している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、授業を行う学生数は教育効果を十分上げられるような人数となっている。

履修登録者数は、教育効果を十分に上げられるよう、一般講義による授業に関しては、教室の収容人数を超えることがないよう、開講コマ数及び開講時間の調整を年度ごとに行い、時間割編成に反映できるよう取り組んでいる。ただし、一部の授業科目において、履修登録者が当初設定した教室の収容定員を超える場合には、他の教室へ変更している。また、他の教室との調整ができない場合は、教育効果を低下させないために、履修登録後に

抽選し、適正な人数で受講できるよう対応しているほか、必要に応じて教育支援システム manaba® を活用したオンライン授業に変更して実施している。演習による授業は、原則として1年次の「ゼミナールⅠA」、「ゼミナールⅠB」、2年次から4年次の「ゼミナールⅡ」、「ゼミナールⅢ」、「ゼミナールⅣ」はそれぞれ1クラス25人、「フィールドワークゼミナールⅡ」、「フィールドワークゼミナールⅢ」、「フィールドワークゼミナールⅣ」はそれぞれ1クラス20人を定員としてクラス編成している。また、1年生の「英語」は、1クラス40人程度を基準として習熟度別「発展 (Advanced)」、「標準 (Standard)」、「基礎 (Basic)」にクラス編成して授業を行い、いずれも適切に管理している。また、情報処理等のコンピュータを活用する実習等による授業においては、教育効果の観点から35～50人を定員として、人数制限科目として運営している。【資料2 教務 2-5 | 01】

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学における教育目的を達成するために、常に教員、学生のニーズに基づき、授業形態の多様化に柔軟に対応できるよう、また、主体的な学修を促せる環境に向けて施設設備の整備、改善に努める。

◆教室・実習室・研究施設等

◇適正な定員管理

教室の収容定員を大幅に超過する傾向にある科目は、学生が学習計画を円滑に立てられるよう、過年度の履修者数を調査し、担当教員と相談したうえで履修者数を定め、予め学年、学科別でクラスを指定する、抽選科目として設定する等の対策を講じる。

◇情報教育環境

BYOD の導入を含む情報教育環境は、カリキュラム編成状況、情報機器の社会的な動向を踏まえ、「情報教育委員会」及び関連課室が連携し、中期的な更新計画を策定し、実施に努める。

◇自学自習施設

「リアクト」においては、学生の主体的かつ能動的学習を支援する施設として、個人からグループワークまで自学自習を支える設備や教育環境の充実、国際交流スペースの利用促進を図るとともに、教員、学生のニーズに即した運用について検討する。

◇図書館

ICT の発展及び大学設置基準の改正、また GIGA スクール世代の入学に向け、電子書籍等の図書館資料のデジタル化を推進する。多様化するニーズに対応すべく、電子資料の利用促進に向けた広報、ツール開発を行う。

◇蒼天

令和6（2024）年度にホール内の AV 機器の更新を行う。

◇研究機関・施設

・谷岡記念館

附置研究所等の機能集約により、さらなる利活用の促進を行うとともに、教育利用

に適応した基本的な設備改善を図る。

・学術センターU-BOX

アミューズメント産業研究所所蔵のアミューズメント資料は、将来の教育活動への利用を見据えた展示・公開ができる施設への計画的な転換を継続して検討する。

◆福利厚生施設

委託業者や学生と連携を図りながらキャンパス全体の質と満足度の向上を図る。令和6(2024)年度は、下記に取り組む。

◇学生会館

屋上防水及びLED化を行う。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は、学生への学修支援に関する学生の意見等を汲み上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映している。

年2回実施している授業運営の改善を目的とした「授業アンケート」を活用し、学修支援に関する学生の意見を汲み上げている。大学院では、「授業アンケート」を実施するほか、研究指導担当教員が学生の意見を汲み上げている。これらの意見・要望について事務局内で連携し対応している。【資料2 教務 2-6 | 01】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身の健康管理については、窓口である保健室と学生相談室を利用した学生の意見・要望をくみ取り、支援の充実を図っている。経済的支援については、窓口である学生支援課が相談に来た学生一人一人に丁寧に寄り添い、意見・要望の把握に努めている。学生生活全般に関する意見・要望の把握・分析は、後述のとおり。(2-6-③学生生活調査参照)

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は、学生生活及び施設・設備に対する学生の意見等を汲み上げるシステムを適切に整備し、改善に反映している。

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるために、毎年度、全学年の演習科目履修者を対象に、学生生活全般を調査する「学生生活調査」を実施している。その調査結果を教職員に公開し、生活実態や施設設備、福利厚生面等に対する意見・要望を把握のうえ、可能な限り要望に応じている。【資料 3 学生 2-6 | 01】

学友会等の執行委員と「課外活動支援委員会」、「学生生活委員会」の教員及び事務局の各課室長ら職員との意見要望交換会を年 1 回実施し、意見・要望の把握、集約に努めている。授業期間中毎月 1 回、学友会等の執行委員と課外活動支援課がミーティングを実施するほか、適宜アンケート等を実施し、意見・要望の把握に努めている。統括団体が授業期間中毎月 1 回開催する主将主務会計会議や部長会計会議に課外活動支援課職員も出席し、クラブ生の活動状況を把握するとともに、連携の要望を聞き取っている。【資料 3 学生 2-6 | 02】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる体制として、「学生生活委員会」が実施する「学生生活調査」の調査結果に基づく検証を踏まえ、学生へのフィードバックを適切に行う。

学友会等の執行委員と教職員との意見要望交換会は今後も継続して実施するが、開催回数増加、小規模での開催等を検討し、タイムリーな意見・要望の把握、集約機会の拡充に努める。統括団体主催の主将主務会計会議や部長会計会議は、今後も職員が継続して出席し、活動状況の把握や情報共有等、各クラブとの連携強化に努める。

大学院生について、今後も研究指導担当教員が意見・要望の把握に努め、研究環境の改善等の対応を行う。

学修支援に関する学生の意見・要望について、履修相談会、フォローアッププログラムの参加学生を通じて意見を集約し、学修支援事業に反映する。また、「授業アンケート」等で提起された意見に対して適宜対応する。なお、「授業アンケート」は実施そのものが目的化しないよう、その結果を十分に分析し、組織的に活用する。

【基準 2 の自己評価】

学部における入学者の受入れについて、入学試験の実施体制及び選抜方法は問題ないものと判断している。ただし、選抜方法は、受験者の動向を勘案しながら常に見直すことが必要と考えていることから、入学試験の実施状況を整理して引き続き、検討を重ねたい。また、公共学部公共学科の入学者が入学定員を下回ったことについては、早急な対策が必要である。

大学院の入学選抜方法について、現在の手続き方法、選考方法で問題ないものと判断している。カリキュラム・ポリシーを明確に示し、本学への志願者増を促し、定員確保に努めている。科目等履修生及び研究生、履修証明プログラムについても、現在の手続き方法、選考方法で問題ないものと判断している。

学生のキャリア形成においては、教職協働の組織的な取り組みとして平成 23(2011)年度から就業力育成支援プログラムに注力している。

学生一人ひとりの学修の過程や成長の過程を個人別のデータベースとして蓄積する「S-

Log」及び就業力を測定する独自評価指標として「S-Check」を用いて、学生自身が自分の成長過程を認識できる仕組みを活用し、学生の「気づき」を促す取り組みとして本プログラムを実践している。学生の成長とは何かを問い続けつつ、教職協働でPDCAサイクルを展開している。

学修支援においても、一定の成績基準に満たない学生を対象として、年間を通じて学修意欲を喚起するための面談指導及び履修相談を行い、学生の意見・要望を汲み上げながら、学修環境の改善を図り、離学者を遡減させる対策を講じている。

授業運営状況や教育効果を考慮し、人数制限科目の設定、少人数クラスの編成、オンライン授業の併用、教室の収容人数の管理等、教育環境の充実につなげている。

学生の意見・要望を汲み上げるため「授業アンケート」等を実施し、その結果を踏まえ適宜対応している。

学生サービス、厚生補導の面では、大学設置基準第7条、第35条及び学校保健安全法に則り、学生への経済的支援、課外活動への支援、健康相談・生活相談、心的支援等の体制を適切に整備し、運用している。また、学生の意見・要望を汲み上げるため「学生生活調査」を実施し、その結果を踏まえ適宜対応している。

以上のことから、基準2を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知している。

(学部)

卒業認定・学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーは、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連をもたせ、明確にしている。本学のディプロマ・ポリシーは、学士力に関わる能力の指針として、①知識・理解、②汎用的技能、③態度・志向性、④総合的な学習経験及び創造的思考力と、建学の理念を支える 4 つの柱である、①思いやりと礼節、②基礎的実学、③柔軟な思考力、④楽しい生き方との関連性を明確にしたうえで、各学科における教育成果として何を身につけ、何ができるようになったのかを確認できるものとして定めている。【資料 2 教務 3-1 | 01】

(大学院)

ディプロマ・ポリシーは、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連をもたせ、明確にしている。【資料 2 教務 3-1 | 02】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知している。

(学部)

学部の単位認定に関する事項は、「学則」第 38 条及び「履修に関する規程」第 13 条に定め、卒業の認定に関する事項は、同第 42 条に定めている。また、学部・学科別の卒業に必要な単位の内訳は、「学則」第 36 条第 1 項及び別表第 2 に明記している。科目区分ごとにも取得単位要件を定め、体系的な学修を行うことにより卒業できる条件となる仕組みとしている。これらは、『履修の手引き』に明示し学生に周知している。

本学では、修業年限を「学則」第 14 条及び第 15 条に定めているが、進級要件は定めていない。ただし、卒業見込み者（卒業見込証明書発行対象者）として扱う条件として、3 年次終了時の取得単位数を 90 単位以上と定めている。【資料 2 教務 3-1 | 03】【資料 2 教務

3-1 | 04】

(大学院)

大学院設置基準第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 14 条の 2、第 15 条、第 16 条、第 16 条の 2、第 17 条に基づき、大学院における授業及び研究指導、成績評価基準、単位の授与、修了の要件について、「院学則」第 37 条明確に定めている。各専攻の修了に必要な単位の内訳は、「院学則」第 29 条及び第 31 条に明記している。修業年限は、「院学則」第 10 条及び第 11 条に定めている。『履修要項』には、科目ごとの必修・選択の別、単位数、修了要件等を明示している。【資料 2 教務 3-1 | 05】【資料 2 教務 3-1 | 06】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用している。

(学部)

履修科目の成績評価は、定期試験、授業期間中に提示する課題（小テストやレポート等）や、平常の授業への参加度等を加味して、各授業担当教員が「学則」第 38 条及び「大阪商業大学履修に関する規程」第 13 条に基づき評価している。

また、大学設置基準第 28 条から第 31 条における他大学等での学修、入学前の他大学での学修、留学した外国の大学での学修や文部科学大臣が別に定める学修についても「学則」第 39 条から第 41 条において定め、本学における授業科目の履修とみなし、「大学教授会」の議を経て、学長が 60 単位（3 年次編入は 62 単位）を限度として単位を認定している（評価の表示は N とする）。【資料 2 教務 3-1 | 07】

学部の成績評価は、学生の学修意欲を高め履修計画を適正に立てられるように、GPA(Grade Point Average)を導入し、学生への修学指導の適正化を進めるとともに、学生及び保護者へ周知している。また、成績優秀者選抜、留学制度の学内選抜等の 2 次利用方法について基準を策定し、運用している。なお、GPA 制度について、令和元(2019)年度から「学則」第 38 条第 6 項に規定するとともに、「大阪商業大学におけるグレードポイントに関する取扱基準」を定め、明文化した。【資料 2 教務 3-1 | 08】

卒業要件を満たした者に対して、「学則」第 42 条に基づき、「大学教授会」の議を経て、学長が卒業を認定し、第 43 条に基づき学士の学位を授与している。【資料 2 教務 3-1 | 09】

(大学院)

修了要件を満たした者に対して、「院学則」第 37 条に基づき「大学院教授会」の議を経て、学長が修了認定し、第 38 条に基づき修士または博士の学位を授与している。「院学則」第 38 条の規定において授与する学位について、「大阪商業大学大学院学位規程」に学位授与の要件、審査等に関して明確に定め、また、評価・審査の考え方をホームページにおいて公表し、適切に運用している。【資料 2 教務 3-1 | 10】【資料 2 教務 3-1 | 11】

大学院では、履修科目の成績評価は、課題（レポート）提出、平常の学習態度やディスカッションへの参加を総合的に判断し、各授業担当教員が「院学則」第 34 条に基づき評価している。各授業科目の成績評価基準について、『履修要項』に明示している。『履修要項』

には、科目ごとに「講義の概要」、「講義の到達目標」、「講義計画」、「成績評価基準と方法」、「テキストまたは参考文献」、「受講上の留意点」を明記している。また、平成 30(2018)年度から、学生により分かりやすいシラバスを提供することを目的とし、学部と同様に「運営会議」において協議のうえ、学長から委嘱された教員による第三者チェックを実施している。なお、令和元(2019)年度大学院学内進学推薦入学試験から推薦基準に GPA を導入、運用している。【資料 2 教務 3-1 | 12】【資料 2 教務 3-1 | 13】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢の変化や学生の多様化が進む中、GPA 制度の修学指導における活用に関しては、他大学の事例を参考に継続して検討する。

また、授業の内容や成績評価に関する事項を授業計画として学生に対して適切に周知する観点から、シラバス記載事項の改善について検討する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知している。

(学部)

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ等で広く周知を図っている。【資料 2 教務 3-2 | 09】

(大学院)

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ等で広く周知を図っている。【資料 2 教務 3-2 | 10】【資料 2 教務 3-2 | 11】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

(学部)

各学部・学科のカリキュラム・ポリシーは、まず、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、そこに定める学修成果が得られるであろう教育課程を編成するための指

針として、カリキュラム・ポリシーを策定している。

(大学院)

各専攻のカリキュラム・ポリシーは、まず、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、そこに定める学修成果が得られるであろう教育課程を編成するための指針として、カリキュラム・ポリシーを策定している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

<1>体系的な教育課程の編成

本学は、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。

(学部)

本学の教育課程は、「副専攻科目」「主専攻科目」「演習科目」の3つの科目群及び「自由選択科目」により編成している。そのうえで、カリキュラム・ポリシーに沿って、学部・学科ごとに必要な授業科目を体系的に配置している。【資料2 教務 3-2 | 01】

「副専攻科目」は、「ソフトパワー関係科目」「語学科目」「情報科目」「健康・スポーツ科目」で構成している。「ソフトパワー関係科目」では、自らを育んだ生活文化への興味を深めながら、生活の基盤である人間関係の大切さについて学修する。「語学科目」や「情報科目」では、人間関係を広げていくうえで必要な知識や技能を学修する。「健康・スポーツ科目」では、健全な心身を育むうえで必要な知識や技能を学修する。

「主専攻科目」では、各学部・学科の教育目的に対応した「基礎科目」「基幹科目」「専門科目」を系統的に配置し専門的な知識や技能を学修する。

「演習科目」では、知識を活かして自ら考える力、自ら調べることができる力、自らの考えをまとめる力、自らの考えを他者に伝える力、また多様な意見に耳を傾け、多様な意見をもつ他者と協調できる力、さらに個人がそれぞれ自立したうえで、お互いの個性を尊重しながらチームで課題を解決していく力を身につける。

「自由選択科目」では、専門的学問体系を補完・充実できるよう、他学部・他学科において提供されている科目のうち、各学科において学修することが望ましい科目を配置している他、卒業後の進路や展望を考慮したうえで、専門性の高い学修を行うことができるよう、キャリア形成に関連した科目や、卒業後に公務員を志望する学生のために、公務員試験の出題分野に即した科目を配置している。その他にも、大阪府内の4年制及び6年制大学が加盟する「大学コンソーシアム大阪」を中心に運営される単位互換制度を利用して修得した単位は、「自由選択科目」の単位として認定している。この制度は、学生が様々な講義を受講することで、知識の幅を広げるとともに他大学の教員や学生と交流を深める機会となっている。次年度の履修計画を立てる3月中旬頃に各大学が提供する科目及び申込み方法等を本学ポータルサイト S-Navi! で公開し、周知している。【資料2 教務 3-2 | 14】

◆カリキュラムマップ

中央教育審議会答申により、学士課程教育の質的転換の必要性が提言され、その方策の一つとして教育課程の体系化が謳われており、手法としてカリキュラムツリーが有効とされていることから、本学においても検討した結果、科目相互の関連を強く示すカリキュラ

ムツリーではなく、カリキュラム上の学問分野（授業科目）と学修深度（教育目標：シラバスの到達目標）を相対的に位置づけるカリキュラムマップを策定している。【資料 2 教務 3-2 | 12】

◆履修モデルコース

学生個人の興味や将来の夢に合わせて学修できるように、学科ごとに複数の履修モデルコースを設けている。履修モデルコースは、学生自身の目標達成に必要な学びを着実に修得できるように、主専攻科目の選択、履修順序を例示し、推奨するもので、期待される学修成果とともに『履修の手引き』に掲載している。なお、コース選択は2年次以降であるため、毎年度10月下旬～11月上旬に1年生の各学科基礎科目（必修科目）の時間を利用し、『履修の手引き』から抜粋した資料を配付し、コースでの学び等について解説している。各学科のコースにおいては、「育成する人材」イメージと関連して、「能力を活かせる分野・職業」、「目標とする資格」等も明確にし、学びの内容が社会にどのように関わるのかをより理解しやすくすることで、将来の目標（職業選択）に学生を導いていけるように明示している。【資料 2 教務 3-2 | 13】

◆OBP コース

「本学学生への起業教育」として、平成14(2002)年度より起業教育に特化した「OBP コース」を設置している。「OBP コース」は、1学年25人程度の少人数制教育による特別コースで、①将来起業を志す者、②企業経営者、③中小企業の事業承継者、④企業内で新規ビジネスや新規プロジェクトのリーダーになろうとする人材の育成を目指している。

「OBP コース」では、学生の意欲を重視すべく入学後選抜方式（入学後のオリエンテーションと意欲・目的意識を確認する面接を中心に選抜）を採用している。「OBP コース」には、すべての学科（経済、経営、商、公共）から応募することができ、履修者は所属学科の専門領域の学修に加えて、起業及び企業経営（会計、法務も含む）、産業に関わる科目等、実践的かつ現代的な独自の専門領域を学修する。「OBP コース」では、1年次にはコミュニケーション能力、企画力やビジネスに関する基礎知識を涵養し2年次には企業の事例研究を通して経営に必要な実践的知識を身につける。3年次には「プロジェクト学習」を通して1・2年次の学修成果の応用展開が図られ、4年次には、本コースの学修成果として「修了論文」の作成を行っている。また、全学年対象の短期海外研修として、「BP 海外演習」を設置している。「BP 海外演習」は、総合的な英語力を養い、国際理解を深めるとともに、海外ビジネスの現状を知り、日本企業の役割と課題について考えることを目的としている。

◆GET コース

平成27(2015)年度に、高度な専門性と豊かな人間性を備えた、世界で活躍するグローバル人材を育成する「GET コース」を設置した。「GET コース」は、少人数制教育による4年間のグローバル人材育成コースで、具体的には、グローバル企業、外資系企業、旅行業界、ホテル・観光業界、航空業界等で国際的に活躍できる人材の育成を目指している。「GET コース」を履修するには、本学で実施する海外留学公募推薦入学試験や海外留学一般入学試験、または入学後の選抜試験のいずれかで合格する必要がある。履修者は、各学科に在

籍しながら、「GET コース」独自の教育課程を学修する。また、海外協定校に約1年間学部留学し、①経済学、商学、経営学等について英語で書かれた情報を読み解くことができる、②読み解いた情報を分析することができる、③分析した結果について英語でレポートを作成できる、④作成したレポートの内容を相手に的確に英語で伝えることができる、という4つの能力を養う。学部留学前のウォーミングアップとして、1年次に「GET トライアル」を実施している。このプログラムは学内で行う事前及び事後研修と1週間前後の海外研修を通して、国際理解を深め、英語力を養うことを目的としている。事前研修では渡航先国の文化や経済状況について学び、加えて日本の歴史や文化を学ぶ。渡航先大学では、英語でのプレゼンテーションを実施するほか、現地の学生との交流による異文化理解、帰国後にも持続する国際交流の基盤を形成する。事後研修では事前研修と海外研修を通して学んだことを振り返り、プログラムの総括を行っている。2年次には、協定大学へ派遣し、1年間の長期学部留学を通してグローバルな視野を養っている。また、留学先大学で修得した単位は、帰国後本学において単位認定を行っている。

◆資格取得関連科目

「社会調査士」の資格取得に必要な科目を設置している。社会調査は、政府機関、一般企業、商店街、組合、自治会等、様々な組織・団体が社会の状態や人々の意識を把握し、政策を立案するために幅広く実施されているもので、それに必要な知識・技能を全学科で修得することができる。

平成29(2017)年度から公共経営学科、令和元(2019)年度からは公共学部公共学科の学生も対象として、公益財団法人日本スポーツ協会のスポーツ指導者基礎資格である「コーチングアシスタント」及び競技別指導者資格に必要な共通科目等の講習が免除されるよう承認を受けている。当該資格保持者は地域におけるスポーツ活動の定着化や活性化をサポートできる人材として活躍が期待されるもので、競技別指導者資格やフィットネス系資格等にステップアップすることが可能となる。また、平成30(2018)年度から、総合型地域スポーツクラブ等においてクラブマネージャーを補佐し、クラブ運営のための諸活動をサポートするマネジメント指導者資格である「アシスタントマネージャー」取得に必要な専門科目講習が免除されるよう承認を受け、『履修の手引き』で周知している。【資料2 教務3-2 | 15】

(大学院)

◆地域経済政策専攻（博士前期課程）

大学院は、大学院設置基準第11条に基づき、研究科及び専攻ごとの教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し編成している。これらの授業科目は、カリキュラム・ポリシーである「教育課程の編成方針」及び各専攻が定める「教育実施方針」に基づき体系的に編成している。

地域経済政策専攻（博士前期課程）の教育課程は、「専修科目群」、「地域研究分析手法基礎科目群」、「演習」の3つの科目群で編成している。研究成果の達成に向けた教育課程の編成において「専修科目群」は、地域問題の解決や政策立案のために、様々な分野の地域政策や都市計画の研究を通じて、今後の都市経営や地域発展のあり方を考える「地域政策研究科目」、地域の研究に必要な経済学の応用分野を中心とする「地域経済研究科目」、重

層的なネットワークの広がる関西とアジアを中心に、世界の様々な地域を経済・社会・文化等の分野から総合的に研究する「比較地域研究科目」を配置している。

「地域研究分析手法基礎科目群」は、地域の研究の基礎となる理論的・統計的方法を学ぶための科目を配置している。

「演習」として各自の研究テーマについて研究指導担当教員から2年間指導を受けて、修士論文またはフィールド・リサーチ・ペーパーとしてまとめる「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」を配置している。

◆地域経済政策専攻（博士後期課程）

地域経済政策専攻（博士後期課程）の教育課程は、「地域問題特論」、「特殊研究」の2つの科目群で編成している。研究成果の達成に向けた教育課程の編成において「地域問題特論」は、地域政策学という学問分野の確立・深化に向けて、自らの研究科目のみならず、歴史・社会・文化等の諸分野から多角的・総合的・学際的に最新の地域問題をとらえることをねらいとする科目を配置している。

「特殊研究」は、地域問題の解決と政策立案のために不可欠である地域発展のメカニズムの総合的理解を通じて、望ましい地域政策のあり方を明らかにする「地域政策特殊研究」、経済学・経営学の立場から地域問題を考察し、地域の豊かで個性的な発展にふさわしい産業活動のあり方を考える「地域経済特殊研究」、地域間比較の視点からその個性や差異の研究を通じて地域のあり方を考える「比較地域特殊研究」を配置している。

◆経営革新専攻（修士課程）

経営革新専攻（修士課程）の教育課程は、「コア科目群」、「専修科目群」、「特別コース科目」、「演習」の4つの科目群で編成している。研究成果の達成に向けた教育課程の編成において「コア科目群」は、グローバル・マインドと崇高な倫理観をもち、環境変化に対応した新たなビジネスモデルの創造や変革を求める社会ニーズに応じて経営革新をなしうるビジネスリーダーの育成に資する科目を配置している。

「専修科目群」は、新たなビジネスモデルの創造による経営革新と起業に資する科目を配置した「事業創造系科目」、ビジネスモデルの継続的革新と企業活動の維持発展に資する科目を配置した「マネジメント系科目」及び両系共通科目から構成される。

また、平成27(2015)年度から特別コースとして設置した「IR マネジメント」では、地域観光振興事業に携わっている者、あるいは観光振興、IR 経営に興味・関心をもつ者を対象とし、IR に関する理論と実践（海外研修、インターンシップ等）を融合した教育課程を整備している。IR 全般に関する知識と経営能力を身につけ、高度専門職業人として変化に即応・対応できる応用力及びコミュニケーション・スキルを適切に活用できる人材を育成する。なお、「IR マネジメント」は、担当教員の退職に伴うカリキュラム再構築の必要性が生じたため、令和2(2020)年度から学生募集を中止している。

「演習」として、各自の研究テーマについて研究指導担当教員から2年間指導を受けて、修士論文または事業化リサーチペーパーとしてまとめる「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」を配置している。

大学院の教育課程は、各専攻が育成する人材に必要な科目を配置し、体系的に学修できるカリキュラムとして適切に編成している。各専攻の教育目的、教育実施方針、教育課程

は『履修要項』において明示し、全大学院生に対して周知している。【資料 2 教務 3-2 | 02】

＜2＞シラバスの適切な整備

本学は、シラバスを適切に整備している。

(学部)

シラバスは授業科目ごとに整備し、本学ポータルサイト S-Navi!を通じて学生に周知している。

シラバスは、授業の内容や成績評価に関する事項を授業計画として適切に学生に周知するため、令和 2(2020)年度にシラバス記載事項の変更を検討し、合わせて作成要領自体をより分かりやすいものになるように改訂した。授業科目ごとに「サブタイトル」「科目の概要」「授業の進め方」「授業の到達目標」「授業計画」「成績評価基準」「定期試験の有無」「成績評価方法」「教材」「準備学修(予習・復習)等」「授業における注意点」を明記している。教員によって記載内容にばらつきが出ないよう、「シラバス作成ガイド」に基づいて作成するよう教員に求め、平成 30(2018)年度からは、これに照らして、「運営会議」において協議し、学長から委嘱された教員による第三者チェックを実施している。【資料 2 教務 3-2 | 18】

(大学院)

シラバスは授業科目ごとに整備し、『履修要項』を通じて学生に周知している。

シラバスは、授業科目ごとに「講義の概要」「講義の到達目標」「講義計画」「成績評価基準と方法」「テキスト又は参考文献」「受講上の留意点」を明記している。教員によって記載内容にばらつきが出ないよう、「シラバス作成上の留意点」に基づいて作成するよう教員に求め、平成 30(2018)年度からは、これに照らして、「運営会議」において協議し、学長から委嘱された教員による第三者チェックを実施している。【資料 2 教務 3-2 | 18】

＜3＞単位制度の実質を保つための工夫

本学は、履修登録単位数の上限の適切な設定等、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。

科目ごとの必修・選択の別、単位数、履修登録単位数の上限等は学則に定め、『履修の手引き』をもって学生に周知している。

本学は、大学設置基準第 21 条に定めるに基づき、授業時間と単位の関係を「学則」第 35 条に定めている。また、大学設置基準第 22 条及び第 23 条に基づき、単位修得に必要な授業時間、授業期間等について、「学則」第 11 条から 13 条に定め、『履修の手引き』に明示している。【資料 2 教務 3-2 | 03】

図表 3-2-1 授業時間と単位

講義科目	15 回 30 時間	2 単位
講義科目 (通年)	30 回 60 時間	4 単位
演習科目	30 回 60 時間	4 単位
演習科目 (一年次)	15 回 30 時間	2 単位

外国語科目	15回 30時間	1単位
外国語科目（通年）	30回 60時間	2単位
体育実技科目	15回 30時間	1単位
「教育実習」や「ビジネス・インターンシップ」、「海外研修」等の実習を含む授業科目については、事前授業・指導、事後授業・指導、実習時間等を総合的に勘案し、単位認定に必要な授業時間を適切に設定している。		

大学設置基準第27条の2に基づく履修科目の登録の上限についても明確に定めている。単位制度の実質性を保ち、無理のない学修時間を確保できるよう履修登録単位数の上限を学年ごとに定めている。このことは、「大阪商業大学履修に関する規程」第3条第8項に定め、学生は上限の範囲内で履修計画を立てている。ただし、教職に関する科目等、教育上配慮すべき科目については、制限単位数から除外する措置を設けている。【資料2 教務3-2 | 04】

大学院においても、科目ごとの必修・選択の別、単位数等は『履修要項』に明確に示している。

3-2-④ 教養教育の実施

本学は、教養教育を適切に実施している。幅広い教養と豊かな人間性を育成することに深く関わる科目を「副専攻科目」として編成し、全学科に共通して開設している。

「副専攻科目」は、人々を育ててきた様々な生活文化のありさまに興味を持ち、生活の基盤である人間関係の大切さを知ることができるよう、「ソフトパワー関係科目」、「語学科目」、「情報科目」、「健康・スポーツ科目」の4つの視点から学ぶことができる。特に「ソフトパワー関係科目」は、「クールジャパン領域」、「人間関係性領域」、「地域探究領域」、「教養基礎領域」の4つの領域に属する諸科目により系統的に学修できるよう構成している。

「クールジャパン領域」は、日本の生活文化に欠かせない「衣」、「食」、「住」や祭事、茶華道に関する科目を1単位科目（全8回講義）として配置している。また、「まんが」、「アニメーション」、「ゲーム」等の分野に関する科目を配置している。これは、外国の人々からも注目されている日本の文化（ソフトパワー）を考察することを通じて、物事の捉え方の多様性や自身の認識の特徴についての気づきを促すことを目的としている。

「語学科目」は、これを「基礎領域」と「実践領域」に区別し、「英語」は1年生のみ必修とし、2年生以上は英語に興味を持ち、留学を見据えた学生の能力を伸ばす内容を盛り込んだ授業を選択科目として配置している。また、第二外国語科目は、専門分野として学べる「社会科学系」の学問領域の特性と大阪という地域性に鑑み、中国語及びハンゲルを選択科目として配置している。

「情報科目」は、社会人として最低限身につけておくべき基礎的な知識や技能を「情報基礎領域」に、基礎領域で学んだ知識や技能を土台に、より深く学びたいという学生のための講義及び実習科目を「情報応用領域」として配置している。なお、令和5(2023)年度から数理・データサイエンス・AI教育プログラムとして、「大阪商業大学データサイエンス・AI教育プログラム」を開設した。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

<1> 授業内容・方法の工夫

本学は、授業内容・方法を工夫している。

(学部)

- ◆新入生全員に対してプレイスメントテストを実施している。その結果をもとに、「英語」の習熟度別に「発展 (Advanced)」、「標準 (Standard)」、「基礎 (Basic)」にクラスを編成し、教育効果を高める工夫をしている。各クラスにて使用するテキストについても、レベル別に選定を行っている。なお、発展的な学びの向上を目的として「発展 (Advanced)」クラスを従来の学科別から学科横断型へ再編成した。【資料 2 教務 3-2 | 05】
- ◆「OBP コース」では、学内外で様々な活動に積極的に取り組んでいる。令和 5(2023)年度は、①他大学学生とともにオリックス・バファローズの協力による来場者調査プロジェクトへの参画、②武蔵大学ビジネスプランコンテストへの参画、③第 14 回日中起業教育国際シンポジウムへの参画、④知財ビジネスアイデア学生コンテストへの参画、⑤SDGs Youth Action への参画等である。【資料 2 教務 3-2 | 06】
- ◆「GET コース」では、3 年次には、英語力やビジネススキルを活かすことのできる企業でのインターンシップやフィールドワーク活動を実施している。
- ◆フィールドワークゼミナールは、講義によって得られる教養及び専門知識を、フィールド(実社会の現場)において実際に活用することで、社会的問題解決能力を効果的に獲得・養成している。学生の創造性、判断力、行動力、コミュニケーション能力といった実践で培われる能力の向上を目指し、さらに多様な価値観をもった多くの社会人と意思疎通を図りながら演習を運営していくことで、組織的活動、社会的活動で重視される協調性を育んでいる。

(大学院)

- ◆厳格な学位授与を行うため、博士の学位は学位論文を提出する以前に中間論文を提出し、大学院担当教員が出席する発表会にて発表を行うことを提出資格認定の際の要件としている。また、中間論文を提出するに先立って、大学院担当教員が出席する研究成果報告会において作成状況等の報告を行うことを推奨し、大学院生の研究の向上を図っている。修士の学位についても、学位論文の題目届の提出期限後に設定している大学院担当教員が出席する中間報告会において、作成状況等の報告を行うよう組織的に促している。なお、文部科学省通知文「学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について(通知)」(令和元(2019)年 9 月 26 日付)に基づき、令和 2(2020)年 4 月 1 日以降、すべての大学院において学位論文に係る評価に当たっての基準の公表が義務づけられたため、本大学院のディプロマ・ポリシー、『履修要項』の内容を基準とした評価基準を策定、公表している。【資料 2 教務 3-2 | 16】【資料 2 教務 3-2 | 17】
- ◆博士前期課程及び修士課程に入学する大学院生の多様な研究課題への対応を図るため、大学院教員と学部教員が共同で学生の研究指導を行う「GA(Graduate Associate)制度」(以下「GA 制度」)を設けている。【資料 2 教務 3-2 | 07】

大学院の教育課程は、各専攻の教育目的に即して適切に体系化されている。また、各院生の研究領域に応じて、研究指導教員が適切に履修指導を行い、学位論文の作成に必要な知識の修得を可能とする体制が構築されている。博士後期課程で実施している「研究成果報告会」や「中間論文発表会」、博士前期課程及び修士課程の「修士論文中間報告会」は、教員及び院生が各院生の研究成果に対する助言を行う機会として、院生教育の面で効果を上げている。この取組みは、大学院 FD 活動の一環でもある。

＜2＞教授方法の改善を進めるための組織体制

本学は、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用している。

教授方法の改善を進めるための FD 活動は、教員個々の取組みを前提としている。「FD 委員会」は、これをサポートすることを主な役割とし、全教員が活動の趣旨を理解し、教職協働により取り組んでいる。「FD 委員会」は、活動事項別にワーキンググループを設けて施策を検討し、運営することによって各教員の教育・授業運営方法の改善の支援にあたっている。

また、令和 4(2022)年度から教育職員免許法施行規則の改正に伴う教職課程の自己点検・評価の実施・公表義務化への対応として、教職課程の自己点検・評価を実施している。「教職課程委員会」において、「教職課程に係る教職員の共通理解に基づく協働的な取組み」、「学生の確保・育成・キャリア支援」、「適切な教職課程カリキュラム」の視点から目標、改善点の確認を行い、取組みについて点検・評価を行った。【資料 2 教務 3-2 | 19】

本学教職課程の質の保証・向上を考える際、まずは教職に関連する授業担当教員の教職に関わる研究・教育活動の充実が喫緊の課題であること、また、その充実が FD 活動にも資すると考え、『大阪商業大学教職課程研究紀要』を発行し、令和 6(2024)年 2 月に第 7 巻第 1 号を発行した。【資料 2 教務 3-2 | 20】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の理念に基づく教育目的を実現すべく、「実学教育」を掲げており、その精神は、学部及び大学院における教育目的の設定、これに基づくディプロマ・ポリシーの策定、それを達成するためのカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の編成を行っている。

社会のニーズを視野に入れ、有能な人材を育成するための教育課程及び教育方法を提示するために、常に教員（各種委員会）と事務局が円滑な意思疎通を図る。こうした教職協働を通じて、授業運営体制、カリキュラム編成、履修モデルのあり方、学生が目指す進路と授業科目との関連性を明確化し体系的に学習できるよう整備する。

カリキュラムは状況に応じて見直しを検討する必要があるが、この場合は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの関係性を整理しながら検討する必要がある。

教育方法は、学生の意識調査として年 2 回実施している「授業アンケート」の結果を踏まえて教員個々が振り替える機会とし、参考となる事例は、「FD 委員会」が発行している FD ニュースレターを通じて教員間での共有を図りたい。また、教員が意思の統一を図り共通の認識をもつために FD 活動を活性化し、教育・授業運営の改善に反映させる。

大学院は「GA 制度」の活用を積極的に行うことにより、院生の多様化する研究課題に

対応する。なお、「IR マネジメント」は、令和 4(2022)年度から公共学部の科目としてギャンプル等の依存症問題に関わる啓発を目的とした「現代社会と依存」を設置しており、学部教育の成果を見ながら大学院で IR をどのように研究指導するのかを検討したうえで、募集再開の時期を決定することとしている。

教職課程の自己点検・評価について、引き続き「教職課程委員会」が適切に取り組む。点検・評価の結果公表の時期及び方法については、他学の動向を見極めながら検討する。

『教職課程研究紀要』は、「教科指導法」、「実践報告」、「教材開発」等、教職に関連した教育実践研究の場となっている。投稿による成果を蓄積し、より充実した教職課程運営となるよう継続して発行する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

<1>ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示

本学は、三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。

学部における学修の成果とは、教育課程による学びの成果と教育課程の学びでは測定できない成果の 2 つの要素があると考えている。

本学のディプロマ・ポリシーは、本報告書「1-2-④ 三つのポリシーへの反映」に記述のとおり、学士力の 4 つの能力と本学の建学の理念を関係づけて策定している。

第 1 の要素である教育課程による学びの成果は、「学則」第 42 条に定める卒業の認定をもってなされることと考えている。これは、建学の理念、教育目的、三つのポリシーに基づく教育課程での学修を経て、「学則」第 38 条及び「履修に関する規程」第 13 条に規定する成績評価により個々の学修成果が認定されることを教育課程全体として明示していることに依拠している。また、科目レベルでの学修の成果は、ディプロマ・ポリシーに照らして「到達目標」としてシラバスに記載し、その達成度を測定することによって成績評価を行っている。このことは、『シラバス作成ガイド』に明記することで教員にも示し、これに即した記述になっているか、「シラバスチェック」を行った後に学生に公開している。一方、学修者に対しては、「学則」第 36 条により教育課程を系統的に履修することを求めており、その一助として履修モデルを明示し、これに沿った履修を推奨している。これらのことにより、教育課程を通じた学修成果については、一定の明示ができているものと考えている。

第 2 の要素である教育課程の学びでは測定できない成果、いわゆるコンピテンシー的な

成果については、「自分成長プログラム」に含まれる S-Check 及び S-Work により自分自身の現状把握を行い、S-Log に記録することで改善を促す仕組みを構築し、自分自身の成長度の確認ツールとして運用している。「自分成長プログラム」については、本報告書「2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備」に詳述しているが、プログラムでは、教育課程内外の学生の活動を包括的に把握するものとして運用している。しかしながら、これは、自分自身の現在地を確認し、成長（改善）を促す仕組みであり、どこまで到達すればよいのか、という観点で成果を明示しているものではない。

大学院における学修の成果とは、「院学則」第 38 条に定める学位の授与をもってなされることと考えている。これは、建学の理念、教育目的、三つのポリシーに基づく教育課程での学修を経て、「院学則」第 34 条に規定する授業科目に対する成績評価及び同第 37 条に規定する学位論文（修士論文または博士論文）の審査に結果により個々の学修成果が認定されることを教育課程全体として明示していることに依拠している。なお、学位論文の執筆、審査方法等は「大阪商業大学大学院学位規程」に規定している。また、科目レベルでの学修の成果は、ディプロマ・ポリシーに照らして「到達目標」としてシラバスに記載し、その達成度を測定することによって成績評価を行っている。このことは、「シラバス作成上の留意点」に明記することで教員にも示し、これに即した記述になっているか、「シラバスチェック」を行った後に学生に公開している。

＜2＞学修成果の点検・評価

本学は、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケート等を実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。

教育課程の学びによる学修の成果の状況は、最終的には大学教授会での卒業認定を通じて確認することとなるが、年次的には、統計的に整理された資料に基づいて前年度の授業科目別合格者率を把握し、授業科目の運営状況（極端に単位修得率が低い科目がないかどうか、履修者数が適切であったかどうか、共通シラバスで運営する授業の担当者別合格率比較、休講回数等）を「運営会議」にて確認している。また、学生が作成した「S-Log」、 「S-Check」及び「S-Work」を基に実践効果の点検を毎年度行い、学修指導の改善に努めている。さらに、令和元(2019)年度に平成 27(2015)年度から平成 30(2018)年度の本プログラムの成果を総括した報告書を刊行した。

このほか、就職状況については定期的に把握に努めているほか、学生の意識調査としては、学生の生活実態の把握を目的とする学生生活調査、FD の一環として実施している授業アンケートの設問の一部として、また、卒業時の満足度は自分成長プログラムの締めくくりとして卒業生に対するアンケート調査を行っている。

大学院では、授業アンケートを学修成果の点検の機会としている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学は、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

「自分成長プログラム」は年度ごとに取組状況の成果を報告するとともに、当該プログラムの開始初年度を起点として、当該年度の入学生が卒業するまでを一つの期、その翌年度の入学生が卒業するまでを次の期として、それぞれの成果を総括した報告書を刊行し、教育改善のためにフィードバックしてきた。

学部、大学院では授業アンケートの結果は各教員の振り返りと改善を促す資料として活用し、学部では上述の年次ごとに統計的に整理した授業科目別合格者率や授業の運営状況に関する資料は、次年度のカリキュラムの運営方針（再履修クラスの適切な配置、コマ数の増減等）の策定に活かしている。【資料 2 教務 3-3 | 01】【資料 2 教務 3-3 | 02】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシー、「学則」等の定めにより、教育課程に対する学修成果は一定の明示ができていたものと考えているが、学修の成果とは何か、教育課程の学び以外で得られる学生の成長度の評価について、どのような視点、どのような方法で評価すべきか、改めて検討する必要があると思われる。また、各種のアンケート調査や履修者に関する情報の整理により、現状把握はある程度できているものといえるが、個別の活動になっている色合いが強く、関連付けて全体に反映していける仕組みが求められる。

【基準 3 の自己評価】

ディプロマ・ポリシーは、学部、大学院ともに建学の理念、教育目的に沿って策定し、これを反映する内容及びカリキュラム・ポリシーが策定され、一貫性が担保されている。これらのポリシーは、大学ホームページ、『履修の手引き』（学部）、『履修要項』（大学院）等を通じて、学修者その他のステークホルダーに対して周知できている。また、教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って編成され、シラバスを通じて学修内容が明示されている。これらによって得られる学修成果は、学部では「学則」及び「履修に関する規程」に、大学院では「院学則」により明記されている。特に、学部においては教育課程の学びではない部分の学修成果について、「自分成長プログラム」を通じて把握する仕組みがあり、適切に運用されている。これらは、組織及び教員活動に対する自己点検・評価、授業アンケート、統計的に整理された履修者に関する情報をもとに、組織及び教員個々のレベルで次年度の以降のカリキュラム運営、授業運営に反映している。

以上のことから、基準 3 を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学は、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備している。

本学の教育研究実施組織は「学則」第 7 条に規定している。同条では、教育研究実施組織は学長のほか、学部長その他の教員の職位を定め（第 1 項）、学長が学務を統括運営すること（第 2 項）、必要に応じて副学長を置くことができること（第 3 項）を規定している。同第 10 条では、教授会での審議事項を学長が定め（第 1 項）、これに該当する事項については教授会の議を経て学長が決定すること（第 2 項）、教授会の運営に関する事項については「大阪商業大学教授会規程」に定めること（第 3 項）を規定している。

本学大学院の教員組織は、「院学則」第 3 条において本学の専任教員を充てること、同第 4 条において研究科長を置いて、大学院に関する事項を掌理せしめることを定めている。また、同第 6 条では、大学院教授会での審議事項を学長が定め（第 1 項）、これに該当する事項については大学院教授会の議を経て学長が決定すること（第 2 項）、大学院教授会の運営に関する事項については「大阪商業大学大学院教授会規程」に定めること（第 3 項）を規定している。

このほか、学長の判断により大学における意思決定を円滑に行えるよう、会議体を（以下「委員会」という。）を体系的に整備している。中でも教育研究活動における重要事項や事業計画の策定を行う「事業推進会議」では、規程により学長自らが委員長となってリーダーシップを発揮している。ただし、大学院においては、委員会組織を構成せず、必要事項は大学院教授会において審議し、学長の決定を仰いでいる。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

◆教学マネジメントの構築

◆意思決定の権限と責任

本学は、使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築している。また、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。

◆副学長の組織上の位置づけ及び役割

学長の補佐体制として、「学則」第7条第3項に基づき、2人の副学長を配置している。2人の副学長は、所掌する範囲を教育機能領域と企画機能領域とに分けて担当し、学内の主要な委員会等においては委員長または副委員長を担い、権限を適切に分散することにより学長のリーダーシップを補佐している。副学長は、組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。【資料1企画4-1 | 01】

◆教授会等の組織上の位置付け及び役割

◆教授会等に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項

本学は、教授会等の組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。また、教授会等に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長が予め定め、周知している。

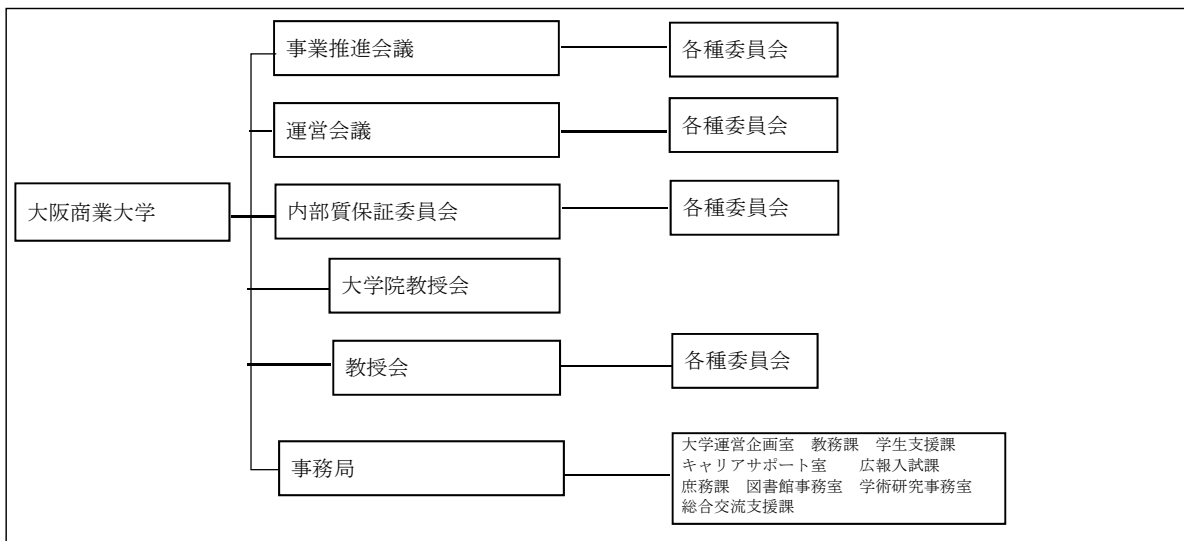
本学の委員会等は、学長の判断により、大学運営に直結する事項を取り扱うもの、教学事項を対象として教授会傘下の組織として活動するもの、法令の遵守に必要となるもの、左記以外のものに区分し、設置している。それぞれの委員会等は、目的、取り扱う事項、その審議方法等をそれぞれの規程において定め、権限の分散と責任が明確になっている。委員会等での審議内容は、最終的に学長が判断するが、上述のとおり、必要に応じて運営会議を経て、教授会または大学院教授会の意見を聴くこととしている。

教授会及び大学院教授会の組織上の位置付けや役割としては、学長が定める事項を審議し、学長意見を申し述べる機関であることを「大阪商業大学教授会規程」及び「大阪商業大学大学院教授会規程」に定め、周知している。【資料1企画4-1 | 02】 【資料1企画4-1 | 03】

また、学長の諮問機関として、教学事項全般について協議する「運営会議」を設置している。ここでは、教学事項に関して委員会等または事務局から提起・提案された内容について調整・審議がなされ、方向性が示される。学長は、必要に応じて教授会または大学院教授会の意見を聞いて総合的に判断する。【資料1企画4-1 | 04】

図表4-1-1 大学運営

(令和6(2024)年5月1日現在)



本学の「大学教授会」及び「大学院教授会」は、教育研究上の諸課題を審議し、学長に意見を述べる機関であり、原則、毎月1回の定例で開催している。

学部、学科において調整が必要な場合には、副学長、学部長、学科主任、研究科長、事務局長、教務課長、学長企画室長による「運営会議」にて審議がなされる。同様に、大学院においても、「運営会議」での審議や学長との協議等を経て、大学の使命・目的及び学生の要望に対応するための諸課題を「大学院教授会」にて審議している。【資料2 教務 4-1 | 01】【資料2 教務 4-1 | 02】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学は、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」により、事務局及び課（室）の設置並びにその事務分掌を規定している。本学事務局はこれにより、学長企画室（現：大学運営企画室）、教務課、学生支援課、課外活動支援課（現：学生支援課）、キャリアサポート室、広報入試課、庶務課、図書館事務室、学術研究事務室、総合交流支援課で事務局を構成し、事務局長を筆頭に、それぞれの課（室）に課（室）長を置き、所管業務の遂行・統括にあたっている。その所管業務においては、それぞれに応じた委員会等の事務を所管している。また、局長及び課（室）長は、各委員会等の規程によりその構成員として参画し、教職協働での教学マネジメント体制を構築している。ただし、委員会等の性格によっては、必ずしも課（室）長のみが参画するものではない場合もある。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定においては、教職協働での教学マネジメント体制整備により、学長がリーダーシップを発揮する体制が構築できており、十分に機能している。今後も、現在の体制に基づいて運営していきながら状況に応じて改編し、学長のリーダーシップを支える仕組みを充実させていく。なお、副学長及び学部長の役割や権限が必ずしも明文化されているわけではなく、また、大学全体を統括した教学マネジメント体制についても明文化されているわけではないことから、これらの整理は、今後の検討課題といえる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

< 1 > 必要な教員の確保及び適切な配置

本学は、大学及び大学院に必要な教員を確保し、適切に配置している。

(学部)

大学設置基準第7条、第8条及び第10条に基づき、教育研究上の目的を達成するため、教育課程に即し、学位の種類及び分野に必要な各学科の教員を配置するとともに、必要な専任教員数を確保している(図表4-2-1参照)。なお、基幹教員の規定の適用については、同基準改正時(令和4(2022)年9月)の附則の適用により、なお従前の例による。

図表4-2-1 教員数と必要専任教員数 (令和6(2024)年5月1日現在)

学部	学科	収容定員	教授	准教授	講師	助教	合計	※学部の種類に応じ定める	※大学全体の収容定員に
								専任教員数 ()は教授の内数	じて定める専任教員数 ()は教授の内数
経済	経済	1,200	13	10	7	0	30	17(9)	39(20)
総合経営	経営	1,600	18	8	3	6	35	19(10)	
	商	600	10	2	2	3	17	10(5)	
公共	公共	1,000	17	4	2	2	25	17(9)	39(20)
合計		4,400	58	24	14	11	107	63(33)	102(53)

教育課程における専門分野、主として本学における「主専攻科目」の教育を適切に行うために、本学の専任教員が中心となって教育活動に従事している。また、特定領域の科目や少人数制教育によりクラス数を増やし、同一科目を複数コマ開講している科目に関しては、全学部で104人の非常勤(兼任)教員の協力を得ている(図表4-2-2参照)。

図表4-2-2 主専攻科目における専任教員担当比率 (令和6(2024)年5月1日現在)

学部	学科	必修科目	全開設授業科目
経済	経済	96.35%	87.72%
総合経営	経営	82.29%	85.87%
	商	96.54%	86.92%
	公共経営	95.00%	88.24%
公共	公共	94.38%	89.51%

専任教員は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、特定の年齢層に偏ることのないよう配慮している。

(大学院)

大学院においては、22人の教授が兼担で教育活動を行っているが、実務経験者を含め15人の非常勤(兼任)教員の協力を得ている(図表4-2-3参照)。

図表4-2-3 大学院研究指導教員数 (令和6(2024)年5月1日現在)

研究科	専攻	設置基準上必要	設置基準上必要研究指導教員数及	教員数 (兼担)
		研究指導教員数	び研究指導補助教員数合計	
地域政策学研究科	地域経済政策専攻	5	9	11
	経営革新専攻	5	9	11

教育課程を遂行するために必要な教員は、適切に配置している。また、教員構成においても、専任・兼任、専門分野等のバランスがとれていると考える。

＜2＞教員の採用・昇任の方針に基づく規則及び適切な運用

本学は、教員の採用・昇任においては、教育研究上の能力が本学で必要とされるものであるかを判断することとして、採用・任用に関する規則を定め、かつ適切に運用している。

大学設置基準第12条から第17条における教員の資格に基づき、教員の採用・昇任について、教育課程を適切に運用するために必要な教員を配置できるよう、年度ごとに専任の採用計画（補充・増員）案及び昇任審査候補者案を策定し、「運営会議」にて調整後、学長の承認を得ている。

本学専任教員の任用及び昇任に関する資格の審査基準は、「大阪商業大学教員資格審査規程」及び「大阪商業大学教員資格審査規程施行細則」に定めて運用している。審査にあたっては教育研究上の業績に加え、実務上の活動業績や社会貢献活動等についても、教員の採用・昇任に際する審査基準として規定している。

専任教員の採用・昇任に関しては、「人事委員会」が案を策定し、「大学教授会」が承認した2人の資格審査委員（主査・副査）による研究教育上の業績審査を厳正に行っている。また、学長、副学長、研究科長、学部長他との事前面接を行い、教育者としての資質を総合的に判断したうえで採用手続きに入る等、細心の注意を払っている。非常勤教員についても、「人事委員会」が厳正な業績審査を行った後、「大学教授会」を経て採用を決定しており、適切に運用している。

このほか、本学の教育研究の充実・発展に資することを目的として、下記のとおり各種の人事制度を運用している。

◆任期限付専任教員

「大阪商業大学任期限付専任教員任用規程」を定め、運用している。任期は5年以内とし、期間内の取扱いは専任教員と同様としている。

◆教育専任教員

本学の学部教育の向上及び発展に資することを目的として、「大阪商業大学教育専任教員取扱基準」を定め、教育活動に専念する「教育専任教員」を採用している。任期は、1年単位で原則として3ヵ年以内とするが、本学園と当該教育専任教員が合意したときは、雇用期間を延長することができることとしている。【資料2 教務 4-2 | 01】【資料2 教務 4-2 | 02】【資料2 教務 4-2 | 03】【資料2 教務 4-2 | 04】【資料2 教務 4-2 | 05】【資料2 教務 4-2 | 06】

◆特任教員

学部、大学院の教育研究の向上及び本学の発展に資することを目的として、一定の業務を委嘱する特任教授、特任准教授、特任講師（以下「特任教員」）を招聘することがある。特任教員の採用及び選考は、「大阪商業大学教員資格審査規程」及び「大阪商業大学教員資

格審査規程施行細則」に準じて行われるとともに、運用に関しては「大阪商業大学特任教員取扱基準」を定めている。特任教員、任期限付教員、教育専任教員の採用にあたっては、それぞれの役割を明確にしたうえで採用計画（補充・増員）を検討すべく、「大阪商業大学教員制度運用に関する内規」（令和 2(2020)年 1 月 27 日制定）を定め、令和 3(2021)年度採用から運用してきたが、本学学生の多様性の進展、教員採用環境の流動化も鑑み、教育専任教員の運用は一定の役割を終えたと判断し、令和 6(2024)年度以降、新規の採用を原則として見合わせることにした。また、既存の教育専任教員は、本人の意向も踏まえつつ専任化を図る等、教員採用計画の方向性を整理した。

教員の新規採用手続きにおいて、特定分野または特定の役割を担っていただく場合を中心に、必要に応じて公募による教員採用を実施している。【資料 2 教務 4-2 | 07】【資料 2 教務 4-2 | 08】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学は、FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っている。教授方法の改善を進めるための FD 活動は、教員個々の取組みを前提としている。「FD 委員会」は、これをサポートすることを主な役割とし、全教員が活動の趣旨を理解し、教職協働により取り組んでいる。「FD 委員会」は、活動事項別にワーキンググループを設けて施策を検討し、運営することによって各教員の教育・授業運営方法の改善の支援にあっている。

「FD 委員会」は、ワーキンググループを活動事項別に設けて教育・授業運営改善の支援にあっている。活動項目は、①公開授業、②「授業アンケート」、③『FD ニューズレター』の発行、さらに大学院 FD 活動も実施している。【資料 2 教務 4-2 | 09】

公開授業は、従来からの大学の教育方法がどのように行われ、どのような成果を挙げたかを再点検し、その中で将来どうあるべきか、どのように改善できるかの手掛かりを探るため、平成 20(2008)年度より行っている。実施形態は、教員の科目と年齢、性別、主専攻科目だけでなく「副専攻科目」も含め、教室の大小等に偏りのないように対象科目を選定している。選定基準としては、新規採用された教員の担当科目や各学科の特徴ある授業科目をピックアップし、原則として、前期科目と後期科目を隔年交替で実施している。また、公開授業終了後に参加教員による意見交換会を行い、以後の授業に反映させている。令和 5(2023)年度は 9 科目（オンライン開講を含む）を実施した。実施後は公開授業意見交換会を開催し、その実施内容の反省点を含め点検を行っている。

「授業アンケート」は、平成 9(1997)年度から継続して行っており、各教員の授業担当科目の中から、原則として、年 2 回、演習・実習科目を除く履修者数が多い 1 科目を対象に実施している。「授業アンケート」は、本学の出席確認システムを用いて実施しており、アンケート実施の翌週には、担当教員は出席確認システム上で回答を確認することが可能となっている。各教員は、アンケート結果に対して感じた点や学生にフィードバックすべき点、授業運営で工夫している点等について、「振り返りシート」（記述式）にまとめ、今後の授業に生かすとともに、「FD 委員会」に提出し、委員会はこれを集約している。なお、「FD 委員会」はすべての実施科目の結果を製本し、教員、学生及び保護者等が閲覧できるよう本学の図書館に配架している。【資料 2 教務 4-2 | 10】

『FD ニュースレター』は、「FD 委員会」の活動として公開授業、「授業アンケート」、及び FD 研修会について報告しており、令和 3(2021)年度から、大学院 FD についての報告を追加して掲載し、大学ホームページ上で公開し、教員、学生及び保護者等に周知している。【資料 2 教務 4-2 | 11】

令和 5(2023)年度の FD 研修会は、10 月に講演「生成 AI の概要と AI 生成物の利用段階における留意点」を実施した。なお、大阪樟蔭女子大学と締結した「教育・研究等に関する連携協定」に基づき、相互の知見の理解と教育研究に関して連携するため、当該大学から 9 人の教員に参加いただいた。【資料 2 教務 4-2 | 12】

本学における公開授業や「授業アンケート」は、「FD 委員会」の事業として全学的に組織的な FD 活動として実践している。これらの活動は、自己点検・評価活動として教員個人が行っている「教員活動の自己点検・評価」と連携して、教員の資質向上を体系的に図る運用ができています。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇任に関しては、既存の規程及び細則に基づいて適切に運用する。教員採用等に係る方針は、大学設置基準第 12 条から第 17 条における教員の資格に基づき、教員の採用・昇任について、教育課程を適切に運用するために必要な教員を配置することという共通の認識はあるものの、これを明文化したものはない。運営会議等においてしるべく整理する必要がある。

教育課程を適切に運営するために必要な教員について、教育研究水準の維持・向上を図るに相応しい人材の採用を進める。特に、専任と兼任の構成に関しては、本学の教育課程の在り方の検証とともに、中長期的な視点での採用・任用計画が立てられるよう努め、適切に採用人事を行う。

なお、教員の公募は、当面は、現状に即して今後の教員編成上、特定分野または特定の役割を担っていただく場合を中心に、必要となる場合に実施していく。

本学の FD 活動について、「FD 委員会」のワーキンググループごとの方針を明確化するとともに、『FD ニュースレター』を通じて他大学や外部団体、関係機関における情報も提供し、教育研究活動の活性化を促す。また、公開授業の実施や FD 研修会の開催等、各教員が FD 活動の重要性を自覚できるような取組みを反復的かつ継続的に進め、定着を図る。

「FD 委員会」委員や公開授業を行う教員とその他の教員の意識にはまだ差があり、活動への参画意識を全学的に高めていくことが課題として残っている。この目的に沿って、大学としての教育目標達成の組織と仕組みづくりについての事業計画を策定する。

教員の教育活動及び研究活動の自己点検について、引き続き「FD 委員会」と「自己点検評価委員会」が各々の視点で取り組み、これらの点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックする。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学は、職員の資質・能力向上のための研修等の組織的な実施とその見直しを行っている。

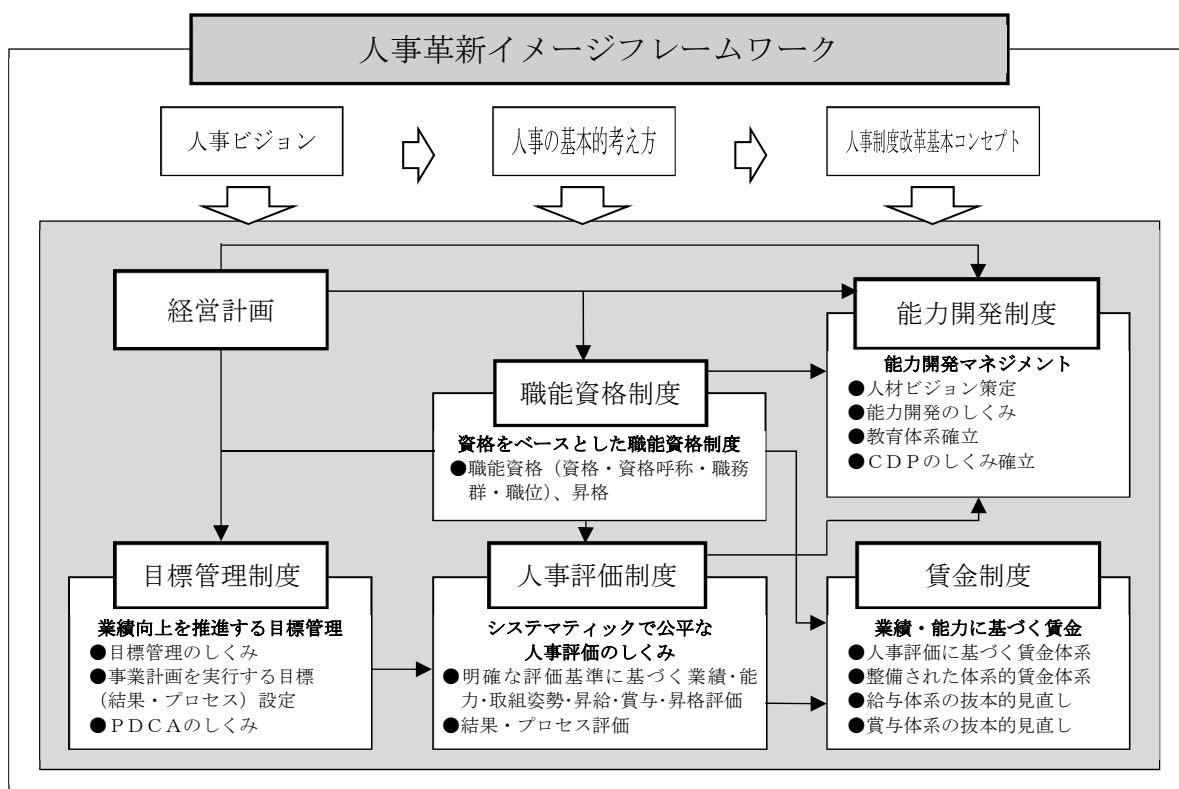
本学園では、少子化や大学間競争の激化等、学園を取り巻く環境の変化に対応するために、目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度を中心とする専任事務職員対象の人事制度を導入し、人事運営上の方針を明確化している（図表 4-3-1 参照）。また、社会情勢の変化や職務の多様化により、本学園職員の就業形態も、契約職員、パート職員等、多様化が進んだことから、専任職員以外の人事制度についても別途制度運用を行っている。

事務職員の能力と資質開発について、能力開発制度において定めており、その中心は OJT(On-the-Job Training)と階層別の研修である。職務遂行能力の向上及び必要性の再認識を目的として、管理職、指導職、一般職等の階層別研修を、定期的に外部から講師を招聘して実施している。

また、資質の向上及び生涯学習の一環としてより高い教養の修得を図ることを目的として、本学の講義の聴講研修を実施しており、その取扱いについて、「事務職員の大阪商業大学講義聴講研修取扱い規程」に定めている。【資料 12 人事 4-3 | 01】平成 29(2017)年度から申込時期を後期にも追加し、より受講しやすく整備した。

さらに、資質向上及びより高い教養と専門知識の修得を目指し、かつ、本学園の教育研究活動の活性化に寄与することを目的として、現に従事する業務を続けながら本学大学院に進学することを認め、修学支援を行っている。その取扱いについて、「大阪商業大学大学院への本学園教職員の社会人入学に関する取扱い基準」に定めている。【資料 12 人事 4-3 | 02】

図表 4-3-1 人事革新イメージフレームワーク



図表 4-3-2 職員の能力開発に係る各種取組み実績者数 (学園主催) (人)

	講義聴講研修	教職員大学院進学	職員通信教育講座	大学 SD フォーラム
令和元(2019)年度	2	0	4	55
令和 2(2020)年度	2	0	7	61
令和 3(2021)年度	1	0	4	80
令和 4(2022)年度	3	0	9	52
令和 5(2023)年度	2	0	10	48

教職協働の取組みとして公的資金による研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正にあたるか等の理解や意識を高め、研究活動における不正行為を未然に防止するために、研究倫理・コンプライアンス教育を実施している。

この研究倫理・コンプライアンス教育は、対象者に対して3年に1回の頻度で研修の機会を設けており、令和3(2021)年度には研修会を実施し、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度には「自己啓発でのコンプライアンス教育および研究倫理教育用教材」(文部科学省ホームページ掲載のコンプライアンス教材(動画・資料))を使用した自己啓発によるコンプライアンス教育を実施し、研究費の使用ルール等を遵守することの誓約書の提出を求めた。

また、上記教育として、指定図書を通読、文部科学省や日本学術振興会等の研究公正ポータル等の教材及び本学で過年度に開催した研修会の資料を教材とした自己啓発教育を実施し、年に1回、対象者全員に誓約書の提出を求め、研究倫理に関する理解度を確認している。【資料6庶務4-4 | 12】【資料6庶務4-4 | 13】

本学独自の取組みとして大学としての職員の能力開発に係る独自の取組みとして、事務職員による部会組織を編成し活動を行っている。令和元(2019)年度には、これまでの活動を総括し、改善方策を検討し「事務局部会要領」を策定、これに基づき「SD 部会」を発足させた。令和 5(2023)年度は「SDGs」をテーマに「SD 部会」を企画・運営するとともに、「事務局研修会」では「情報の活用で学校をまもる—柔軟な思考力—」をテーマに冬期事務局研修会を実施した。【資料 1 企画 4-3 | 01】【資料 1 企画 4-3 | 02】【資料 1 企画 4-3 | 03】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

専任職員においては、より公平で納得性のある処遇を行うべく、職員人事制度（目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度）の改善を行う。

目標管理制度は能力開発のウエイトを高めて充実化を図る。また、実施内容の振り返りと研修企画の組織的検証による階層別職員研修の計画的実施の継続、外部団体による研修会・講習等への積極的参加の推奨、及び通信教育等の支援制度拡充を推進する。

事務局部会活動は、事務局全体に関わる業務及び課題について、課室の垣根を越えた横断的取組みとして活動しているが、引き続き検証を行い、新たな部会の設置も含め改善方策を検討していく。

今後は、内部質保証の観点から、より広範囲にわたるテーマを取り上げ、教職協働による SD 活動が推進できる体制を整え、施策を実施していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は、快適な研究環境を整備し、有効に活用している。

< 1 > 研究室

専任教員には、施設面の研究環境の整備として研究棟にそれぞれの研究室を設け 24 時間利用可能としている。なお、研究室は、「大阪商業大学教員個人研究室の利用に関する取扱基準」に沿って適切に運営・管理している。【資料 6 庶務 4-4 | 01】

< 2 > 附置研究所等

本学は教育研究目的の達成のため、比較地域研究所、商業史博物館、アミューズメント産業研究所、総合交流センター、共同参画研究所、図書館を設置している（図表 2-5-2 参照）。

図表 4-4-1 本学の附置研究所等



◆比較地域研究所、JGSS 研究センター

比較地域研究所は学術研究事務室が管理・運営を行っている。平成 9(1997)年に大学院地域政策学研究科と連携して設置し、社会科学を基礎とした学際的な観点から共同研究を実施し、研究成果を紀要・研究叢書・講演会等によって市民や学生教育に還元している。

【資料 8 学術 2-5 | 01】

平成 27(2015)年度から、比較地域研究所内の機能として JGSS 研究センターを再編し、研究活動を行っている。JGSS は、Japanese General Social Surveys (日本版総合的社会調査) の略称であり、全国規模の総合的社会調査を実施し、共同研究者による分析と研究成果の公表を支援するとともに、得られたデータを国内外のデータ・アーカイブに寄託して、世界中の研究者にデータ分析の機会を提供してきた。平成 20(2008)年度には文部科学大臣より「共同利用・共同研究拠点」に認定され、再認定を経て平成 31(2019)年度に再々認定(令和 7(2025)年 3 月 31 日まで)を受けた。【資料 8 学術 2-5 | 02】令和 5(2023)年度には科学研究費基盤研究(A)の採択を受けて「日本版総合的社会調査 JGSS-2024」を実施した。【資料 8 学術 2-5 | 03】

◆商業史博物館

商業史博物館は、平成 11(1999)年 6 月に博物館法第 29 条に基づき博物館相当施設に指定されており、学術研究事務室が博物館の施設設備の維持・運営を図るとともに、学芸員を 4 人配置し、資料の収集・整理・保管や展示等を行っている。【資料 8 学術 2-5 | 04】

【資料 8 学術 2-5 | 05】商業史資料室では、「近世大阪の商業」をテーマに、商家文書や商業用具(貨幣・天秤・千両箱等)の実物資料を展示している。また、郷土史料室では、「河内の稲作と民具」、「河内木綿」をテーマに、農具や民具、木綿資料を展示している。【資料 8 学術 2-5 | 06】これらの取組みは、本学における教育研究に寄与するとともに、地域社会の人々に教養を深める機会を提供している。

◆アミューズメント産業研究所

アミューズメント産業研究所は、学術研究事務室が管理・運営を行っている。平成13(2001)年に、大学レベルとして日本初の余暇産業を研究する専門的研究機関として設置され、現代生活における「遊び」や「趣味」、「楽しみ」といった余暇活動について、歴史、文化、経済、法律的な側面から包括的に分析し、将来のアミューズメント産業のあり方や方向性を追究している。【資料8 学術 2-5 | 07】

◆共同参画研究所

共同参画研究所は、地域創造の担い手である中間組織（町会・自治会、NPO、企業、大学等の教育機関等）に関わる人々の社会的包摂の重要性に関する認識を深めるため、社会的包摂に関する調査・研究及び具体的な課題解決に向けた政策提言等の取組みを行う。主な事業は、地域における子育て支援、高齢者の健康寿命支援、障がい者等と地域との関係構築等である。具体的な取組みのひとつとして、平成30(2018)年に藤井寺市と連携協力協定を締結し、当該協定に基づき、地域子育て支援を展開することで地域社会の創造に関わる貢献活動を行っている。また、令和5年(2023)年度の取組みとして、豊中市から職員を嘱託研究員として委嘱し、自治体の現状に特化した調査・研究を行った他、研究プロジェクトの推進と紀要を発行し、全国の研究機関へ献本した他、学術リポジトリへ掲載し広く研究成果を公表した。【資料9総合4-4 | 01】【資料9総合4-4 | 02】【資料9総合4-4 | 03】

◆図書館

「2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用 (3)図書館」に詳述のとおり、学生の利用に供すると同時に、教員の研究活動にも資する施設として設置、運営している。図書の収集、貸し出しのほか、教員の研究・教育に係る図書の購入（下記「4-4-③ 研究活動への資源の配分」に詳述）、教員の研究成果を公表するための学術情報リポジトリの運用等、多岐にわたる研究支援を行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、公的研究費の適正な運用・管理、研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の疑いが生じた際に迅速に対応できるよう諸規程を整備し、「不正防止・研究倫理に対する取り組み」について大学ホームページを通じて周知・公表している。【資料6 庶務 4-4 | 02~11】

さらに、公的資金による研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正にあたるか等の理解や意識を高め、研究活動における不正行為を未然に防止するために、研究倫理・コンプライアンス教育を実施している。

この研究倫理・コンプライアンス教育は、対象者に対して3年に1回の頻度で研修の機会を設けており、令和3(2021)年度には研修会を実施し、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度には「自己啓発でのコンプライアンス教育および研究倫理教育用教材」（文部科学省ホームページ掲載のコンプライアンス教材（動画・資料））を使用した自己啓発によるコンプライアンス教育を実施し、研究費の使用ルール等を遵守することの誓約書の提出を求めた。

また、上記教育として、指定図書を通読、文部科学省や日本学術振興会等の研究公正ポータル等の教材及び本学で過年度に開催した研修会の資料を教材とした自己啓発教育を実施し、年に1回、対象者全員に誓約書の提出を求め、研究倫理に関する理解度を確認している。【資料6 庶務 4-4 | 12】【資料6 庶務 4-4 | 13】

そのほかにも、啓発活動の内容としては、教員、研究員、大学院生、研究費関連の事務処理に携わる職員・大学院担当職員を対象に、令和5(2023)年6月、9月、12月に研究費の不正防止に向けた関連記事を配信した。【資料6 庶務 4-4 | 14】

また、新任教員には、新任教員事務オリエンテーションにおいて、本学における研究不正防止に対する取組みを、科学研究費助成事業採択者には、教員個々に科学研究費助成の取扱いを説明している。

さらに、人を対象とする研究を行う場合は、「大阪商業大学における人を対象とする研究倫理審査規程」に基づき「研究活動管理・監査委員会」が審査にあたり、適正に研究活動が行われるよう取り組んでいる。【資料6 庶務 4-4 | 15】

なお、教職員以外にも博士後期課程の学生にも教職員と同様の上記教育を実施しており、修士課程、博士前期課程の新入生には、研究倫理教育関連資料を活用した教育を受けるように説明している。また、学部生にも、1年次の必修科目である「ゼミナールⅠA」、「ゼミナールⅠB」の授業において、文章及びレポート作成時の引用に関する手順並びに一般的な決まりを説明し、盗用・剽窃が起らないように注意を促している。ほかにもすべての大学院生及び学部生に対して、上記研究倫理教育関連資料の通読についても促し、また不正に関与しないよう注意を喚起している。【資料6 庶務 4-4 | 16】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は、研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備等の物的支援と RA (Research Assistant) 等の人的支援を行っている。

< 1 > 物的支援

学術研究活動の支援を目的として専任教員に教員個人研究費として「フリー研究費」、「研究用図書費」及び「特別研究図書費」を、教育専任教員には教育活動及び授業運営の支援を目的とした「教育専任教員教育活動費」を配分している。加えて、新任教員には就任年度に限り、研究環境の整備に必要となる図書、備品等の購入費用として「研究環境整備費」を増額している。【資料6 庶務 4-4 | 17・18】

また、教員の学術研究活動を促進し奨励する「研究奨励助成制度」、学術研究活動の成果をまとめ学術図書として出版する場合の「出版助成制度」を、さらに教育活動の質的向上・充実を図るために「教育活動奨励助成制度」を設け、研究活動への経済的支援に努めている。【資料6 庶務 4-4 | 19・20】

さらに、教育研究水準の向上及び国際交流の進展に資することを目的として「大阪商業大学海外研究員規程」、学術の研究・調査のため国内の大学・研究所等に派遣する場合の「大阪商業大学国内研究員規程」を制定し、派遣を行っている。【資料6 庶務 4-4 | 21・22】

ほかにも学会及びそれに付随する研究的行事を開催する場合には、「大阪商業大学学会開催取扱要領」に基づき、学会補助費の支給や学内施設の無償貸与による支援を行ってお

り、学外団体の研究助成事業の採択を受けた場合には、「フリー研究費」または「研究用図書費」を増額支給する制度を設け、外部資金の申請・獲得につなげている。令和 5(2023)年度も外部資金の獲得及び教員の研究活動支援を目的に、外部講師による科研費申請支援のための「個人面談(ウェブ面談)」、「申請書(研究計画調書)のレビュー」を実施した。【資料 6 庶務 4-4 | 23・24・25】

その結果、文部科学省の科学研究費助成事業においては、令和 5(2023)年度 17 件(うち継続 15 件)の研究課題が採択された他、奨学寄附金 2 件の受入れを行った。【資料 6 庶務 4-4 | 26】

比較地域研究所、アミューズメント産業研究所及び共同参画研究所では、「研究費規程」、「研究プロジェクト募集規程」を整備し学術研究活動の基盤となる研究プロジェクトの募集を行っている。選考にあたっては「比較地域研究所運営委員会」、「アミューズメント産業研究所運営委員会」及び「共同参画研究所運営委員会」における審議を経て、各年度事業計画に基づいた適正な予算配分を行っている。【資料 8 学術 4-4 | 08】【資料 8 学術 4-4 | 09】【資料 9 総合 4-4 | 01】【資料 8 学術 4-4 | 10】【資料 8 学術 4-4 | 11】令和 5(2023)年度は、比較地域研究所研究プロジェクトが 2 件、アミューズメント産業研究所研究プロジェクト 4 件(うち継続 1 件、延長 1 件)、共同参画研究所プロジェクト 2 件(うち継続 1 件)が採択され、プロジェクト活動の支援を行った。【資料 8 学術 4-4 | 12】【資料 8 学術 4-4 | 13】

< 2 > 人的支援

比較地域研究所の一部門である JGSS 研究センターには、全国的な総合的社会調査のための人員として、令和 5(2023)年度において PD (Post Doctor) 2 人を雇用した。【資料 8 学術 4-4 | 14】

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

今後も、研究費の不正防止に向けた意識づけを繰り返し行うことが重要であることから令和 6(2024)年度も啓発活動を計画している。

また、研究活動における不正行為等の防止を目的とした教職員等への研究倫理教育及びコンプライアンス教育も引き続き実施していくとともに適正な運営・管理を行うべく、必要な諸規程の整備及び研究支援を行うよう努め、不正防止計画自体の見直しも行っていく。

研究奨励助成制度、各研究所研究プロジェクト研究等、学内の研究制度について、全学的な資源の有効活用を図るため、事業推進会議のほか、関係委員会と調整し制度設計の見直しを検討する。

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントの機能性に関しては、体系的に委員会等を配置し、学則その他の規程等により役割と権限を明確にしている。また、事務組織に関しても、事務局長を筆頭とする事務局体制が機能しており、学長を最終意思決定権者とする教学マネジメント体制を構築している。状況の変化に合わせ、適切な状態が維持できるよう、必要に応じて体制の見直しを行う。

教育課程を運営するうえで、必要な教員数を適切に配置している。専任・兼任、専門分野等の構成においても偏りなく配置している。教員の採用・昇任に関しては、公募による採用も含め、「大阪商業大学教員資格審査規程」、「大阪商業大学教員資格審査規程施行細則」に基づき適切に運用し、教育研究水準の維持・向上を図るに相応しい人材を採用している。教員 1 人あたりの担当授業時間数においては、教員間の差異が大きくなるよう調整している。今後に向けて、採用・昇任に対する方針を明確にする等、より具体的な計画による環境整備に努める。

研究活動において、各種研究制度による支援制度について全学的な見直しを行うとともに、研究活動における不正行為を未然に防止するために、「研究活動管理・監査委員会」が内部監査を継続的に実施し、その結果を「大学教授会」で報告し、不正防止に対するの理解や意識を高めている。

職員の人事管理は、学園全体としての中長期的な人事戦略に基づいて実施しており、適正な人材配置となっている。また、目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度を中心とする人事制度は、円滑に運用、改善している。

職員の資質向上について、階層別職員研修によって職能資格制度と対応した能力の開発に成果を挙げている。さらに、本学が開講する講義科目の聴講、本学大学院へ入学した場合の修学支援、職員通信教育講座、SD フォーラム等を通して、職員がより高い教養と専門的知識を得る機会を提供している。今後は、大学設置基準第 11 条に規定されている「組織的な研修等」については、内部質保証の観点から、教員及び職員を対象とする、より幅広いテーマを取り上げて推進できる体制づくりと実行に努める。以上のことから、基準 4 を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

< 1 > 組織倫理に関する規則に基づく適切な運営

本学は、組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っている。

経営の規律と誠実性の維持について、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、質の保証を担保するために適宜対応を行っている。また、関係機関への認可申請、届出、報告等について、法令遵守のもと遅滞なく行っている。法令に基づき対応すべき案件について、規程改正を行う等速やかに対応をしている。なお、組織倫理、危機管理に関する規程の認識の共有化を図るため、諸規程等は教職員がウェブ上で容易に確認できる環境を整備している。

組織の倫理・規律を確立する規程として、「学校法人谷岡学園大阪商業大学就業規則」においてサービスの基本原則を定め、教職員は就業規則に基づき業務を遂行するとともに、学園全体の CS（顧客満足）理念・方針及び行動指針に沿って、本学園に関わるすべてのステークホルダーが満足できるように取り組んでいる。【資料 12 人事 5-1 | 01】なお、就業規則は、働き方改革の取組みとして、勤務時間及び休暇日数の見直しを行い、令和 6(2024)年に改正した。

経営管理体制及びコンプライアンス体制の確立と強化のため、公正かつ独立した立場で、経営諸活動の遂行状況を検証・評価する監査室を本学園に設置している。【資料 14 監査 5-1 | 01】また、本学園の業務に関し、法令や諸規程に違反する行為を教職員等が発見した場合、公益通報者保護法に基づく公益通報制度により、適切に対応している。監査室と外部の弁護士を通報の受付・相談窓口として、法令に定める教職員等以外に、学生及び保護者からの通報も受け付け、教職員と同様に通報したことを理由として不利益にならないよう配慮している。【資料 14 監査 5-1 | 02】

< 2 > 情報の公表

本学は、情報の公表を、法令等に基づき適切に行っている。

私立学校法第 47 条第 2 項に基づき「寄附行為」「役員等名簿」「事業報告書」「資金収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」「監査報告書」及び「役員に対する報酬等の支給基準」を各キャンパスへ備え置くとともに、第 63 条の 2 に基づき学園ホームページ上で公表している。【資料 11 総務 5-1 | 01】

また、学園広報誌「楽人」に財務 3 表（「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借

対照表) を公表している。【資料 11 総務 5-1 | 02】

本学は、大学ホームページの「教育情報の公表」内に学校法人谷岡学園の情報公開について学園ホームページとリンク設定による情報共有を図り、情報を公表している。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、本学の教育研究活動等の状況についての情報を広く大学ホームページ上で公表をしている。

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき、教員の養成の状況についての情報を広く大学ホームページ上で公表している。【資料 2 教務 5-1 | 01】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。

本学園の建学の理念及び「建学の理念を支える 4 つの柱」を本学園の使命・目的を端的に表現した言葉であると認識し、実現するための具体的なあり方、そのためのしくみや心構え・よりどころとして、学園全体の CS 理念・方針及び行動指針を掲げ取り組んでいる。

【資料 11 総務 5-1 | 03】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は、環境や人権について配慮している。また、学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。

< 1 > 環境への配慮

環境について、クールビズ、ウォームビズ、休憩時の電気の消灯、空調の温度管理、照明器具の LED 化等、教職員一丸となって省エネルギー対策に取り組んでいる。【資料 6 庶務 5-1 | 01】

労働安全衛生環境について、産業医との連携を強化し、その管理体制構築に向けた準備を進めている。労働安全衛生法第 18 条に基づき、教職員の安全衛生、労働災害防止のため「衛生委員会」を設置し、教職員の健康障害防止及び健康の保持増進に関する審議、提案、注意喚起、委員全員による職場巡視を行っている。

< 2 > 人権に対する配慮

ハラスメントの防止について、本学園の取組みとして「学校法人谷岡学園セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する規程」を制定し、ハラスメント行為の防止及び相談窓口の設置、事案発生時の対応等について適切に管理・運営している。【資料 12 人事 5-1 | 02】また、定期的な研修会開催、啓発活動等の準備を進めている。

本学では、「ハラスメント防止委員会」を設け、「ハラスメント防止委員会規程」を制定している。また、『キャンパスガイド』、『大学生活ガイドブック』に、ハラスメント行為に係る詳細を掲載し、注意喚起を行うとともに、学内相談窓口のホットラインを記載した「ハラスメント防止カード」を学生・教職員に配付し、ハラスメントの防止に努めている。【資料 3 学生 5-1 | 01】【資料 3 学生 5-1 | 02】【資料 3 学生 5-1 | 03】【資料 3 学生 5-1 | 04】

令和 5(2023)年度は、学友会組織に所属している新入生部員に向けた「フレッシュマン研修会」において、「ハラスメント防止講習会」を実施した。なお、事案が発生した場合に

備えて具体的対処を行う組織を設けることを規程化した「大阪商業大学ハラスメント調査委員会規程」を制定している。【資料 3 学生 5-1 | 05】

人権問題について、「人権問題委員会」の委員が学外での研修会等に参加する等、人権問題の研鑽、情報収集に努めている。【資料 3 学生 5-1 | 06】

個人情報保護について、「個人情報保護委員会」を設置するとともに、諸規程を整備し、対応できる体制を構築している。その方針や取扱いは大学ホームページ及び『キャンパスガイド』で周知している。

＜3＞危機管理の体制

危機管理体制の根幹は、本学園が定める「学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置規程」を基軸としている。当該規程では、学園として対応する事案、大学等学校単位で対応する事案の区分とそれぞれの場合の体制について規定しており、各学校においては、それに即した「危機管理マニュアル」を整備し、万一の事態に備えている。【資料 6 庶務 5-1 | 04・05】

自然災害や不測の事態から学生・教職員等を守るため、令和 3(2021)年 4 月には消防計画を改正し、自衛消防組織の改編を行った。これを実効あらしめることを目的として、令和 4(2022)年から毎年、自衛消防隊員による自衛消防活動訓練（防災訓練）を実施している。また、防災用品も順次配備を進めることで、大規模災害への備えを行っている他、学生に対しても、毎年 4 月の新入生オリエンテーション時に「携帯版地震対応マニュアル」を配付し、危機管理意識の向上に努めている。【資料 6 庶務 5-1 | 02・03】

学生・教職員の日常的な安全への配慮として、正門、北門及び「リアクト」1 階に警備員が駐在し、24 時間体制で安全確保に努めている。加えて、機械警備の導入、入退館システム及び防犯カメラの設置等の対策を講じている。また、業務遂行上、トラブルを未然に防ぐこと、事案が発生した際、法的な面から適切に対応できるよう、2 つの法律事務所と法律顧問契約を締結し、学園が行う契約、法律相談、さらには法令・判例等の情報の提供等を受けている。

日常遭遇し得る救命措置に、適切に対応できるよう、学内 7 箇所に加え、学外の閑屋グラウンド、S-dorm（男子学生寮）、学生会館にも AED を設置している。万一の場合に備え、クラブ生を対象とする AED 講習会を毎年度実施している。すべてのクラブを対象として、東大阪市消防局西消防署の協力の下、課外活動支援課と保健室との共催で、令和 5(2023)年度は講習会を 3 回実施し、すべてのクラブから参加を得た。【資料 3 学生 5-1 | 02】【資料 3 学生 5-1 | 07】

事務職員に対しては「保健室による救命講習会（救命入門コース）」（AED（自動体外式除細動器）講習会）を実施し、令和 5(2023)年度は課室単位での受講スケジュールを組み、実施した。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

環境保全について、消費電力の低減等の対応について常に検証を行い、エネルギー使用の合理化等に関する法律に基づく特定事業者として省エネルギー対策にも積極的に取り組み、施設・設備の整備・改修においても反映させるようにしている。

ハラスメント防止について、昨今の多様化するハラスメントの実態把握に努め、防止について大学として定期的・継続的に教育に取り組む必要があるため、状況に応じた説明会や研修会の実施及び情報発信・提供に努める。

安心・安全なキャンパス環境の構築を推進していくため、これまで以上に法令及び学内規程を遵守し、適正に運営する。特に、「衛生委員会」が主体となり今後も職場巡視を定期的に行い、就業環境の改善を進めるとともに、令和 6(2024)年度から実施している働き方改革をさらに推進していく。

教職員は、本学園が展開する CS 活動に対し認識・理解を深めるとともに、帰属意識の向上を目指す。また、社会的機関として必要な組織倫理・規則を維持し、人権及び安全に対する配慮を怠ることのないよう法令等の改正に適宜対応するとともに、教職員へのさらなる情報提供、啓発活動に取り組む。

経営の規律と誠実性の維持について、引き続き学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、速やかな対応を行うとともに、監査室とも連携を図り今後の改正についても的確に対応できるよう体制を整備する。また、学園の使命・目的を実現するための継続的な努力を行う。教職員は、本学園が展開する CS 活動に対し認識・理解を深めるとともに、帰属意識の向上を目指す。

財務情報の公表について、私立学校法第 63 条の 2 に準拠し情報公表を行っているが、経営の透明性を確保する観点から、学校法人会計基準の仕組みに必ずしも精通していないステークホルダーも理解できるよう今後も改善していく。学園広報誌『楽人』の事業報告号では、分かりやすく見やすい視点から今後も掲載方法を工夫していく。

社会的機関として必要な組織倫理・規則を維持し、人権及び安全に対する配慮を怠ることのないよう監査室と連携し法令等の改正に適宜対応するとともに、教職員へのさらなる情報提供、啓発活動に取り組む。

また、不測の事態の対応として、各棟に防災救急用品を設置するとともに、マニュアルの策定・周知に取り組み、さらに防災意識向上のために学生・教職員参加型の防災訓練を令和 6(2024)年度に実施する予定としている。

「保健室による救命講習会（救命入門コース）」（AED（自動対外式除細動器）講習会）を教員まで対象を広げていく。また、クラブ生だけでなく、新入生に対して学内 AED の設置場所の周知を行うように努める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

<1>使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制整備

本学は、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

理事会及びその諮問機関である評議員会を設け、「寄附行為」に基づく管理運営を行っている。「寄附行為」第15条に「本法人の業務の決定」を理事会で行う旨を明記し、理事会が学園の最高意思決定機関であることを担保している。

理事会の構成員である理事は、「寄附行為」第6条に基づいて選任し、理事の互選をもって理事長を選出している。理事長は、必要に応じて専務理事、常務理事及び事業理事を指名することができる。また、「寄附行為」第8条に「理事長の職務の代理または代行」について定め、専務理事、常務理事、予め理事会において定めた順位の理事の順で理事長職の代理または代行を行うこととし、万一の際にも法人業務に支障を来たさない体制を整えている。【資料10 秘書5-2 | 01】

<2>理事会の適切な運営

本学は、理事の選任及び事業計画の確実な執行等理事会の運営を適切に行っている。

理事の選任について、「寄附行為」第6条の定めに基づき、創立縁故者1人、設置学校長2人、評議員互選による4人、学識経験者1人の合計8人を選任している。

毎年度の予算計画及び事業計画は、私立学校法第42条に基づき、評議員会の諮問に付した後理事会の決議を経て決定している。決算及び事業実績は、私立学校法第46条に基づき、理事会の承認後に評議員会に報告し、意見を求めている。

理事会は、「寄附行為」第15条第3項に基づき、3月、5月を含めて概ね2ヶ月に1回程度の割合で開催している。理事から予め欠席の意思表示のあった場合には、「寄附行為」第16条第3項の定めに従い、本学園理事を代理とする委任状をもって決議に加わることができるが、当該委任状の形式は、議案ごとにその概要を示し、それぞれに賛否の意思表示が可能なものを使用している。【資料10 秘書5-2 | 01】

<3>理事の出席状況及び欠席時の委任状

本学は、理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切である。令和5(2023)年度中に開催した「理事会」における理事の出欠状況は良好で、本学園の最高意思決定機関として機能している（図表5-2-1参照）。

図表5-2-1 理事会出欠状況

開催日	理事出欠状況
令和5(2023)年5月29日	出席8人 欠席1人(委任)1人
令和5(2023)年7月21日①	出席8人 欠席1人(委任)1人
令和5(2023)年7月21日②	出席7人 欠席1人(委任)1人
令和5(2023)年7月21日③	出席7人 欠席1人(委任)1人
令和5(2023)年10月5日	出席8人 欠席0人
令和5(2023)年12月25日	出席8人 欠席0人
令和6(2024)年1月29日	出席8人 欠席0人
令和6(2024)年3月26日	出席8人 欠席0人

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の達成に向けて意思決定を行う体制を整備し、円滑に機能している。今後も関連法令や「寄附行為」を遵守して適切な運営を行う。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

<1>意思決定における、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携

本学は、意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。

理事会、法人本部及び大学の組織について、学園には秘書室、理事長直轄の組織として監査室、高校企画室、学校の事務統括及び調整を行う法人本部（総務課、人事課、財務課）を設置し、大学においては、事務局に9課室を設置している（図表 5-3-1 参照）。なお、事務組織及び分掌について、「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」によって定めている。【資料 11 総務 5-3 | 01】

図表 5-3-1 学校法人谷岡学園機構図 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)



※ 募集停止

理事会と各設置校の教学組織との意思疎通を図ること及び各設置校の校務運営に関する連絡調整を行うことを目的として、「設置学校長会」を年2回開催している。

同会は、理事長、学(校)長・園長、法人本部長を構成員とするほか、「理事長の指示により、必要に応じて他の者の出席を求める」との規定に基づき、オブザーバーとして理事、評議員、監事、法人本部次長、副学長、事務(局)長、法人本部・秘書室・監査室・高校企画室の管理職等が出席しており、令和5(2023)年度は7月21日及び12月25日に開催した。各設置校からの校務報告を聴取、意見交換をするほか、校務等に関する協議を設置

校相互に行っており、意思疎通を図る場として機能している。

また、法人本部と各設置校事務（局）長との懇談会として、「設置校実務運営懇談会」及び「金曜懇談会」を開催している。年に2回開催する「設置校実務運営懇談会」には理事長も出席し、主に設置大学における短期（中期）事業計画に関する情報交換等を定期的に行っている。「金曜懇談会」は、法人本部長、法人本部次長、法人本部・秘書室・監査室・高校企画室の管理職及び参事並びに各設置大学及び高等学校の事務（局）長で構成し、事業活動報告や関連課題の共有等、課題解決に向けた意見交換を定期的に行っている。

上記以外にも、中長期にわたる事案や緊急に解決を図る必要がある案件については、委員会の設置や打合せの実施等逐次対応し、管理部門と教学部門が連携できる体制を整えている。

＜2＞理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境の整備

本学は、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

理事長は、理事会及び評議員会に議長として毎回出席している。また、本学の学長も務めており、管理部門と教学部門両方のトップとして、常に両部門の連携を意識しながらリーダーシップを発揮している。さらに、経営のトップとして、私立大学を取り巻く情勢の変化や学園の方針等について直接教職員に発信する機会を全設置校で設けており、その内容は、学内広報誌「楽人」にも掲載して構成員に周知している。

加えて、理事長直轄の監査室を設けて業務監査を行っており、適正な業務執行を担保するための内部統制環境を整えている。（図表 5-3-1 参照）

＜3＞職員の提案等を汲み上げる仕組みの整備

本学は、教職員の提案等を汲み上げる仕組みを整備している。

学園ホームページの教職員向けページに「理事長への提案箱」を設け、学園の発展のために、教育研究活動や様々な業務に関して、教職員が自らのアイデアや提案を、直接理事長へ届けることができるボトムアップの仕組みを構築している。【資料 10 秘書 5-3 | 01】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

＜1＞法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備

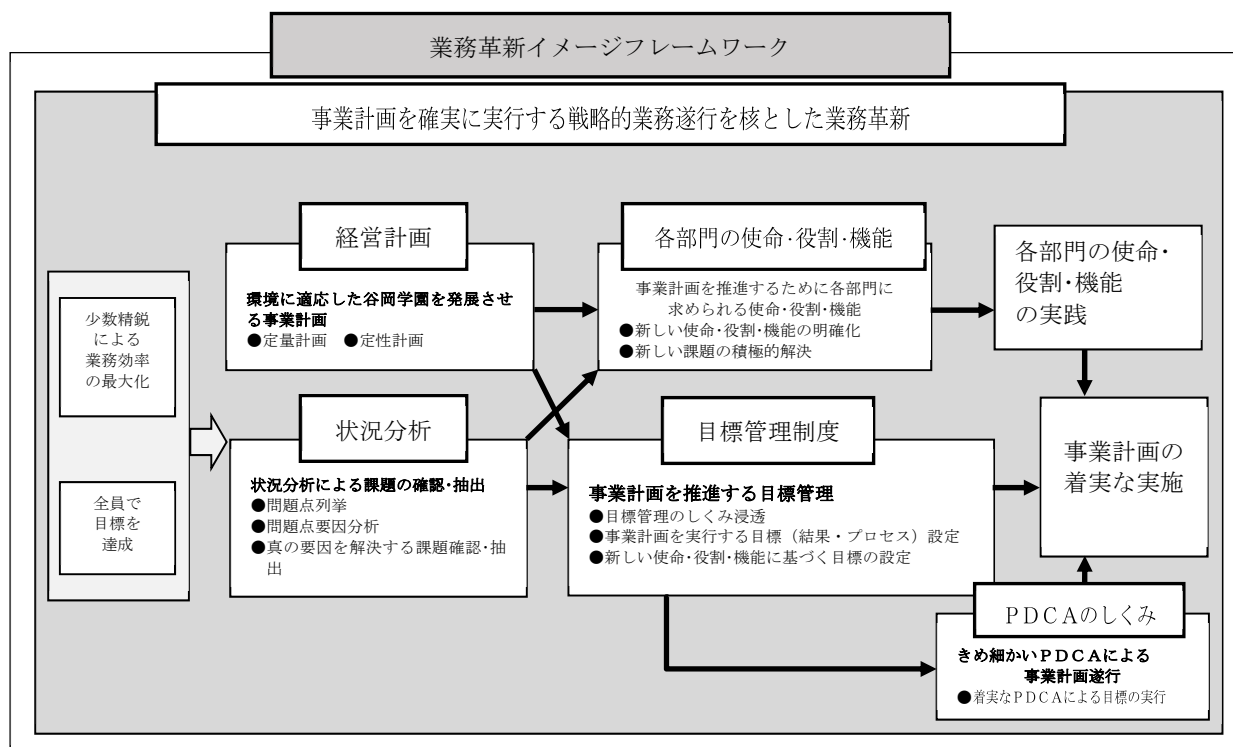
本学は、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能している。

本学園では、すべての設置校において教育研究活動等の事業を着実に遂行するために事業計画制度を設けている。事業計画制度は、設置校ごとに学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を盛り込んだ「中期計画」（原則5年に一度作成、5カ年計画）及び「事業計画書」（毎年度作成、単年度計画）を10月末に提出し、法人本部との協議の後、「予算検討委員会」に諮られている。最終的には、3月に「評議員会」の意見を聴き、「理事会」の決議を経て、中期計画と次年度の事業計画及び予算を決定している。【資料 11 総務 5-3 | 02】

事業計画制度は、学園経営の財務運営及び財政基盤確立の重要な指標となり、また、職員人事制度の一つである目標管理制度とも密接に関連している。

学園全体の事業計画を達成するために、各設置校各課室の使命・役割・機能に応じた目標を定め、その目標が所属する構成員の目標にも反映される形で実行されており、事業計画が円滑かつ適正で効率的に遂行される仕組みとなっている（図表 5-3-2 参照）。

図表 5-3-2 業務革新イメージフレームワーク



「理事会」で承認された事業計画を各設置校が実施する際は、「学校法人谷岡学園事務決裁規程」に基づき実行される。事業規模により理事長の事務決裁の権限の一部を法人本部長、大学事務局長に委譲する等適切な権限委譲を行い、事務処理の円滑化を図り業務遂行における責任体制の確立を図っている。【資料 11 総務 5-3 | 03】

また、学内ルールに則った適切な事務手続きを円滑に推進するため、インターネット環境で各キャンパスとネットワークを通じた処理を可能とするウェブ決裁システムを導入している。

理事長が学長も務めることで、管理部門と教学部門とが円滑な関係を保ち、学園の経営方針を現場の活動に直結できる仕組みを構築している。また、幼稚園を含む全設置校の長及び事務局長が評議員に就任しており、意思決定において両部門が円滑に合意形成を行うことができる体制を整えるとともに、相互チェックの機能を担保している。

< 2 > 監事の選任と職務

本学は、監事の選任を適切に行っている。また、監事の理事会及び評議員会等への出席状況は適切であり、監事は、監事の職務を適切に行っている。

本学園の役員定数は、「寄附行為」により、理事 8 人以上 9 人以内、監事は 2 人以上 3

人以内と規定され、その構成は図表 5-3-3 のとおりであり、「寄附行為」の規定に基づき適切に選任されている。【資料 14 監査 5-3 | 01】

監事は、「寄附行為」第 10 条に基づき、理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て理事長が選任している。企業経営者や税務に携わった十分な経験を有する監事に加えて、管理・教学部門の実務経験者である常勤監事も選任し、内部統制の仕組みが機能する体制を整えている。

監事は、監査法人及び監査室と連携を図りながら、本学園の業務、財産状況及び理事の業務執行状況の監査を実施している。【資料 14 監査 5-3 | 02】

具体的には、業務及び理事の業務執行の監査を効果的に行うため、「評議員会」、「理事会」及び「設置学校長会」等の本学園主催の会議へ出席するとともに、令和 5(2023)年度は 12 月に理事長及び法人本部長への学校運営に関する懇談会形式のヒアリングを監査法人も同席のもとで実施した。監事は、本学園の主要会議等への出席や内部監査への同席により、本学園の業務、財産状況及び理事の業務執行状況を的確に把握したうえで、監査結果を「理事会」及び「評議員会」において報告している。【資料 14 監査 5-3 | 03】

図表 5-3-3 役員構成 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

役員の種類	選任条項	定員	現員
理事	第 6 条第 1 項第 1 号 (創立者縁故者)	1 人	1 人
	第 6 条第 1 項第 2 号 (設置学校長)	2 人以上 3 人以内	2 人
	第 6 条第 1 項第 3 号 (評議員)	4 人	4 人
	第 6 条第 1 項第 4 号 (学識経験者)	2 人以内	2 人
監事	第 10 条第 1 項	2 人以上 3 人以内	3 人

上記のとおり、選任条項ごとに見ても欠員はなく、適正な状態にあるといえる。

令和 5(2023)年度中に開催された「理事会」における監事の出欠状況は、図表 5-3-4 のとおりである。

図表 5-3-4 理事会出欠状況

開催日	監事出欠状況
令和 5(2023)年 5 月 29 日	出席 2 人 欠席 0 人
令和 5(2023)年 7 月 21 日①	出席 2 人 欠席 0 人
令和 5(2023)年 7 月 21 日②	出席 2 人 欠席 0 人
令和 5(2023)年 7 月 21 日③	出席 3 人 欠席 0 人
令和 5(2023)年 10 月 5 日	出席 3 人 欠席 0 人
令和 5(2023)年 12 月 25 日	出席 2 人 欠席 1 人
令和 6(2024)年 1 月 29 日	出席 3 人 欠席 0 人
令和 6(2024)年 3 月 26 日	出席 3 人 欠席 0 人

令和 5(2023)年度中に開催された「評議員会」における監事の出欠状況は、図表 5-3-5 のとおりである。

図表 5-3-5 評議員会出欠状況

開催日	監事出欠状況
令和 5(2023)年 5 月 29 日	出席 2 人 欠席 0 人
令和 5(2023)年 7 月 21 日	出席 3 人 欠席 0 人
令和 5(2023)年 10 月 5 日	出席 3 人 欠席 0 人

令和 5(2023)年 12 月 25 日	出席 2 人 欠席 1 人
令和 6(2024)年 1 月 29 日	出席 3 人 欠席 0 人
令和 6(2024)年 3 月 26 日	出席 3 人 欠席 0 人

上記のとおり、監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好で、適宜必要な意見を述べている。

＜3＞評議員の選任と評議員会の運営

本学は、評議員の選任を適切に行っている。また、評議員会の運営を適切に行っており、評議員の評議員会への出席状況は適切である。

評議員の定数は、「寄附行為」第 20 条の定めに基づき、本法人の職員 2 人、卒業生 2 人、理事長、理事 3 人、学識経験者 11 人の合計 19 人を選任している。選任は、「寄附行為」第 21 条に基づき、職員・卒業生・学識経験者については理事会において、理事については互選により選任している。

評議員会は、「寄附行為」第 24 条第 3 項に基づき、3 月、5 月を含めて概ね 2 ヶ月に 1 回程度の割合で開催しており、諮問機関として機能している。

毎年度の予算計画及び事業計画は、私立学校法第 42 条に基づき、評議員会の諮問に付した後に、理事会の決議を経て決定している。決算及び事業実績は、私立学校法第 46 条に基づき、理事会の承認後、評議員会に報告し、意見を求めている。

令和 5(2023)年度中に開催された「評議員会」における評議員の出欠状況は、図表 5-3-6 のとおりである。

図表 5-3-6 評議員会出欠状況

開催日	評議員出欠状況
令和 5(2023)年 5 月 29 日	出席 16 人 欠席 4 人 (委任) 4 人
令和 5(2023)年 7 月 21 日	出席 18 人 欠席 1 人 (委任) 1 人
令和 5(2023)年 10 月 5 日	出席 19 人 欠席 0 人
令和 5(2023)年 12 月 25 日	出席 17 人 欠席 2 人
令和 6(2024)年 1 月 29 日	出席 17 人 欠席 2 人 (委任) 2 人
令和 6(2024)年 3 月 26 日	出席 17 人 欠席 2 人 (委任) 2 人

評議員の出席状況は良好で、理事会の諮問機関としての役割を適切に果たしている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学園では、「設置学校長会」「学園設置校実務運営懇談会」「金曜懇談会」等の様々な機会を通して、日頃より管理部門と教学部門の緊密な連携を図っている。今後もより一層の相互理解と連携強化が図れるようにこの取組みを推進し、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を持続する。

事業計画制度において、安定的な学園運営が行えるよう、制度の検証を行う。特に予算計画と事業計画が乖離しないよう、設置校の収支バランスを見つつ、学園全体の将来構想及び中期計画のビジョンをより明確にする。また、事業計画の実施において、施設設備改修工事について、ICT 教育の活用等、高等教育機関として求められている事項を優先的に実施し、かつ CS につながるよう優先順位をつけるとともに、専門家の意見も聴き、時代に適した改修工事が実行できるよう改善する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っている。学園全体の財務計画は、学園各設置校の中期計画及び単年度事業・予算計画に連動させ、「学校法人谷岡学園予算編成規程」に規定する「予算検討委員会」において検討している。「予算検討委員会」では、将来的な財政基盤安定化に向けて、教育研究活動と学生・生徒・園児支援を着実に実行するための財政基盤づくり及び施設設備投資の財源を確保することを重視し、中期的な収支予測や収支バランスを保つための具体的目標を定め、収支規模に応じた予算編成方針案を策定している。その予算編成方針案は、理事長を含む法人本部を中心に協議・検討したうえで決定し、各設置校へ示されている。【資料 13 財務 5-4 | 01】

本学園の予算編成方針のもと、中期及び単年度事業・予算計画を策定し、法人本部で集約され、本学園の「評議員会」に諮問され、「理事会」の決議を経て決定される。

固定資産及び流動資産は、財務システムで管理し、適正に処理しており、資産運用については、「学校法人谷岡学園資金運用規程」に基づき行っている。【資料 13 財務 5-4 | 02】

また、財務計画は、計画の進行状況・社会環境の変化等を鑑み、定期的に見直しを図っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は、安定した財務基盤を確立している。また、使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保ち、かつ外部資金の導入の努力を行っている。

財務基盤の確立や収支バランスにおいては、収支構造が安定していることが最も重要であり、本学においても中期計画・単年度事業計画・予算計画とともに収支見通しを検証し、収支構造を改善する努力を行っている。

令和 5(2023)年度の事業活動収支差額比率は、本学においては 17.6%となっており安定的に推移している。また、学校法人全体では 4.9%となっている。人件費比率では、本学においては 37.3%、学校法人全体では 51.7%となっている。収入面において、学生生徒等納付金収入は減収したものの、高い教育研究環境の維持向上を図るために必要な財源確保の基本的要件は備えている。教育研究経費は、学校法人全体で一定の比率を保っており、学生支援体制を構築・推進する等、教育活動を充実させるために増加傾向となっている。また、各種引当金等についても適切に留保し、財政基盤は安定している。資産運用は、安全性を重視し、中長期的な財政基盤の強化と教育研究の発展並びに学生支援の充実に資することを目的に行っている。【資料 13 財務 5-4 | 03】

また、外部資金を導入するため、受託研究の受入れ及び施設貸与の拡大に取り組んでいる。

特に、科学研究費助成事業は、積極的な申請につながるよう採択に向けた教員対象の「個人面談（ウェブ面談）」及び「申請書（研究計画調書）のレビュー」を実施しており、令和5(2023)年度17件（うち継続15件）の研究課題が採択された。【資料6 庶務5-4 | 01~03】

また、施設貸与においては、一時は新型コロナウイルス感染症まん延の影響により施設貸与が中止となったが、令和3(2021)年度から段階的に施設貸与を再開し、令和5(2023)年度は3,570万円を超える収入を得ることができた。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

今後さらに教育研究水準を維持・向上させていくために、中期計画、事業計画、財務計画を継続的に検討・立案・見直し・評価する体制を強化する。

財務状況を評価するうえで重要な指標である「基本金組入前当年度収支差額」の継続的な黒字を維持するため、近年の受験者数を維持し、より安定した入学者確保に努める。加えて、将来を見据えた中期的視点に立ち、将来構想計画の状況を見極めつつ、人件費比率の抑制、事業活動収支差額比率の向上を目指し、さらに安定した財政基盤の確立を図ることとしている。また、施設・設備の拡充及び維持・改修に向けた中期計画を実施していくために資金留保を図る。

また、科学研究費助成事業の申請件数増加に向け、教員への支援を継続して積極的に行う。また、施設貸与については、使用者が繰り返し借用してもらえるよう努めていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学は、学校法人会計基準や経理に関する規則等に基づき、図表5-5-1のとおり各種規程を整備し、適正に会計処理を実施している。【資料13 財務5-5 | 01~05】

図表5-5-1 会計処理に関する規程

学校法人谷岡学園事務決裁規程	事務処理の円滑化及び決裁に関する責任の所在を明確にすることを目的とする。
学校法人谷岡学園経理規程	経理に関する事項を正確かつ迅速に処理し、教育研究活動の維持発展と経営の能率的運営に資することを目的とする。
学校法人谷岡学園物品会計規程	物品会計事務の公正、確実かつ能率的な運営を図るため、その事務執行に関する根本基準を定めることを目的とする。
学校法人谷岡学園予算編成規程	予算の編成及び手続きについて定める。
学校法人谷岡学園予算執行規程	予算の執行及び手続きに関する事項を、敏速かつ確実に処理し、本学の財政の確立と教育研究その他諸活動のさらなる永続的な維持発展に資することを目的とする。

本学園では、所定の金額以上の予算執行は、稟議決裁を受けることとなっている。

会計処理の実務は、事務作業の効率化及び適正な処理のため、すべてシステム化されており、各設置校とインターネット環境を通じて処理を行っている。

物品の購入や報酬の支払いの際は、本学各課室の担当者がシステム上からデータを入力し、支払伝票を起票する。一定金額未満は課室長決裁、一定金額以上は課室長決裁後、大学事務局長、法人本部財務課長、法人本部長、理事長の決裁を経て、業者への支払い手続き等を行っている。また、すべての支出について法人本部財務課が支払総括表を作成し、法人本部長を経て、理事長に報告している。証憑書類等は、一定金額以下は大学で2年間分を保管し、最終的に法人本部財務課で保管している。

以上のことから、予算管理と支払管理を一元化し、各課室において確実な予算管理が行える体制を整えており、適正な会計処理に努めている。

また、システムによる会計処理について、電子帳簿保存法改正やインボイス制度への対応等、国の制度改正やユーザーニーズを考慮した機能向上を図り、適正な運用を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学は、会計監査等を行う体制を整備し、厳正に実施している。また、予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成している。

監事による財産状況の監査、監査法人による会計監査及び監査室が行う内部監査による財務・会計監査を実施している。監事監査においては、「理事会」、「評議員会」に監事が毎回出席し、財産状況の監査だけではなく、理事会運営及び法人・大学の業務に関わる監査も行っている。また、監査法人の期末監査及び監査報告時に意見聴取や質疑応答を行い、これらを踏まえ、毎会計年度、監査報告書を作成し「理事会」、「評議員会」に報告している。【資料 14 監査 5-5|01】

監査法人監査は、会計年度を4月から翌年3月とし定期的に往査が実施され、必要に応じて設置校の実地監査を行っている。また、毎年度5月に開催される「理事会」において決算が承認された後、理事長、理事、監事、理事長補佐、法人本部長、法人本部次長、法人本部各課長及び監査室長の出席のもとで監査報告会を行っている。監査法人からの指導事項・改善事項に関しては、法人本部主導で速やかに改善対応を行っている。監査室が行う内部監査は、毎年度複数の課室を抽出し、書類監査・実地監査を行い、業務の適正化に務め、フォローアップ監査まで対応することとし、令和5(2023)年度は図表5-5-2のと通りの対応を行った。【資料 14 監査 5-5|02】

また、監事・監査法人・監査室の三者が、効果的で効率的な監査実施を目的として定期的に、情報提供、情報交換（監査計画・結果報告等）、意見交換を行う場として「三様監査推進懇談会」を開催している。【資料 14 監査 5-5|03】

図表 5-5-2 令和 5(2023)年度 三様監査（監事、監査法人、監査室）実施状況

令和 5 (2023) 年度	監事監査	監査法人監査	監査室内部監査		
			臨時監査	定期監査	
	1~3 人	2~4 人	フォロー アップ監査	内部監査	公的研究費等に 係る監査
4 月		4 日 (4/10.17.21.27)		書類監査・ 実地監査 (9 課室)	
5 月	1 日 (5/29)	5 日 (5/2.10.11.12.15)			
6 月					学内監査立会い (7/11.26)
7 月	2 日 (7/21.26)				ヒアリング実施 (7/11.26)
8 月					
9 月	1 日 (9/26)	2 日 (9/26.28)			
10 月	3 日 (10/5.12.16)		書類監査 (5 課室)		
11 月					
12 月	1 日 (12/25)	2 日 (12/4.5)			
1 月	2 日 (1/5.29)	3 日 (1/15.30.31)			
2 月		1 日 (2/28)			
3 月	2 日 (3/25.26)	1 日 (3/21)			



三様監査推進懇談会（監事 3 人、監査法人 4 人、監査室 2 人、法人本部 1 人）
令和 5(2023)年度：1 回開催（10/31）

事業・予算計画に変更が生じた場合には、「寄附行為」「学校法人谷岡学園経理規程」「学校法人谷岡学園予算編成規程」に則って、遅滞なく補正予算を編成している。【資料 13 財務 5-5|02、04、06】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監事、監査法人、監査室それぞれが、より効果的かつ効率的に監査を行えるように、「三様監査推進懇談会」の内容や提供する情報を一層充実させる。また、文部科学省の定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に基づき、内部監査の強化（監査項目数の増加、専門的な知識を有する者の助言等）を実施し、実行性のあるモニタリングが組織的牽制機能となるよう体制整備を充実させる。

【基準 5 の自己評価】

「寄附行為」や「学則」、諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令に従って作成され、教職員はこれらの規程や法律を遵守している。教職員の学園に対する認識理解と帰属意識の向上を目指すとともに、社会的機関として必要な組織倫理・規律に関する事項（服務規律、個人情報保護、ハラスメント防止、人権問題等）を規程化し、適切に運営している。

教職員の学園に対する認識理解と帰属意識の向上を目指すとともに、社会的機関として必要な組織倫理・規律に関する事項（服務規律、個人情報保護、ハラスメント防止、人権問題等）を規程化し、適切に運営している。

組織の倫理・規律を確立する規程として、「学校法人谷岡学園大阪商業大学就業規則」においてサービスの基本原則を定め、教職員は就業規則に基づき業務を遂行するとともに、学園全体のCS理念及び行動指針に沿って、学園に関わるすべてのステークホルダーが満足できるように取り組んでいる。

使命・目的の実現に向けて意思決定を行う体制として、最高意思決定機関である理事会及びその諮問機関である評議員会を関連法令や「寄附行為」を遵守しながら適切に運営している。理事・監事・評議員は、「寄附行為」の定めに基づき適切に選任し、良好な出席状況を保っており、それぞれの機能を適切に担保している。

理事長が学長を兼任し、また、幼稚園を含む全設置校の長及び事務局長が評議員に就任することで、意思決定において両部門が円滑に合意形成を行うことができる体制を整えるとともに、相互チェックの機能を担保している。また、理事長のリーダーシップのもとで管理部門と教学部門の意思疎通・連携強化を図ることができるよう、「設置学校長会」、「設置校実務運営懇談会」、「金曜懇談会」等を定期的開催している。

財務情報は、私立学校法第47条第2項に基づき、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」の財務3表に加え、「財産目録」及び「事業報告書」、監事の「監査報告書」を各キャンパスへ備え置き、ステークホルダーの閲覧に供するとともに、私立大学法第63条の2に基づき、学園ホームページ上でも公表している。また、学園広報誌『楽人』に財務3表を公表している。さらに、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、教育情報の9項目を大学ホームページ上で公表している。

本学園は、建学の理念に基づく教育研究目的を達成するため、収支バランスを勘案し、適切な会計処理のもと運営している。

経営の規律としての組織倫理、危機管理に関する規程は、適切に整備されており、認識の共有化を促進すべく、学内ネットワークを通じて、諸規程等は容易に確認できる環境を整備している。また、経営目標を効果的に達成していくために、経営管理体制及びコンプライアンス体制の確立と強化を目指して、合理性と合法性の観点から公正かつ独立した立場で、経営諸活動の遂行状況を検証・評価する監査室を学園に設置している。このほか、2つの法律事務所と法律顧問契約を締結し、学園が行う契約、法律相談、さらには法令・判例等の情報の提供等を受けている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。また、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しており、内部質保証のための責任体制が明確になっている。【資料 1 企画 6-1 | 01】

本学は、事業を推進するうえで、その根幹となる事業計画制度と点検機能である自己点検・評価活動が相応の連動性を保ち、不断の PDCA が展開できるよう、学内の意識改革を行い、組織機能の最大化を図ることをもって内部質保証に努めている。

組織面では、委員会組織の体系化と事務組織の再編により効率的な大学運営を期するとともに、教員組織は、教育課程の見直しと連動し、本学の学びの体系に即し、かつ、多様な教育展開に資する教員配置計画を念頭においている。施設面では、修繕・補修だけでなく、教育や福利厚生を意識した施設整備を念頭に、マスタープランを構築し、実現に向けて取り組む。内部質保証体制としては、大学の事業遂行にあたって全体の調整を担う事業推進会議、大学院を含む大学全般の教学事項を掌理する運営会議、事業年度ごとに実施する自己点検・評価の実施組織となる自己点検・評価委員会等、適切な責任体制が敷かれている。【資料 1 企画 6-1 | 02】【資料 1 企画 6-1 | 03】【資料 1 企画 6-1 | 04】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の観点で、学修成果の定着及び可視化に向けた取組みを推進するため、令和 6(2024)年 3 月に委員会組織を整理し、体系化した。この取組みにおいて、令和 6(2024)年度から「内部質保証委員会」、その下部組織として「IR (Institutional Research) 推進委員会」及び「SD 推進委員会」を設置した。今後は、IR の推進による客観的根拠とその分析にも留意した自己点検・評価の実施につなげることで、教職員を対象とする SD 活動を、テーマに関係する委員会等との共同により実施できるよう、委員会等及び事務局間の連携を強化し、全学的な質保証の体制を強化したい。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を、エビデンスに基づき定期的に実施している。また、自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表している。

本学の自己点検・評価は、学校教育法第 109 条第 1 項に基づき、「学則」第 2 条に定められている。「大阪商業大学自己点検評価に関する規程」及び「大阪商業大学教員活動自己点検評価実施に関する規程」を定め、組織としての自己点検・評価と教員個人としての自己点検・評価に分ち、それぞれ下記の方法により実施している。【資料 1 企画 6-2 | 01】

◆組織の自己点検・評価

組織の自己点検・評価は、「自己点検評価委員会」のもと、本学の教育力と研究力を向上させる日々の努力の成果と課題を自主的に検証するとともに、その改善及び課題の解決に努めるため、毎年度実施している。平成 30(2018)年度より、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価基準（基準 1 使命・目的等、基準 2 学生、基準 3 教育課程、基準 4 教員・職員、基準 5 経営・管理と財務、基準 6 内部質保証、基準 A 社会貢献と連携）に準拠して点検・評価を行っている。【資料 1 企画 6-2 | 02】

自己点検・評価活動は、事務局各課（室）が自己点検・評価の根拠（エビデンス）となるデータ及び資料に基づいた点検・評価の結果を、「自己点検評価委員会」が全学的視点から整理・精査し、報告書としてまとめている。当該報告書は「大学教授会」を通じて学内共有を図るとともに、本学図書館への配架、大学ホームページへの掲載によって広く学内外に公表している。【資料 1 企画 6-2 | 03】

◆教員活動の自己点検・評価

教員個々の活動に対する自己点検・評価は、「大阪商業大学教員活動自己点検評価実施に関する規程」に基づいて実施している。【資料 1 企画 6-2 | 04】教員は、教育活動、研究活動、大学運営活動及び社会的活動の 4 領域を対象に、所定の様式によって年度当初に目標を設定し、年度末に達成状況を整理したうえで、「自己点検評価委員会」が指定した時期に同委員会に提出することとしている。なお、「教育専任教員」は、その職務が学部教育に専念することとして限定されるため、自己点検・評価の対象は、教育活動及び大学運営活動の 2 領域に限定している。なお、教育活動に関する点検・評価に対しては、「FD 委員会」が実施する授業アンケート等の結果が状況に応じて反映されている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の IR 活動（教育研究活動の現状把握のための調査、データ収集及び分析）は、学長企画室（現：大学運営企画室。以下同じ。）が担っている。学長企画室は、事務局各課（室）が保有する情報（データ）を用いて、離学率調査として多面的に収集・分析し、その結果を「運営会議」及び「事務局会議」に報告し、学内共有を図っている。なお、離学率調査とは、入学から卒業までを経年的に追跡し、退学、除籍等により離学する学生の入学経路や学修成果（単位取得状況）等から、離学者の傾向を把握し、対策検討の一助としようとするものである。【資料 1 企画 6-2 | 05】

このほか、各種施策の立案にあたっては、所管する課室が適宜情報を収集しながら、事業の要否の判断、改善の要否を検討している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

全体的に集約される情報は上記の離学率調査に限られており、IR の観点では十分とは言えない。今後は、事務局各課室で行われていた情報収集及び分析も含め、令和 6(2024)年 4 月に設置した「内部質保証委員会」及びその下部組織である「IR 推進委員会」を中心に、全学的な IR 活動の在り方を整理・推進し、エビデンスに基づいた質の高い自己点検・評価活動を展開したい。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。また、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能している。

本学では、大学の使命・目的を達成するため、本学園の「事業計画制度」に基づき、学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を盛り込んだ「中期計画」及び単年度の「事業計画書」（基本領域・経営領域・教育領域・研究領域・運営領域・周辺領域）を策定している。これらは、三つのポリシーとそれに基づく教育研究活動の展開との整合性に留意して構成している。事業の実施状況は、事業計画制度に則り、当該年度の 10 月末日までに上期（4 月～9 月）の進捗状況を、次年度の 4 月末日までに実施結果を理事会に報告しているほか、「大学教授会」、「運営会議」、「事務局会議」で随時報告され、必要な検討及び対策を適宜行っている。【資料 1 企画 6-3 | 01】 【資料 1 企画 6-3 | 02】

事業の実施状況及び自己点検・評価によって明らかになった課題は、その改善に向けた施策を検討し、次年度の事業計画に反映している。事業計画制度では様式第 3 号付表 2 において、事業計画に取組むうえで達成すべき目標を重要指標（原則として数値目標）として明示することとしている。この指標は、これまでの実績に対する評価に基づく改善策を実施することによって達成すべき目標として設定するものである。

このことから、自己点検・評価活動と事業計画の策定を通じて PDCA のプロセスが有効に機能している。（事業計画に関する策定プロセスは、1-2-③参照）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証に資するため、三つのポリシーとの整合性に留意しつつ事業計画を策定し、教育研究活動を実施する。また、IR 活動によって得られた情報に基づく自己点検・評価の結果によって教育研究活動をチェックし、次年度の事業計画に反映する PDCA サイクルの機能促進を図りたい。

【基準 6 の自己評価】

本学では、高等教育研究機関の責務として、本学全体の教育研究水準の向上を図るため、「学則」、「院学則」及び「自己点検・評価に関する規程」に基づき、「自己点検評価委員会」を中心に自己点検・評価活動を自主的かつ組織的に行っている。この活動によって得られた結果は、次年度の事業計画策定の根拠ともなっており、継続的な PDCA を通じた内部質保証の根幹となる活動となっている。

しかしながら、IR を主とする情報の分析体制は十分とは言えない。令和 6(2024)年度に設置した内部質保証委員会及び IR 推進委員会を中心として、全学的な IR 活動を体系的かつ組織的に実施し、その結果に基づく自己点検・評価を経て事業計画へ展開するより質の高い PDCA サイクルが構築できるよう、取組みを進める。

以上のことから、基準 6 を満たしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域・社会貢献

A-1. 知的資産を活かした社会貢献

A-1-① 地域への貢献

A-1-② 起業教育による社会貢献

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域への貢献

<1>総合交流センター

総合交流センターでは、学生及び教職員の教育研究活動を通じ広く社会と交流することを目標として起業教育、特色教育、地域交流、国際交流の各事業を展開している。

地域交流事業においては、「地域連携ポリシー」のもと、スポーツを通じた地域社会への貢献と、サービス・ラーニングを通して学生に市民的責任や社会的役割を認識させることを目的として事業を展開している。【資料 9 総合 A-1 | 01】

<2>フィールドワークゼミナール

フィールドワークゼミナールにおいては、それぞれのゼミナールがクライアントの協力を得て、教室で学んだ理論を現実の地域社会において実践していくとともに、学生及び担当教員がクライアントの抱える様々な課題の発見、課題解決策の提示、課題解決策を実行していくことを通じて、クライアントの課題解決に貢献している。【資料 9 総合 A-1 | 02】

<3>公開講座

◆学部の公開講座

本学では、地元東大阪地域等京阪神地区の中小企業集積地との連携を深めるため、地域の産業特性、産業構造に配慮した科目「地域社会と中小企業」及び地域や企業のイノベーション、ハイテクビジネス、インキュベーターの役割、ベンチャー企業の経営等を実践的側面から学ぶことを通じて、中小企業のもつ活力や地域ベンチャー、地域産業のあり方とその将来方向について学ぶ科目「地域産業振興論」を設置している。東大阪地域を中心に近畿圏等に立地する中小企業の経営者を迎えて本学教員と共同で授業を行い、学生が実践的な経営ノウハウに触れるとともに、それらの企業・団体が地域とどのような関わりをもっているかを学ばせ、理論面の知識に実学的な息吹を与えることで知識の一層の深化を図るものである。これらの授業は、関連企業や NPO 法人、自治体の地域産業政策担当者や地域産業の経営革新支援者等を外部講師として招聘している。また、授業は公開講座として位置づけ、地域の企業関係者や一般市民に広く公開し、地域産業の活性化に寄与している。【資料 9 総合 A-1 | 03】【資料 9 総合 A-1 | 04】【資料 9 総合 A-1 | 05】

◆比較地域研究所の講演会

比較地域研究所は、大学院地域政策学研究科と連動して、関西やアジアといった個別具体的な Area Studies、地域科学としての Regional Science 等地域学に関する研究を行っている。これらの研究成果をわかりやすい形で社会に還元すべく、令和 5(2023)年度は 6 月 24 日に「舞いあがるインド経済と日本企業」をテーマとした第 18 回比較地域研究所講演会を、11 月 18 日に「実践インドビジネス入門 魅力と課題」をテーマとした第 10 回市民ビジネス講座を開催した。【資料 8 学術 A-1 | 14】 【資料 8 学術 A-1 | 15】

◆商業史博物館の展示、公開講座

商業史博物館は、常設展に加えて様々な企画を実施している。令和 5(2023)年度は、11 月 13 日から 12 月 23 日の期間に「学びのひき出しー谷岡記念館開館 40 周年を記念してー」をテーマとした秋季企画展を開催し、期間中にはシンポジウム及び連続講座を、令和 6(2024)年 2 月 13 日から 3 月 5 日までの期間に「近世古文書講座『河内国茨田郡藤田村文書』を読むⅡ」をテーマとした全 4 回のミュージアムセミナーを開催した。【資料 8 学術 A-1 | 16】 【資料 8 学術 A-1 | 17】

また、木綿を中心とした繊維関係資料の『大阪商業大学商業史博物館資料目録』第 16 集を作成し、収蔵資料の可視化公開を図った。【資料 8 学術 A-1 | 18】

◆アミューズメント産業研究所の展示、公開講座

アミューズメント産業研究所は、余暇文化産業を研究する専門機関として令和 5(2023)年度は、9 月 30 日に「地域におけるあそびの継承ー過去から未来へー」をテーマとした第 13 回公開講座を、11 月 18 日から 12 月 23 日の期間に第 21 回特別展示「将棋の歩みー平安時代から令和までー」を開催し、期間中には関連講座を 2 回実施した。【資料 8 学術 A-1 | 19】 【資料 8 学術 A-1 | 20】 また、春期と秋期に「頭脳スポーツ講座」として、囲碁・将棋に関する複数の講座を開講した。【資料 8 学術 A-1 | 21】 【資料 8 学術 A-1 | 22】

所蔵資料について、データベース化を図り、常設展示、特別展示資料等のデジタルアーカイブをウェブ公開した。【資料 8 学術 A-1 | 23】

・共同参画研究所の公開講座

研究所の研究成果を地域に還元することにより、地域住民の社会的包摂に対する意識を深めることを目的とし、年 1 回の公開講座を実施している。なお、令和 5(2023)年度は、「障がい者とともに生きる」をテーマに、公開講座を開催した。【資料 9 総合 A-1 | 06】

・自治体との連携による公開講座

東大阪市と連携し、本学がもつ知的資産を地域社会に還元する取り組みを積極的に行っている。その一例として、「東大阪市連携 6 大学公開講座」が挙げられる。令和 5(2023)年度は、「生きる力」を共通テーマとして、本学からは「生きる理由」と「生きる原動力」をテーマに講義を行った。【資料 9 総合 A-1 | 07】 【資料 9 総合 A-1 | 08】 なお、本学は東大阪市と平成 27(2015)年度に「東大阪市と大阪商業大学との連携・協力に関する包括協定書」を締結しており、東大阪市大学連絡協議会のメンバーとしても活動している。【資料 9 総

合 A-1 | 09】【資料 9 総合 A-1 | 10】【資料 9 総合 A-1 | 11】

（＜4＞カルチャー講座

本学では、生涯学習の一環として市民や学生を対象に、英会話、韓国語会話、朗読、折り紙、ヨガやストレッチ等多様なカルチャー講座、地域行政や企業と連携した実践的な講座を開講している。毎年市民や学生のニーズの変化に対応して講座内容を見直し受講者の満足度向上を図っている。なお、令和 5(2023)年度は、全 39 講座を開講した。【資料 9 総合 A-1 | 12】【資料 9 総合 A-1 | 13】

A-1-② 起業教育による社会貢献

総合交流センター事業の一環として本格的な「起業教育・起業家育成」に取り組んでいる。その特徴は、起業家精神の涵養からインキュベーション施設の設置や出資制度による創業支援にいたるまでのトータルな取組みであり、「本学学生への起業教育」を軸に「地域と本学が連携した起業家育成」及び「高校と本学が連携した起業教育」の 3 本の柱で構成されている。【資料 9 総合 A-1 | 14】

＜1＞大商大ビジネス・アイデアコンテスト

本学学生が、日々の学修成果を活用して、新商品・新サービス、新しいビジネスモデルのアイデアを発想し、それを企画書としてまとめることにより、学生の起業家精神（アントレプレナーシップ）を涵養することを目的とする「大商大ビジネス・アイデアコンテスト」を実施している。平成 15(2003)年度から開始し、第 21 回を迎えた令和 5(2023)年度は、671 件の応募があった。一般企業等から具体的な課題の提供を受け、学生たちが解決策を提案する「企業部門」を設け、課題提供企業の協力を得て商品化を進める取組みを実施している。学生たちは課題提供企業との協働によってアイデアの商品化を目指している。【資料 9 総合 A-1 | 15】

本学は、「大商大ビジネス・アイデアコンテスト」や「OBP コース」等の展開を通じて起業教育に力を入れている。ここで蓄積された知的資産を活用した以下 ＜2＞の取組みにより、高等学校の起業教育を支援している。

＜2＞全国高等学校ビジネスアイデア甲子園

「全国高等学校ビジネスアイデア甲子園」は、高校生を対象に、新しい商品やサービスをビジネスプランとして募集し、表彰するものである。毎日新聞社との共催で実施しており、将来高校生が自立した生き方をするために必要な起業家精神や問題発見能力等をビジネス社会との接点を通して育成することを目的としている。令和 5(2023)年度は全国の高等学校から 124 校、6,501 件の応募があった。令和元(2019)年度からは応募者のモチベーション向上につなげるため評価基準の見直しを行い、新たな賞として「奨励賞」を設けた。【資料 9 総合 A-1 | 16】

また、「全国高等学校ビジネスアイデア甲子園」に取り組む高等学校へのサポートとして、本学教員が高等学校に出向き、「ビジネスアイデア甲子園セミナー」を実施しているほか、『ビジネスアイデア甲子園活用ガイド』を作成し、アイデアの出し方のテクニッ

ク、ワークシートや企画書の書き方、過去の受賞作品の評価ポイントについて解説している。なお、令和 5(2023)年度の最終審査及び表彰式は対面形式で実施した。【資料 9 総合 A-1 | 17】【資料 9 総合 A-1 | 18】

＜3＞起業教育研究会

「起業教育研究会」は起業教育に関する本学教員と高校教員、高校教員相互の情報交換、教材開発を企図して平成 15(2003)年に発足し、これまでに 27 回実施した。毎回のテーマに基づき、講演や高校現場からの実践報告、ワークショップ等を行っており、実施したプログラムの内容は、起業教育研究会報告書『起業教育』に取りまとめている。【資料 9 総合 A-2 | 1】【資料 9 総合 A-2 | 4】

＜4＞起業教育に関わる出張講義

本学は、高等学校と連携による出張講義を実施している。講義の内容は、起業教育に関連するもの、「全国高等学校ビジネスアイデア甲子園」に関連するセミナー等がある。資料 9 総合 A-1 | 17】

＜5＞大阪商業大学アントレラボ

社会科学系の大学では全国初のインキュベーション施設として平成 13(2001)年に大商大アントレ・ラボを設置した。商業系、情報系、サービス系、コンサルティング系等の起業活動を行う学生、本学 OB・OG、一般社会人の起業支援を行ってきた。社会人や起業家と学生とが交流する機会を通して起業家精神に触れ、体験する教育的な場としている。

平成 29(2017)年度からの組織の再編に伴い、「リアクト」南館 2 階に移設し、名称を大阪商業大学アントレラボ（以下「アントレラボ」）に変更した。アントレラボは、教育課程外のアクティブ・ラーニングの場、主として起業家精神育成の場として位置づけ、本学学生の利用を優先し、一般社会人の利用には学生の教育に何らかの形で貢献してくれる人物であることを条件としている。一般社会人利用希望者には、ビジネスプランをもとに「起業教育委員会」の起業家育成担当教員が面接審査を行い、利用期間を原則 5 年として受け入れている。利用者支援として、年 2 回、起業進捗状況報告会を義務づけている。毎週 1 回昼休みの時間帯に学生向け勉強会（ラボカフェ）を開催し、自分達で設定した課題・目標（学外コンテストへの応募）に向けた活動を通じて、自主性を養う機会を設けている。継続的なラボカフェでの活動が認められた学生には、アントレラボの利用資格を与えている。【資料 9 総合 A-1 | 19】【資料 9 総合 A-1 | 20】

＜6＞大商大リエゾン・オフィス

大商大リエゾン・オフィスは、本学が蓄積してきた起業家支援のノウハウを新規創業や第二創業を考えている起業家に教授し、支援することを目的として設置している。オフィスはクリエイション・コア東大阪内におき、平成 16(2004)年度より活動している。また、本学の系列校である神戸芸術工科大学と連携し、新製品の開発、デザイン面のサポートを行い、支援体制の充実を図っている。【資料 9 総合 A-1 | 21】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

自治体やその外郭団体等の公的機関、商工会議所等地域の経営者団体、地域の大学や研究機関、NPO 等との連携を「地域連携ポリシー」をもとにさらに強化するとともに、地域社会が抱える様々な問題を発見し、本学が蓄積してきた知的資産を活用して、地域社会の発展に貢献しながら、地域社会の力を教育に取り込む活動を行う。また、工場密度では日本有数の地域である東大阪に立地する地域の強みを活かした実学教育を一層強化し、地域経済の活性化に資する起業家精神に富んだ人材育成と地域の活性化支援を推進する。

起業家精神（アントレプレナーシップ）と起業家的資質・能力を育成する「起業教育」の拠点としての地位をさらに強固なものとするために、起業教育研究会や高大連携活動を通して初等中等教育の現場との連携をさらに深める。また、初等中等教育においても取組みが進んでいるキャリア教育や「新学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）」が求める「主体的・対話的で深い学び」について、起業教育を通してどのように実践していくか等、新たな時代の要請に応える仕組みを構築し、発信する。

「全国高等学校ビジネスアイデア甲子園」においては、引き続き高等学校教員及び生徒が同コンテストの意義・目的を十分に理解したうえで応募できるよう、出張講義等での高等学校教員、生徒への働きかけや大学ホームページや新聞等のメディアを通じた広報展開を実施していく。

比較地域研究所、商業史博物館、アミューズメント産業研究所においては、社会との連携を深めるコンテンツをもっており、関係委員会との調整を図りながらそれらを実際の社会的要請に結びつけ、引き続き社会への還元を推進する。このために地方公共団体や商工会議所等との連携を強め、集客基盤の強化を図る。

商業史博物館及びアミューズメント産業研究所は資料数増加に備え、今後も収蔵スペースの有効活用を図るとともに、未整理資料の目録化を推進し、計画的に資料の可視化（公開）を促進する。

【基準 A の自己評価】

本学は、社会貢献及び支援を通じて得た知見を集積し、本学の知的資産の更新と蓄積を図ることで、一層の社会貢献を進める組織運営を行っている。

主として、フィールドワークゼミナール等による地域社会への貢献、起業家育成、産学連携の窓口を通じた地元産業の活性化及び産業界との連携の推進、授業科目の一般公開や公開講座の実施等、産業集積への貢献を実施している。さらに、市民活動の支援や生涯学習等生涯教育への貢献に努めている。

また、本学の特色である起業教育において蓄積された知的資産を活用して、高等学校と連携し、その起業教育を支援している。

基準 B. 外部連携

B-1. ステークホルダーとの連携

B-1-① 保護者との連携

B-1-② 校友会との連携

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 保護者との連携

< 1 > 学生生活情報の直接的な提供

本学の現状、学生の修学、学生生活、就職状況等に関する説明を保護者に行うとともに、教職員と保護者相互の理解を図ることを目的として、教育懇談会を平成 8(1996)年から継続して行っている。令和 5(2023)年度は、「①大学を知る、②相談する、③交流する」をコンセプトとした、教育懇談会を 10 月に本学にて開催した。【資料 3 学生 B-1 | 01】

< 2 > 学生生活情報の間接的な提供

保護者の大学に対するニーズを把握し、保護者、学生、大学の三者が情報を共有することを目的として、保護者向け情報誌『pitari (ピタリ)』を平成 21(2009)年に創刊し、年 2 回(7 月・1 月)発行・送付している。『pitari (ピタリ)』は、三者が触れ合えるコミュニケーションツールとしての役割を果たしている。発送の際は、「保健室便り」や「奨学金だより」等を同封し、保護者の関心が高い幅広い情報を提供している。

7 月は「キャンパスライフの誌上参観」をテーマに、学生の 1 日の大学スケジュールや学習サポート制度、学内施設の紹介、卒業生の就職活動体験談等を掲載した。1 月は「留学派? 学内交流派? 自分だけのグローバル体験!」をテーマに、本学の留学制度や学生の留学体験、学内での異文化交流を掲載した。『pitari (ピタリ)』を通じてアンケート調査を実施し、大学に対する意見・要望等の把握に努め、改善等を行っている。【資料 3 学生 B-1 | 02】

B-1-② 校友会との連携

校友会は、本学卒業生が相互の連携・親睦を図ることを目的とする組織である。本学は、卒業生が組織する校友会本部及び地方支部に対して、目的に応じた支援を行っている。また、総会等に教職員が参加することで卒業生との交流の機会とし、本学の現状や就職状況等に関する説明及び情報交換を行っている。加えて、年 1 回の校友会誌の編集に本学職員が参画し、大学からの情報提供、誌面づくりを支援している。【資料 3 学生 B-2 | 01】

相互の協力のもと、経済・社会活動等において輝かしい業績を残した卒業生を表彰する「校友顕彰式典」を開催し、在学生の社会への参画意欲を高めている。なお、卒業生の被表彰者の選定には、教職員と校友会関係者で構成する「校友顕彰審議会」が当たっている。

【資料 3 学生 B-2 | 02】

校友会学生支援基金による学生支援の一環である「食に関する支援」では、学生と校友

会との接点をもつことに繋がっている。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

保護者向け情報誌『pitari（ピタリ）』では、毎号アンケートを実施しており、その回答から保護者の方々が知りたい内容、興味のある内容を洗い出し、特集を決めている。保護者の意見・要望に応える内容を反映していくとともに、大学と保護者の双方のコミュニケーション促進ツールとして継続して活用する。

校友会に対しては、今後も積極的に大学情報を発信するとともに、卒業生の活動状況の把握に努め、「校友顕彰式典」を継続的に開催する。また、校友会本部・支部とは人的交流等を通じた校友会活動の支援を行い、相互理解を深めるとともに、引き続き、校友会学生支援基金による学生との関係構築に資する有効策を校友会と調整しつつ立案、実施する。

学生支援は大学と保護者との連携も重要である。まず教育懇談会について、令和 5(2023)年度より大学祭（御厨祭）期間中に開催とした。保護者の方々に大学祭を実際に体験できる機会とし、学生生活をより身近に感じられたと喜ばれたため、継続していく。

V. 特記事項

・大阪商業大学企業交流会

大阪商業大学企業交流会は、平成 18(2006)年 3 月に「会員相互の交流・連携により「世に役立つコト・モノ」の企画、開発を目指すとともに、以ってその担い手としての「世に役立つ人物」を養成し、関西経済の発展に寄与することを目的とする」趣旨のもと、設立され、会長は本学教員が務めている。また、運営サポートを行う同会事務局を本学キャリアサポート室に置いている。同会では総会及び定例会を年間 4 回実施し、会員相互の交流を図っており、令和 6(2024)年 6 月時点での会員企業数は 98 社である。【資料 4 キャ V | 01】【資料 4 キャ V | 02】【資料 4 キャ V | 03】

同会は大学である本学を拠点とすることから、様々な業界・業種の企業が結集し、大学を媒介とした異業種間・企業間の交流が行われている。会員企業に対して交流の場を提供するだけでなく、本学が実施する公開講座や事業等に関する情報を発信している。

引き続き、幅広い業界・業種からの入会を促し、異業種交流を推進するとともに、産学連携事業や学生のキャリア形成に資する取組みの具現化を検討する。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	大学の目的について、大阪商業大学学則第 1 条に明記し、遵守している。	1-1
第 85 条	○	学部について、大阪商業大学学則第 3 条に明記し、設置している。	1-2
第 87 条	○	修業年限について、大阪商業大学学則第 14 条に明記し、遵守している。	3-1
第 88 条	—	単位認定について、修業年限の通算に認めていないため該当しない。	3-1
第 89 条	—	卒業について、在学期間 4 年未満を認めていないため該当しない。	3-1
第 90 条	○	入学資格について、大阪商業大学学則第 17 条に明記し、遵守している。	2-1
第 92 条	○	組織について、大阪商業大学学則第 7 条に明記し、編成している。職員はそれぞれの職務に従事している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会について、大阪商業大学学則第 8、9、10 条に明記し、遵守している。	4-1
第 104 条	○	学位について、大阪商業大学学則第 43 条及び大阪商業大学大学院学則第 38 条に明記し、授与している。	3-1
第 105 条	○	特別の課程について、大阪商業大学学則第 60 条に明記し、遵守している。	3-1
第 108 条	—	短期大学でないため該当しない。	2-1
第 109 条	○	教育研究等の状況について、自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検評価報告書にまとめ、大学ホームページに公表している。また、認証評価機関により、大学評価基準に従って評価を受けている。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況について、大学ホームページ等を通じて公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員及び技術職員はそれぞれの業務に従事している。	4-1 4-3
第 122 条	○	編入学について、大阪商業大学編入学に関する規程第 2 条に明記し遵守している。	2-1
第 132 条	○	編入学について、大阪商業大学編入学に関する規程第 2 条に明記し遵守している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則への記載事項について、大阪商業大学学則第 3～5、11～14、16～46、56～59 条に明記し、遵守している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の成績、健康診断の記録等を管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生の懲戒について、大阪商業大学学生の懲戒に関する規程に定めている	4-1
第 28 条	○	当該第 28 条に掲げる備えるべき表簿について、事務局所管部署で管理している。	3-2
第 143 条	○	専門委員会等について、大阪商業大学教授会規程第 10 条に明記し、設置している。	4-1
第 146 条	○	科目等履修生の修業年限の通算について、修得に要した期間は認めていないが、修得済単位数の換算は大阪商業大学単位認定に関する規程に則り行っている。	3-1
第 147 条	○	卒業について、大阪商業大学学則第 36 条に定める基準を満たした	3-1

大阪商業大学

		者に、大阪商業大学学則第 42 条に基づき認定している。	
第 148 条	—	修業年限四年を超える学部を設置していないため、該当しない。	3-1
第 149 条	—	在籍期間の通算について、学校教育法第 89 条に定める制度を有していないため該当しない。	3-1
第 150 条	○	入学資格について、大阪商業大学学則第 17 条に明記し、遵守している。	2-1
第 151 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 152 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 153 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 154 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 161 条	○	短期大学を卒業した者の編入学について、大阪商業大学編入学に関する規程第 2 条に明記し受け入れている。	2-1
第 162 条	—	外国の大学等からの転入学を認めていないため該当しない。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期について、学長が学年暦を定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	履修証明プログラム以外に体系的な学修プログラムを設けていないため、該当しない。	3-1
第 164 条	○	特別の課程について、大阪商業大学学則第 60 条、大阪商業大学履修証明プログラムに関する規程及び大学ホームページに明記し、遵守している。	3-1
第 165 条の 2	○	教育上の目的を踏まえた方針について、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を定めている。なお、アドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価について、大阪商業大学学則第 2 条に定め、自己点検評価委員会のもと、日本高等教育評価機構の評価基準で、全学的に実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況について、大学ホームページ等を通じて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位記について、学長は卒業が認定された学生に対して授与している。	3-1
第 178 条	○	高等専門学校を卒業した者の編入学について、大阪商業大学編入学に関する規程第 2 条に明記し、受け入れている。	2-1
第 186 条	○	専修学校の専門課程を修了した者の編入学について、大阪商業大学編入学に関する規程第 2 条に明記し、受け入れている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法の定めるところにより設置し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	教育研究上の目的について、大阪商業大学学則第 4 条に明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜について、教員と職員で構成されたアドミッションオフィス運営委員会及び入学委員会を設け、大阪商業大学入学試験実施細則に則り実施している。	2-1
第 3 条	○	学部について、教育研究上適当な規模内容、教育研究実施組織、教員数で組織遵守している。	1-2

大阪商業大学

第4条	○	学科について、専攻により必要な組織を備え設置している。	1-2
第5条	—	学科に代えた課程を設置していないため、該当しない。	1-2
第6条	—	学部以外の基本組織を設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究実施組織等について、教育研究上の目的を達成するため必要な教員及び事務職員等を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	授業科目の担当について、主要授業科目は原則として専任の教授または准教授に、主要授業科目以外の授業科目について、なるべく専任の教授、准教授、講師または助教に担当させている。	3-2 4-2
第9条	—	授業を担当しない教員を配置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	専任教員数について、基準を満たしている。	3-2 4-2
第11条	○	組織的な研修等について、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に研修の機会を設けている。事務職員等に知識及び技能の習得、並びに能力及び資質の向上を目的とした研修の機会を設けている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	学長は、適格者として学校法人谷岡学園寄附行為規程第51条に基づき任免されている。	4-1
第13条	○	教授の資格について、大阪商業大学教員資格審査規程第3条、同施行細則第2条に明記しており、遵守している。	3-2 4-2
第14条	○	准教授の資格について、大阪商業大学教員資格審査規程第4条、同施行細則第3条に明記しており、遵守している。	3-2 4-2
第15条	○	講師の資格について、大阪商業大学教員資格審査規程第5条、同施行細則第4条に明記し、遵守している。	3-2 4-2
第16条	○	助教の資格について、大阪商業大学教員資格審査規程第6条に明記し、遵守している。	3-2 4-2
第17条	—	助手を配置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第18条	○	収容定員について、大阪商業大学学則第3条第2項に明記している。	2-1
第19条	○	教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第19条の2	—	他の大学と連携して開設する授業科目を開設していないため、該当しない。	3-2
第20条	○	教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当し、編成している。	3-2
第21条	○	単位数について、大阪商業大学学則第35条に明記し、遵守している。	3-1
第22条	○	一年間の授業期間について、追・再試験の期間を含め35週にわたる。	3-2
第23条	○	各授業科目の授業期間について、授業を15週行っている。	3-2
第24条	○	授業を行う学生数について、教室の収容人数等を考慮し、適当な人数としている。	2-5
第25条	○	授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行っている。	2-2 3-2
第25条の2	○	授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をシラバスに明示している。また、成績評価基準について、大阪商業大学履修に関する規程第13条に明記し、遵守している。	3-1

大阪商業大学

第 26 条	—	昼夜開講制を取っていないため、該当しない。	3-2
第 27 条	○	単位について、試験のうえ授与している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限について、大阪商業大学履修に関する規程第 3 条に明記している。	3-2
第 27 条の 3	—	他の大学と連携して開設する授業科目を開設していないため、該当しない。	3-1
第 28 条	○	他大学において履修した授業科目について、大阪商業大学学則第 40 条及び、大阪商業大学単位認定に関する規程に明記し、単位を認定している。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設において履修した授業科目について、大阪商業大学学則第 40 条の 2 及び、大阪商業大学単位認定に関する規程に明記し、単位を認定している。	3-1
第 30 条	○	大学または短期大学において入学前に履修した授業科目について、大阪商業大学学則第 41 条及び大阪商業大学単位認定に関する規程に明記し、単位を認定している。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度を設けていないため、該当しない。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生について、大阪商業大学学則第 51 条に明記し、受け入れている。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件について、大阪商業大学学則第 42 条に明記している。	3-1
第 33 条	—	医学または歯学に関する学科を設置していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地について、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場について、校舎と同一敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等について、当該第 36 条に掲げる要件を遵守している。	2-5
第 37 条	○	校地について、当該第 37 条に掲げる要件を遵守している。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎について、当該第 37 条の 2 に掲げる要件を遵守している。	2-5
第 38 条	○	図書館について、当該第 38 条に掲げる要件を遵守している。	2-5
第 39 条	—	当該第 39 条に掲げる学部または学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部または学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 40 条	○	機械、器具について、授業に必要なパソコン及び AV 機器等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	当該第 40 条の 2 に掲げる要件を遵守している。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究について、必要な経費を確保し、ふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称について、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 41 条	—	学部以外の基本組織を設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5

大阪商業大学

第 48 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に組織を設置していないため、該当しない。	1-2
第 59 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学でないため、該当しない。	2-5
第 61 条	—	新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する計画はないため、該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学士の学位について、大阪商業大学学則第 42 条に基づき卒業を認定された者に対し、大阪商業大学学則第 43 条に基づき授与する。	3-1
第 10 条	○	学位を授与するに当たっては専攻分野の名称について、大阪商業大学学則第 43 条、大阪商業大学大学院学則第 38 条及び同学位規程第 2 条に明記し、付記している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 13 条	○	学位に関する論文審査等の必要事項について、大阪商業大学学則及び大阪商業大学大学院学位規程に明記し、遵守している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、「大阪商業大学ガバナンス・コード」を定め、遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	事業を行うに当たっては、私立学校法が定めるところにより、理事、監事、評議員、職員等に対して特別の利益を供与していない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備え置き及び閲覧について、学校法人谷岡学園寄附行為第 38 条第 2 項に明記し、遵守している。	5-1
第 35 条	○	役員について、学校法人谷岡学園寄附行為第 5 条及び第 7 条に明記し、配置している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係について、私立学校法が定めるところにより、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会について、学校法人谷岡学園寄附行為第 15 条及び第 16 条に明記し、遵守している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務について、学校法人谷岡学園寄附行為第 7 条、第 8 条及び第 11 条に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任について、学校法人谷岡学園寄附行為第 6 条及び第 10 条に明記し、遵守している。	5-2
第 39 条	○	監事の兼職について、学校法人谷岡学園寄附行為第 10 条第 2 項に明記し、遵守している。	5-2
第 40 条	○	理事及び監事の補充について、学校法人谷岡学園寄附行為第 13 条に明記し、遵守している。	5-2
第 41 条	○	評議員会について、学校法人谷岡学園寄附行為第 20 条及び第 21 条に明記し、遵守している。なお、理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織している。また、議決について、学校法人谷岡学園寄附行為第 24 条に明記し、遵守している。	5-3
第 42 条	○	評議員会に意見を聴かねばならない事項について、学校法人谷岡学園寄附行為第 26 条に明記し、遵守している。	5-3
第 43 条	○	評議員会は、本学園の業務、財産の状況、役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、また	5-3

大阪商業大学

		は役員から報告を徴することができるよう、全設置学校長及び事務局長が評議員に就任している。	
第 44 条	○	評議員の選任について、学校法人谷岡学園寄附行為第 20 条及び第 21 条に明記し、選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員为学校法人に対する損害賠償責任について、学校法人谷岡学園寄附行為第 18 条に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員 of 第三者に対する損害賠償責任について、大阪商業大学ガバナンス・コードに明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員 of 連帯責任について、大阪商業大学ガバナンス・コードに明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法が定める、役員 of 損害賠償責任等に関する一般社団・財団法人 of 規定 of 準用について、寄附行為第 18 条及び第 19 条に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為 of 変更について、学校法人谷岡学園寄附行為第 48 条に明記し、所轄庁に届け出ている。	5-1
第 45 条の 2	○	毎会計年度、予算、事業計画を作成し、原則 5 年に一度、事業に関する中期的な計画を作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	決算及び事業 of 実績について、学校法人谷岡学園寄附行為第 37 条に明記し、評議員会に報告のうえ、意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	財産目録等について、学校法人谷岡学園寄附行為第 38 条に明記し、作成及び閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬について、学校法人谷岡学園寄附行為第 26 条及び第 40 条、学校法人谷岡学園役員 of 報酬等に関する規程に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度について、学校法人谷岡学園寄附行為第 42 条に明記し、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報 of 公表について、学校法人谷岡学園寄附行為第 39 条に明記し、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院 of 目的について、大阪商業大学大学院学則第 1 条に明記し、遵守している。	1-1
第 100 条	○	研究科について、大阪商業大学大学院学則第 2 条に明記し、設置している。	1-2
第 102 条	○	大学院 of 入学について、大阪商業大学大学院学則第 13 条に明記し、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 13 条に入学できる者を明記し、遵守している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 13 条第 2 項に入学できる者を明記し、遵守している。	2-1
第 157 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項による入学者 of 受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 158 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項による入学者 of 受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 159 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項による入学者 of 受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 160 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項による入学者 of 受入れを実施していないため、該当しない。	2-1

大阪商業大学

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	学校教育法の定めるところにより設置し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第1条の2	○	教育研究上の目的について、大阪商業大学大学院学則第2条の2に明記している。	1-1 1-2
第1条の3	○	入学者選抜について、大阪商業大学大学院学則第15条に明記し、行っている。	2-1
第2条	○	課程について、大阪商業大学大学院学則第2条に明記し、設置している。	1-2
第2条の2	—	専ら夜間において教育を行っていたため、該当しない。	1-2
第3条	○	修士課程について、目的は大阪商業大学大学院学則第2条の2、修業年限は同第10条に明記し、遵守している。	1-2
第4条	○	博士課程について、目的は大阪商業大学大学院学則第2条の2、修業年限は同第10条及び第37条第1項に明記し、遵守している。	1-2
第5条	○	研究科について、教育研究上適当な規模内容、教育研究実施組織、教員数で組織遵守している。	1-2
第6条	○	専攻について、大阪商業大学大学院学則第2条第3項に明記し、設置している。	1-2
第7条	○	研究科を組織するに当たり、学部、大学附置の研究所等と適当な連携を図り、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなるよう配慮している。	1-2
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織を設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教育研究実施組織について、当該第8条に掲げる要件を遵守している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	教員について、当該第9条に掲げる要件を遵守している。	3-2 4-2
第9条の3	○	組織的な研修等について、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に研修の機会を設けている。事務職員等に知識及び技能の習得、並びに能力及び資質の向上を目的とした研修の機会を設けている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	収容定員について、大阪商業大学大学院学則第2条第4項に明記している。	2-1
第11条	○	教育課程について、大阪商業大学大学院学則第27条に明記するとともに、大学院カリキュラム・ポリシーに基づき編成している。	3-2
第12条	○	大学院の教育について、大阪商業大学大学院学則第27条に明記し行っている。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導について、当該第9条に掲げる要件を満たす教員が行っている。また、大阪商業大学大学院学則第36条に明記し他大学の授業科目の履修を認めている。	2-2 3-2
第14条	○	教育方法の特例について、夜間に授業を行う場合がある。	3-2
第14条の2	○	研究指導の方法及び内容等について、大学院履修要項に明示している。また、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに終了の認定	3-1

大阪商業大学

		について大阪商業大学大学院学位規程第 9 条及び第 10 条に明記し行っている。	
第 15 条	○	当該第 15 条に掲げる項目について読み替えている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件について、大阪商業大学大学院学則第 37 条第 1 項に明記し、遵守している。	3-1
第 17 条	○	博士課程の修了要件について、大阪商業大学大学院学則第 37 条第 2 項に明記し、遵守している。	3-1
第 19 条	○	当該第 19 条に掲げる施設を備えている。	2-5
第 20 条	○	当該第 20 条に掲げる設備を備えている。	2-5
第 21 条	○	当該第 21 条に掲げる図書等の資料を備えている。	2-5
第 22 条	○	必要に応じ、学部と教室を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	2 以上の校地において教育研究を行っていないため該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	大学院について、教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称について、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 23 条	—	独立大学院を設置していないため該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院を設置していないため該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育課程を設置していないため該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科以外の基本組織を設置していないため該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設置していないため該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を設置していないため該当しない。	4-2
第 42 条	○	実績はないが、該当者がいた場合は、機会を設け、情報を提供する。	2-3
第 43 条	○	教育訓練給付の対象になっており、受給実績がある。	2-4
第 45 条	—	外国に組織を設けていないため、該当しない。	1-2
第 46 条	—	段階的整備については該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2

大阪商業大学

			4-2
第5条			3-2 4-2
第5条の2			3-2 3-3 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2
第12条			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1
第26条			1-2 3-1 3-2
第27条			3-1
第28条			3-1
第29条			3-1
第30条			3-1
第31条			3-2
第32条			3-2
第33条			3-1
第34条			3-1
第42条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

大阪商業大学

第3条	○	修士の学位授与の要件について、大阪商業大学大学院学則第37条に明記し、遵守している。	3-1
第4条	○	博士の学位授与の要件について、大阪商業大学大学院学則第37条に明記し、遵守している。	3-1
第5条	○	学位の授与に係る審査への協力について、大阪商業大学大学院学位規程第8条第5項に明記し、遵守している。	3-1
第12条	○	学位授与の報告について、大阪商業大学大学院学位規程第14条第2項に明記し、行っている。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人谷岡学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大阪商業大学大学案内 2025 大阪商業大学大学院案内 2024	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	大阪商業大学学則 大阪商業大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度入学試験要項 入試ガイド&問題集 2024、入試ガイド&問題集 2025 大学院募集要項 2024（博士前期／修士課程・博士課程）、2024 年度大学院特別推薦（学内進学）入学試験要項（博士前期／修 士課程・博士後期課程）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	キャンパスガイド 2024	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2024 年度（令和 6 年度）事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度（令和 5 年度）事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	キャンパスガイド 2024、アクセスマップ	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人谷岡学園規程一覧（法人及び大阪商業大学の規程一 覧）、規定集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催 状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人谷岡学園役員・評議員名簿 2023 年度理事会開催状況一覧表 2023 年度評議員会開催状況一覧表	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	事業活動収支計算書 事業活動収支内訳表 基本金明細表 貸借対照表 固定資産明細表 監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	履修の手引き 2024 年度入学生用 大学院履修要項 2024 シラバス 2024（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	学部教育の 3 つのポリシー 大阪商業大学大学院案内 2024（p.6-7、p.16、p.26）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
		該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
		該当なし

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	【資料 1 企画 1-1 01】大阪商業大学学則第 1 条	
【資料 1-1-2】	【資料 1 企画 1-1 02】大阪商業大学大学院学則第 1 条	
【資料 1-1-3】	【資料 1 企画 1-1 03】大阪商業大学学則第 4 条	
【資料 1-1-4】	【資料 1 企画 1-1 04】大学ホームページ「大学の使命」「学部・研究科の教育目的」	
【資料 1-1-5】	【資料 1 企画 1-1 05】学外の有識者による外部評価会議事録	
【資料 1-1-6】	【資料 1 企画 1-1 06】「大阪商業大学 大学の使命・目的」2023 年 3 月 1 日教授会資料	
【資料 1-1-7】	【資料 1 企画 1-1 07】「大阪商業大学 将来構想について」2023 年 3 月 1 日教授会資料	
【資料 1-1-8】	【資料 1 企画 1-1 08】令和 6(2024)年 3 月 11 日教授会議事録等	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	【資料 1 企画 1-2 01】大阪商業大学学則第 62 条	
【資料 1-2-2】	【資料 1 企画 1-2 02】大阪商業大学運営会議規程	
【資料 1-2-3】	【資料 1 企画 1-2 03】大阪商業大学学則第 10 条	
【資料 1-2-4】	【資料 1 企画 1-2 04】令和 5(2023)第 15 回将来構想企画委員会議事録	
【資料 1-2-5】	【資料 1 企画 1-2 05】大学ホームページ「学部教育の 3 つのポリシー」	
【資料 1-2-6】	【資料 1 企画 1-2 06】履修の手引き (3 つのポリシー)	
【資料 1-2-7】	【資料 1 企画 1-2 07】様式第 1 号 (大学) 中期計画 2024～2028 年度	
【資料 1-2-8】	【資料 1 企画 1-2 08】様式第 3 号 (大学) 事業計画	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	【資料 5 広報 2-1 01】学部教育の 3 つのポリシー (p.2～p.6)	
【資料 2-1-2】	【資料 5 広報 2-1 02】2025 入試ガイド&問題集 (p.2)	
【資料 2-1-3】	【資料 5 広報 2-1 03】2025 年度入学試験要項 (抜粋)	
【資料 2-1-4】	【資料 5 広報 2-1 04】大学 HP_学部教育の 3 つのポリシー	
【資料 2-1-5】	【資料 2 教務 2-1 01】大阪商業大学大学院案内 2024 (p.6-7、p.16、p.26) .pdf	
【資料 2-1-6】	【資料 2 教務 2-1 05】2024 年度大学院特別推薦 (学内進学) 入学試験要項 (博士後期課程) .pdf	
【資料 2-1-7】	【資料 2 教務 2-1 06】令和 5 年度第 5 回・第 10 回大学院教授会議事録.pdf	
【資料 2-1-8】	【資料 5 広報 2-1 05】大阪商業大学入学委員会規程	
【資料 2-1-9】	【資料 5 広報 2-1 06】大阪商業大学入学試験実施細則	
【資料 2-1-10】	【資料 5 広報 2-1 07】大阪商業大学アドミッションオフィス運営委員会規程	
【資料 2-1-11】	【資料 5 広報 2-1 08】大阪商業大学学則第 10 条第 2 号	
【資料 2-1-12】	【資料 5 広報 2-1 09】大阪商業大学入試制度委員会規程	
【資料 2-1-13】	【資料 5 広報 2-1 10】2025 年度入試制度一覧	

大阪商業大学

【資料 2-1-14】	【資料 2 教務 2-1 02】大学院募集要項 2024 (博士前期/修士課程)	
【資料 2-1-15】	【資料 2 教務 2-1 03】大学院募集要項 2024 (博士後期課程)	
【資料 2-1-16】	【資料 2 教務 2-1 04】2024 年度大学院特別推薦 (学内進学) 入学試験要項 (博士前期/修士課程)	
【資料 2-1-17】	【資料 2 教務 2-1 07】大学院設置基準第 10 条	
【資料 2-1-18】	【資料 2 教務 2-1 08】大阪商業大学大学院学則第 2 条第 4 項	
【資料 2-1-19】	【資料 5 広報 2-1 11】大阪商業大学学則第 3 条第 2 項	
【資料 2-1-20】	【資料 2 教務 2-1 09】大学院設置基準第 10 条	
【資料 2-1-21】	【資料 2 教務 2-1 10】大阪商業大学大学院学則第 2 条第 4 項	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	【資料 2 教務 2-2 09】令和 6 年度情報処理実習関係時間割表 (TA/SA 配置)	
【資料 2-2-2】	【資料 2 教務 2-2 10】大阪商業大学大学院グラデュエイト・アソシエイト取扱基準	
【資料 2-2-3】	【資料 2 教務 2-2 11】オフィス・アワー一覧 (本学ポータルサイト S-Navi!)	
【資料 2-2-4】	【資料 2 教務 2-2 12】オフィス・アワーについて (R6(2024) 大学院・掲示)	
【資料 2-2-5】	【資料 3 学生 2-2 01】大阪商業大学障がい学生支援委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-2-6】	【資料 3 学生 2-2 02】配慮依頼文書 (「事務連絡」様式)	
【資料 2-2-7】	【資料 3 学生 2-2 03】2023 年度障がいのある学生への学内支援	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	【資料 2 教務 2-3 01】履修の手引き 2024 年度入学生用 (p.97- p.100)	
【資料 2-3-2】	【資料 2 教務 2-3 02】大阪商業大学就業力育成支援委員会規程	
【資料 2-3-3】	【資料 2 教務 2-3 03】大阪商業大学就業力測定委員会規程	
【資料 2-3-4】	【資料 2 教務 2-3 04】大阪商業大学初年次教育委員会規程	
【資料 2-3-5】	【資料 2 教務 2-3 05】大阪商業大学学習サポート委員会規程	
【資料 2-3-6】	【資料 2 教務 2-3 06】S-Log 関連資料	
【資料 2-3-7】	【資料 2 教務 2-3 07】S-Check 関連資料 (1 年生、2・3 年生、4 年生)	
【資料 2-3-8】	【資料 2 教務 2-3 08】S-Work 関連資料 (1 年生、2 年生、3 年生)	
【資料 2-3-9】	【資料 2 教務 2-3 09】2024 年度入学前教育プログラム課題冊子、解答・解説冊子	
【資料 2-3-10】	【資料 2 教務 2-3 10】2024 年度チャレンジプログラムシート.pdf、シラバス 2024 (電子データ) (ゼミナール I A、ゼミナール I B、ゼミナール II・III・IV、キャリアデザイン入門/キャリアデザイン応用、ビジネス・インターンシップ)	
【資料 2-3-11】	【資料 2 教務 2-3 11】入学準備講座 パソコン講習会&相談コーナー	
【資料 2-3-12】	【資料 2 教務 2-3 12】令和 5 年度新入生オリエンテーション GUIDE BOOK	
【資料 2-3-13】	【資料 2 教務 2-3 13】学びの広場「サポート学習」「楽習アワー」のご案内	
【資料 2-3-14】	【資料 4 キャ 2-3 01】「キャリアデザイン入門、応用」「ビジネス・インターンシップ」履修者推移	
【資料 2-3-15】	【資料 4 キャ 2-3 02】学内企業セミナーへの参加状況の推移	
【資料 2-3-16】	【資料 4 キャ 2-3 03】就職支援事業の状況	

大阪商業大学

【資料 2-3-17】	【資料 4 キヤ 2-3 04】 カウンセリングを受けた学生数の月別推移	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	【資料 3 学生 2-4 01】 大阪商業大学学生生活委員会規程	【資料 F-16】 と同じ
【資料 2-4-2】	【資料 3 学生 2-4 02】 大阪商業大学思いやりと礼節委員会規程	【資料 F-16】 と同じ
【資料 2-4-3】	【資料 3 学生 2-4 03】 大阪商業大学学生支援委員会規程	【資料 F-16】 と同じ
【資料 2-4-4】	【資料 3 学生 2-4 04】 キャンパスガイド 2024 (p. 19、p. 26-28、p. 33-38)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-4-5】	【資料 3 学生 2-4 05】 令和 5 年度保健室利用者集計表	
【資料 2-4-6】	【資料 3 学生 2-4 06】 2023 年度学生定期健康診断	
【資料 2-4-7】	【資料 3 学生 2-4 07】 2023 年度禁煙キャンペーン	
【資料 2-4-8】	【資料 3 学生 2-4 08】 令和 5 年度学生相談室利用者集計表	
【資料 2-4-9】	【資料 3 学生 2-4 09】 学生相談室りらくさんのしおり 2023	
【資料 2-4-10】	【資料 3 学生 2-4 10】 学生相談室、保健室等の状況	【表 2-9】 と同じ
【資料 2-4-11】	【資料 3 学生 2-4 11】 大阪商業大学障がい学生支援委員会規程	【資料 F-16】 と同じ
【資料 2-4-12】	【資料 3 学生 2-4 12】 障がい学生支援相談窓口利用のてびき 2024	
【資料 2-4-13】	【資料 3 学生 2-4 13】 教職員のための相談室ハンドブック 2023	
【資料 2-4-14】	【資料 3 学生 2-4 14】 大阪商業大学課外活動支援委員会規程	
【資料 2-4-15】	【資料 3 学生 2-4 15】 大阪商業大学スポーツ振興審議会規程	
【資料 2-4-16】	【資料 3 学生 2-4 16】 CLUB GUIDE2023 (p. 2-3、p. 6-7、p. 39)	
【資料 2-4-17】	【資料 3 学生 2-4 17】 学生の課外活動への支援状況 (前年度実績)	【表 2-8】 と同じ
【資料 2-4-18】	【資料 3 学生 2-4 18】 令和 5 年度 AED 講習会実施報告書	
【資料 2-4-19】	【資料 3 学生 2-4 19】 令和 5 年度熱中症対策講習会実施報告書	
【資料 2-4-20】	【資料 3 学生 2-4 20】 令和 5 年度学生間コミュニティ形成支援プログラム	
【資料 2-4-21】	【資料 9 総合 2-4 01】 授業料減免・奨学金受給状況 (R5)	
【資料 2-4-22】	【資料 9 総合 2-4 02】 国際交流イベントチラシ	
【資料 2-4-23】	【資料 9 総合 2-4 03】 留学生のためのハンドブック 2023	
【資料 2-4-24】	【資料 9 総合 2-4 04】 令和 5 年度留学支援委員会事業報告	
【資料 2-4-25】	【資料 3 学生 2-4 21】 学内飲食可能な場所 2024	
【資料 2-4-26】	【資料 3 学生 2-4 22】 令和 5 年度体育施設の一般開放申込件数及び使用人数	
【資料 2-4-27】	【資料 3 学生 2-4 23】 令和 5 年度月別 TR 使用講習会開催数集計表、令和 5 年度月別 TR 利用者数集計表	
【資料 2-4-28】	【資料 3 学生 2-4 24】 大学独自の奨学金給付・貸与状況 (授業料免除制度) (前年度実績)	
【資料 2-4-29】	【資料 3 学生 2-4 25】 令和 5 年度 「食」 の支援	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	【資料 6 庶務 2-5 01】 2024 年度設備整備保守・検査業務計画表	
【資料 2-5-2】	【資料 2 教務 5-1 02】 R5 体育関係科目時間割	
【資料 2-5-3】	【資料 7 図書 2-5 01】 建物面積及び図書館 (室)	
【資料 2-5-4】	【資料 7 図書 2-5 02】 令和 5(2023)年度 図書館蔵書数、令和 5(2023)年度 図書館定期刊行物	

大阪商業大学

【資料 2-5-5】	【資料 7 図書 2-5 03】 令和 5(2023)年度 契約データベース一覧	
【資料 2-5-6】	【資料 7 図書 2-5 04】 図書館 6 階多目的室の利用について	
【資料 2-5-7】	【資料 7 図書 2-5 05】 大阪商業大学図書館に関する規程	
【資料 2-5-8】	【資料 7 図書 2-5 06】 令和 5(2023)年度 入館者数	
【資料 2-5-9】	【資料 7 図書 2-5 07】 大阪商業大学図書館一般公開取扱基準	
【資料 2-5-10】	【資料 6 庶務 2-5 02】 バリアフリーマップ	
【資料 2-5-11】	【資料 3 学生 2-5 01】 CLUB GUIDE2023 (p.6-7、p.34-35)	
【資料 2-5-12】	【資料 2 教務 2-5 01】 令和 5 年度履修者集計表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	【資料 2 教務 2-6 01】 2023 年度授業アンケート調査結果	
【資料 2-6-2】	【資料 3 学生 2-6 01】大阪商業大学学生生活調査報告書 2023	
【資料 2-6-3】	【資料 3 学生 2-6 02】 令和 5 年度学生代表（学生会執行役員会）と大学との対談議事録	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	【資料 2 教務 3-1 01】 学部教育の 3 つのポリシー	
【資料 3-1-2】	【資料 2 教務 3-1 02】 大阪商業大学大学院案内 2024 (p.6-7、p.16、p.26)	
【資料 3-1-3】	【資料 2 教務 3-1 03】 大阪商業大学学則第 14 条～第 15 条、第 36 条第 1 項及び別表第 2、第 38 条～第 42 条	
【資料 3-1-4】	【資料 2 教務 3-1 04】 履修の手引き 2024 年度入学生用 (pp.2-4、pp.14-16、pp.31-95)	
【資料 3-1-5】	【資料 2 教務 3-1 05】 大阪商業大学大学院学則第 10 条～第 11 条、第 29 条、第 31 条、第 34 条、第 37 条～第 38 条	
【資料 3-1-6】	【資料 2 教務 3-1 06】 大学院履修要項 2024	
【資料 3-1-7】	【資料 2 教務 3-1 07】 令和 6 年度第 1 回大学教授会議事録	
【資料 3-1-8】	【資料 2 教務 3-1 08】 大阪商業大学におけるグレード・ポイントに関する取扱基準	
【資料 3-1-9】	【資料 2 教務 3-1 09】 令和 5 年度第 16 回大学教授会議事録	
【資料 3-1-10】	【資料 2 教務 3-1 10】 令和 5 年度第 11 回大学院教授会議事録	
【資料 3-1-11】	【資料 2 教務 3-1 11】 大阪商業大学大学院学位規程	
【資料 3-1-12】	【資料 2 教務 3-1 12】 大学院履修要項 2024 (p.33)	
【資料 3-1-13】	【資料 2 教務 3-1 13】 シラバス第三者チェックの実施について (お願い)	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	【資料 2 教務 3-1 09】 令和 5 年度第 16 回大学教授会議事録	
【資料 3-2-2】	【資料 2 教務 3-1 10】 令和 5 年度第 11 回大学院教授会議事録	
【資料 3-2-3】	【資料 2 教務 3-1 11】 大阪商業大学大学院学位規程	
【資料 3-2-4】	【資料 2 教務 3-2 01】 履修の手引き 2024 年度入学生用 (p.1-p.97)	
【資料 3-2-5】	【資料 2 教務 3-2 14】 S-Navi! 掲示板「2024 年度単位互換制度について」	
【資料 3-2-6】	【資料 2 教務 3-2 12】 カリキュラムマップ	

大阪商業大学

【資料 3-2-7】	【資料 2 教務 3-2 13】履修の手引き 2024 年度入学生用 (p.32- p.37、p.43- p.46、p.53- p.56、p.63- p.67)	
【資料 3-2-8】	【資料 2 教務 3-2 15】履修の手引き 2024 (p.106- p.108)	
【資料 3-2-9】	【資料 2 教務 3-2 02】大学院履修要項 2024 (p.3- p.26)	
【資料 3-2-10】	【資料 2 教務 3-2 18】シラバス第三者チェックの実施について (お願い)	
【資料 3-2-11】	【資料 2 教務 3-2 03】大阪商業大学学則第 11 条～第 13 条	
【資料 3-2-12】	【資料 2 教務 3-2 04】大阪商業大学履修に関する規程第 3 条第 8 項	
【資料 3-2-13】	【資料 2 教務 3-2 05】2023 年度プレイスメントテスト解答解説	
【資料 3-2-14】	【資料 2 教務 3-2 06】令和 5(2023)年度 OBP コース運営スケジュール	
【資料 3-2-15】	【資料 2 教務 3-2 16】地域経済政策専攻の 3 つのポリシーについて	
【資料 3-2-16】	【資料 2 教務 3-2 17】経営革新専攻の 3 つのポリシーについて	
【資料 3-2-17】	【資料 2 教務 3-2 07】大阪商業大学大学院グラデュエイト・アソシエイト取扱基準	
【資料 3-2-18】	【資料 2 教務 3-2 20】大阪商業大学教職課程研究紀要第 7 巻第 1 号	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	【資料 2 教務 3-3 01】就業力育成プログラム報告書【第 2 期データ分析編】ーデータから見る学生の姿と見えてきた課題ー	
【資料 3-3-2】	【資料 2 教務 3-3 02】2023 年度授業アンケート調査結果	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	【資料 1 企画 4-1 01】大阪商業大学学則第 7 条第 3 項	
【資料 4-1-2】	【資料 1 企画 4-1 02】大阪商業大学教授会規程	
【資料 4-1-3】	【資料 1 企画 4-1 03】大阪商業大学大学院教授会規程	
【資料 4-1-4】	【資料 1 企画 4-1 04】大阪商業大学運営会議規程	
【資料 4-1-5】	【資料 2 教務 4-1 01】令和 5 年度教授会議事録	
【資料 4-1-6】	【資料 2 教務 4-1 02】令和 5 年度大学院教授会議事録	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	【資料 2 教務 4-2 01】令和 5 年度第 1 回教授会 (教授のみ) 議事録	
【資料 4-2-2】	【資料 2 教務 4-2 02】令和 4 年度第 4 回大学院教授会議事録	
【資料 4-2-3】	【資料 2 教務 4-2 03】大阪商業大学教員資格審査規程	
【資料 4-2-4】	【資料 2 教務 4-2 04】大阪商業大学教員資格審査規程施行細則	
【資料 4-2-5】	【資料 2 教務 4-2 05】大阪商業大学任期限付専任教員任用規程	
【資料 4-2-6】	【資料 2 教務 4-2 06】大阪商業大学教育専任教員取扱基準	
【資料 4-2-7】	【資料 2 教務 4-2 07】大阪商業大学特任教員取扱基準	
【資料 4-2-8】	【資料 2 教務 4-2 08】大阪商業大学教員制度運用に関する内規	
【資料 4-2-9】	【資料 2 教務 4-2 09】FD ニュースレター第 25 号	

大阪商業大学

【資料 4-2-10】	【資料 2 教務 4-2 10】 2023 年度授業アンケート調査結果	
【資料 4-2-11】	【資料 2 教務 4-2 11】 令和 5 年度第 1 回教職課程委員会議事録	
【資料 4-2-12】	【資料 2 教務 4-2 12】 大阪商業大学教職課程研究紀要第 7 巻第 1 号	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	【資料 12 人事 4-3 01】 事務職員の大阪商業大学講義聴講研修取扱い規程	
【資料 4-3-2】	【資料 12 人事 4-3 02】 大阪商業大学大学院への本学園教職員の社会人入学に関する取扱い基準	
【資料 4-3-3】	【資料 6 庶務 4-4 12】 研究倫理・コンプライアンス教育実施要項	
【資料 4-3-4】	【資料 6 庶務 4-4 13】 自己啓発でのコンプライアンス教育および研究倫理教育用教材・誓約書	
【資料 4-3-5】	【資料 1 企画 4-3 01】 事務局部会活動要領	
【資料 4-3-6】	【資料 1 企画 4-3 02】 2023 年度事務局部会	
【資料 4-3-7】	【資料 1 企画 4-3 03】 2023 年度冬期事務局研修会	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	【資料 6 庶務 4-4 01】 大阪商業大学教員個人研究室の利用に関する取扱基準	【資料 F-16】 と同じ
【資料 4-4-2】	【資料 8 学術 2-5 01】 大学ホームページ「大阪商業大学比較地域研究所の紹介」	
【資料 4-4-3】	【資料 8 学術 2-5 02】 大学ホームページ「大阪商業大学 JGSS 研究センター設立目的」	
【資料 4-4-4】	【資料 8 学術 2-5 03】 科学研究費助成事業データベースホームページ「東アジアにおける社会的ネットワークと社会の持続可能性に関する総合的研究」	
【資料 4-4-5】	【資料 8 学術 2-5 04】 大阪府公報第 1562 号	
【資料 4-4-6】	【資料 8 学術 2-5 05】 全国博物館園職員録	
【資料 4-4-7】	【資料 8 学術 2-5 06】 大阪商業大学商業史博物館リーフレット	
【資料 4-4-8】	【資料 8 学術 2-5 07】 大阪商業大学アミューズメント産業研究所リーフレット	
【資料 4-4-9】	【資料 9 総合 4-4 01】 大阪商業大学共同参画研究所規程	
【資料 4-4-10】	【資料 9 総合 4-4 02】 藤井寺市との連携協力に関する基本協定書	
【資料 4-4-11】	【資料 9 総合 4-4 03】 令和 5 年度共同参画研究所嘱託研究員（豊中市）	
【資料 4-4-12】	【資料 6 庶務 4-4 02】 大阪商業大学研究活動管理・監査委員会規程	【資料 F-16】 と同じ
【資料 4-4-13】	【資料 6 庶務 4-4 03】 大阪商業大学研究活動の不正行為に係る調査等に関する規程	【資料 F-16】 と同じ
【資料 4-4-14】	【資料 6 庶務 4-4 04】 大学ホームページ「不正防止・研究倫理に対する取り組み」	
【資料 4-4-15】	【資料 6 庶務 4-4 05】 大阪商業大学における研究者等の行動規範	
【資料 4-4-16】	【資料 6 庶務 4-4 06】 研究活動の不正防止に関する基本方針（不正防止ポリシー）	
【資料 4-4-17】	【資料 6 庶務 4-4 07】 大阪商業大学研究活動における運営・管理の組織連携図	
【資料 4-4-18】	【資料 6 庶務 4-4 08】 大阪商業大学公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-19】	【資料 6 庶務 4-4 09】 大阪商業大学における公的研究費の運営・管理に関する規程	【資料 F-16】 と同じ

大阪商業大学

【資料 4-4-20】	【資料 6 庶務 4-4 10】大阪商業大学科学研究費助成事業交付金取扱基準	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-21】	【資料 6 庶務 4-4 11】大阪商業大学における競争的資金に係る間接経費の取扱方針	
【資料 4-4-22】	【資料 6 庶務 4-4 12】研究倫理・コンプライアンス教育実施要項	
【資料 4-4-23】	【資料 6 庶務 4-4 13】自己啓発でのコンプライアンス教育および研究倫理教育用教材・誓約書	
【資料 4-4-24】	【資料 6 庶務 4-4 14】2023 啓発活動研究費不正防止対策強化としての配信記事	
【資料 4-4-25】	【資料 6 庶務 4-4 15】大阪商業大学における人を対象とする研究倫理審査規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-26】	【資料 6 庶務 4-4 16】学生に対する研究倫理教育実施要項	
【資料 4-4-27】	【資料 6 庶務 4-4 17】大阪商業大学教員個人研究費規程第 3 条	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-28】	【資料 6 庶務 4-4 18】大阪商業大学教育専任教員教育活動費取扱基準	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-29】	【資料 6 庶務 4-4 19】大阪商業大学研究奨励規程第 2 条	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-30】	【資料 6 庶務 4-4 20】大阪商業大学教育活動奨励助成制度に関する規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-31】	【資料 6 庶務 4-4 21】大阪商業大学海外研究員規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-32】	【資料 6 庶務 4-4 22】大阪商業大学国内研究員規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-33】	【資料 6 庶務 4-4 23】大阪商業大学学会開催取扱要領第 4 項 第 7 項	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-34】	【資料 6 庶務 4-4 24】令和 5 年度希望者対象・科研費申請支援 個人面談のご案内	
【資料 4-4-35】	【資料 6 庶務 4-4 25】令和 5 年度希望者対象・科研費申請支援 科研費申請書（研究計画調査）レビューのご案内	
【資料 4-4-36】	【資料 6 庶務 4-4 26】令和 5 年度科学研究費助成事業配分一覧（繰り越しあり）	
【資料 4-4-37】	【資料 8 学術 4-4 08】大阪商業大学比較地域研究所研究費規程	
【資料 4-4-38】	【資料 8 学術 4-4 09】大阪商業大学アミューズメント産業研究所研究費規程	
【資料 4-4-39】	【資料 8 学術 4-4 10】大阪商業大学比較地域研究所研究プロジェクト募集規程	
【資料 4-4-40】	【資料 8 学術 4-4 11】大阪商業大学アミューズメント産業研究所研究プロジェクト募集規程	
【資料 4-4-41】	【資料 8 学術 4-4 12】大阪商業大学比較地域研究所研究プロジェクト（2023 年度）	
【資料 4-4-42】	【資料 8 学術 4-4 13】大阪商業大学アミューズメント産業研究所研究プロジェクト（2023 年度）	
【資料 4-4-43】	【資料 8 学術 4-4 14】大阪商業大学 JGSS 研究センターPD 研究員（2023 年度）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	【資料 12 人事 5-1 01】学校法人谷岡学園大阪商業大学就業規則（令和 6 年度）	
【資料 5-1-2】	【資料 14 監査 5-1 01】学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程（令和 6 年度）	

大阪商業大学

【資料 5-1-3】	【資料 14 監査 5-1 02】 学校法人谷岡学園公益通報に関する規程	
【資料 5-1-4】	【資料 11 総務 5-1 01】 学園ホームページ「情報公開」	
【資料 5-1-5】	【資料 11 総務 5-1 02】 谷岡学園広報誌『楽人』73号	
【資料 5-1-6】	【資料 2 教務 5-1 01】 本学ホームページ「教職課程」	
【資料 5-1-7】	【資料 11 総務 5-1 03】 学園ホームページ「CS 理念・方針」	
【資料 5-1-8】	【資料 6 庶務 5-1 01】 大学ホームページ「クールビズ・ウォームビズ」	
【資料 5-1-9】	【資料 12 人事 5-1 02】 学校法人谷岡学園セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する規程	
【資料 5-1-10】	【資料 3 学生 5-1 01】 大阪商業大学ハラスメント防止委員会規程	
【資料 5-1-11】	【資料 3 学生 5-1 02】 キャンパスガイド 2024 (p. 4- p. 5、p. 25)	
【資料 5-1-12】	【資料 3 学生 5-1 03】 大学生生活ガイドブック 2023 (p. 26-p. 27、p. 38-p. 39)	
【資料 5-1-13】	【資料 3 学生 5-1 04】 ハラスメント防止カード	
【資料 5-1-14】	【資料 3 学生 5-1 05】 大阪商業大学ハラスメント調査委員会規程	
【資料 5-1-15】	【資料 3 学生 5-1 06】 大阪商業大学人権問題委員会規程	
【資料 5-1-16】	【資料 6 庶務 5-1 04】 学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置規程	【資料 F-16】 と同じ
【資料 5-1-17】	【資料 6 庶務 5-1 05】 危機管理マニュアル (大阪商業大学用)	
【資料 5-1-18】	【資料 6 庶務 5-1 02】 大阪商業大学消防計画第 13 条	【資料 F-16】 と同じ
【資料 5-1-19】	【資料 6 庶務 5-1 03】 携帯版地震対策マニュアル	
【資料 5-1-20】	【資料 3 学生 5-1 07】 救命に関わる講習会	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	【資料 10 秘書 5-2 01】 学校法人谷岡学園寄附行為 (令和 6 年度)	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	【資料 11 総務 5-3 01】 学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程 (令和 6 年度)	
【資料 5-3-2】	【資料 10 秘書 5-3 01】 学園ホームページ「理事長への提案箱」	
【資料 5-3-3】	【資料 11 総務 5-3 02】 事業計画 2024 年度 (令和 6 年度)、中期計画	
【資料 5-3-4】	【資料 11 総務 5-3 03】 学校法人谷岡学園事務決裁規程	
【資料 5-3-5】	【資料 14 監査 5-3 01】 学校法人谷岡学園寄附行為、学校法人谷岡学園寄附行為 (令和 6 年度)	
【資料 5-3-6】	【資料 14 監査 5-3 02】 学校法人谷岡学園監事監査規程	
【資料 5-3-7】	【資料 14 監査 5-3 03】 令和 5 年度学校法人谷岡学園監事活動記録	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	【資料 13 財務 5-4 01】 学校法人谷岡学園予算編成規程	
【資料 5-4-2】	【資料 13 財務 5-4 02】 資金運用規程	
【資料 5-4-3】	【資料 13 財務 5-4 03】 事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、基本金明細表、貸借対照表、固定資産明細表、令和 5 年度 監事監査報告書	
【資料 5-4-4】	【資料 6 庶務 5-4 01】 令和 5 年度希望者対象・科研費申請支援 個人面談のご案内	【資料 4-4-34】 と同じ
【資料 5-4-5】	【資料 6 庶務 5-4 02】 令和 5 年度希望者対象・科研費申請支援 科研費申請書 (研究計画調書) レビューのご案内	【資料 4-4-35】 と同じ

大阪商業大学

【資料 5-4-6】	【資料 6 庶務 5-4 03】 令和 5 年度科学研究費助成事業配分一覧（繰り越しあり）	【資料 4-4-36】 と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	【資料 13 財務 5-5 01】 学校法人谷岡学園事務決裁規程	
【資料 5-5-2】	【資料 13 財務 5-5 02】 学校法人谷岡学園経理規程	
【資料 5-5-3】	【資料 13 財務 5-5 03】 学校法人谷岡学園物品会計規程	
【資料 5-5-4】	【資料 13 財務 5-5 04】 学校法人谷岡学園予算編成規程	
【資料 5-5-5】	【資料 13 財務 5-5 05】 学校法人谷岡学園予算執行規程	
【資料 5-5-6】	【資料 14 監査 5-5 02】 学校法人谷岡学園内部監査規程（令和 6 年度）	
【資料 5-5-7】	【資料 14 監査 5-5 03】 令和 5 年度学校法人谷岡学園監事活動記録	
【資料 5-5-8】	【資料 13 財務 5-5 06】 学校法人谷岡学園寄附行為（令和 6 年度）	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	【資料 1 企画 6-1 01】 様式第 1 号（大学）中期計画 2024～2028 年度	
【資料 6-1-2】	【資料 1 企画 6-1 02】 大阪商業大学事業推進会議規程	
【資料 6-1-3】	【資料 1 企画 6-1 03】 大阪商業大学運営会議規程	
【資料 6-1-4】	【資料 1 企画 6-1 04】 大阪商業大学自己点検評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	【資料 1 企画 6-2 01】 大阪商業大学学則第 2 条	
【資料 6-2-2】	【資料 1 企画 6-2 02】 大阪商業大学自己点検評価委員会規程	
【資料 6-2-3】	【資料 1 企画 6-2 03】 大学ホームページ「自己点検」	
【資料 6-2-4】	【資料 1 企画 6-2 04】 大阪商業大学教員活動自己点検評価実施に関する規程	
【資料 6-2-5】	【資料 1 企画 6-2 05】 令和 5(2023)年度離学調査	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	【資料 1 企画 6-3 01】 様式第 1 号（大学）中期計画 2024～2028 年度	
【資料 6-3-2】	【資料 1 企画 6-3 02】 様式第 3 号（大学）事業計画	

基準 A. 地域・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 知的資産を活かした社会貢献		
【資料 A-1-1】	【資料 9 総合 A-1 01】 大学ホームページ「地域連携ポリシー」	
【資料 A-1-2】	【資料 9 総合 A-1 02】 フィールドワークゼミナールパンフレット	
【資料 A-1-3】	【資料 9 総合 A-1 03】 公開講座「地域社会と中小企業」「地域産業振興論」特別講師招聘数調査	
【資料 A-1-4】	【資料 9 総合 A-1 04】 公開講座案内・受講申込書「地域社会と中小企業」	
【資料 A-1-5】	【資料 9 総合 A-1 05】 公開講座案内・受講申込書「地域産業振興論」	

大阪商業大学

【資料 A-1-6】	【資料 8 学術 A-1 14】 第 18 回大阪商業大学比較地域研究所講演会案内	
【資料 A-1-7】	【資料 8 学術 A-1 15】 第 10 回大阪商業大学比較地域研究所市民ビジネス講座案内	
【資料 A-1-8】	【資料 8 学術 A-1 16】 令和 5 年度大阪商業大学商業史博物館秋季企画展案内	
【資料 A-1-9】	【資料 8 学術 A-1 17】 第 30 回大阪商業大学商業史博物館ミュージアムセミナー案内	
【資料 A-1-10】	【資料 8 学術 A-1 18】 『大阪商業大学商業史博物館資料目録』 第 16 集書影	
【資料 A-1-11】	【資料 8 学術 A-1 19】 第 13 回大阪商業大学アミューズメント産業研究所公開講座案内	
【資料 A-1-12】	【資料 8 学術 A-1 20】 第 21 回大阪商業大学アミューズメント産業研究所特別展示案内	
【資料 A-1-13】	【資料 8 学術 A-1 21】 令和 5 年度大阪商業大学アミューズメント産業研究所頭脳スポーツ講座受講生募集案内 (春期)	
【資料 A-1-14】	【資料 8 学術 A-1 22】 令和 5 年度大阪商業大学アミューズメント産業研究所頭脳スポーツ講座受講生募集案内 (秋期)	
【資料 A-1-15】	【資料 8 学術 A-1 23】 大学ホームページ「アミューズメント産業研究所所蔵資料データベース」	
【資料 A-1-16】	【資料 9 総合 A-1 06】 令和 5(2023)年度大阪商業大学共同企画研究所事業報告	
【資料 A-1-17】	【資料 9 総合 A-1 07】 令和 5 年度 第 12 回東大阪市連携 6 大学公開講座チラシ	
【資料 A-1-18】	【資料 9 総合 A-1 08】 令和 5 年度 第 12 回東大阪市連携 6 大学公開講座チラシ講座テーマ等	
【資料 A-1-19】	【資料 9 総合 A-1 09】 東大阪市との連携・協力に関する包括協定書	
【資料 A-1-20】	【資料 9 総合 A-1 10】 東大阪市大学連絡協議会規約	
【資料 A-1-22】	【資料 9 総合 A-1 11】 東大阪市大学連絡協議会名簿	
【資料 A-1-23】	【資料 9 総合 A-1 12】 2023 春期カルチャー&頭脳スポーツ講座チラシ	
【資料 A-1-24】	【資料 9 総合 A-1 13】 2023 秋期カルチャー&頭脳スポーツ講座チラシ	
【資料 A-1-25】	【資料 9 総合 A-1 14】 大阪商業大学総合交流センター規程	
【資料 A-1-26】	【資料 9 総合 A-1 15】 第 21 回大商大ビジネス・アイディアコンテスト.2023 年度事業記録	
【資料 A-1-27】	【資料 9 総合 A-1 16】 令和 5 年度第 22 回ビジネスアイデア甲子園 応募要項	
【資料 A-1-28】	【資料 9 総合 A-1 17】 ビジネスアイデア甲子園出張セミナー一覧	
【資料 A-1-29】	【資料 9 総合 A-1 18】 第 22 回全国高等学校ビジネスアイデア甲子園 活用ガイド	
【資料 A-1-30】	【資料 9 総合 A-2 01】 第 27 回起業教育研究会チラシ	
【資料 A-1-31】	【資料 9 総合 A-2 04】 令和 5 年度 起業教育事業報告『起業教育』vol.14	
【資料 A-1-32】	【資料 9 総合 A-1 19】 本学ホームページ「1.アントレラボ紹介」	
【資料 A-1-33】	【資料 9 総合 A-1 20】 本学ホームページ「2.アントレラボ紹介」	
【資料 A-1-34】	【資料 9 総合 A-1 21】 大阪商業大学リエゾン・オフィス (ものづくり総合支援拠点 MOBIO 内) 案内	

基準 B. 外部連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. ステークホルダーとの連携		
【資料 B-1-1】	【資料 3 学生 B-1 01】 2023 年度教育懇談会	
【資料 B-1-2】	【資料 3 学生 B-1 02】 pitari vol.28、pitari vol.29	
【資料 B-1-3】	【資料 3 学生 B-2 01】 第 1 回・第 2 回校友会・学生支援課定例会議議事録	
【資料 B-1-4】	【資料 3 学生 B-2 02】 令和 5 年度校友顕彰次第	

V. 特記事項

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
大阪商業大学企業交流会		
【資料 V-1-1】	【資料 4 キャ V 01】 企業交流会会則	
【資料 V-1-2】	【資料 4 キャ V 02】 企業交流会 令和 5 年度事業報告	
【資料 V-1-3】	【資料 4 キャ V 03】 企業交流会 会員企業一覧	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

<<令和 6(2024)年度 自己点検評価委員会>>

委員長	西嶋	淳	(副学長・経済学部長)
副委員長	孫	飛舟	(副学長)
副委員長	岩田	康宏	(事務局長)
委員	南方	建明	(地域政策学研究科長)
委員	林	幸治	(総合経営学部長)
委員	柴田	孝	(経済学科主任)
委員	北室	康一	(経営学科主任)
委員	金	度渕	(商学科主任)
委員	宍戸	邦章	(公共学科主任)
委員	稲葉	隆男	(大学運営企画室長)
委員	大林	進一	(教務課長)

大阪商業大学

自己点検評価報告書 (第 19 号)

令和 6 年 12 月 9 日 発行

編集 大阪商業大学 自己点検評価委員会

発行者 大阪商業大学

〒577-8505 大阪府東大阪市御厨栄町 4-1-10

TEL 06-6781-0381 (代表)